

32

川口市戸塚環境センター施設整備事業に
係る環境影響評価書

(概要版)

令和3年3月

川 口 市

目 次

	頁
序章 環境影響評価書の目的と経緯	
第1章 事業者の名称及び住所	1
第2章 対象事業の目的及び概要	2
第3章 関係地域	51
第4章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要	53
第5章 調査計画書についての知事の意見	54
第6章 第4章及び第5章の意見についての事業者の見解	56
第7章 環境影響評価の調査項目	58
第8章 環境影響の調査、予測及び評価の概要	63
8.1 大気質	64
8.2 騒音・低周波音	70
8.3 振動	73
8.4 悪臭	75
8.5 水質	76
8.6 地下水	77
8.7 土壌	79
8.8 動物	81
8.9 植物	83
8.10 生態系	86
8.11 景観	89
8.12 自然とのふれあいの場	92
8.13 日照障害	94
8.14 電波障害	96
8.15 廃棄物等	98
8.16 温室効果ガス等	100

第9章	対象事業の実施による影響の総合的な評価	102
第10章	事後調査の計画	103
第11章	準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要	115
第12章	準備書についての知事の意見	116
第13章	第11章及び第12章の意見についての事業者の見解	117

序章 環境影響評価書の目的と経緯

1. 環境影響評価の目的

本書は、川口市戸塚環境センター施設整備事業に関し、「埼玉県環境影響評価条例（平成6年、埼玉県条例第61号）」第6条の規定に基づき、令和2年3月6日付けで知事に提出した「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という。）の記載事項について、住民等の意見及び知事意見の内容を踏まえて検討を行い、「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価書」（以下、「評価書」という。）として取りまとめたものを要約したものである。

2. 評価書作成までの経緯

評価書作成までの経緯の概要は、表1に示すとおりである。

表1 環境影響評価手続きの経緯の概要

	事項	時期
調査 計画書	調査計画書の提出	平成30年1月9日
	調査計画書の公告及び縦覧 (意見数0件)	平成30年1月16日～平成30年2月16日
	調査計画書説明会の開催 (川口市、さいたま市、草加市、越谷市)	平成30年1月27日～平成30年1月28日
	知事の意見	平成30年3月30日
	調査計画書の変更 ・事業計画の詳細記述及び一部変更 ・調査、予測及び評価の内容の変更	令和2年2月26日 届出 令和2年2月26日 申請 令和2年2月28日 承認
調査	環境影響評価に係る現地調査	平成30年5月～令和元年7月
準備書	準備書の提出	令和2年3月6日
	準備書等の公告及び縦覧 (意見数1件)	令和2年3月13日～令和2年4月13日
	準備書説明会の開催 (川口市、さいたま市、草加市、越谷市)	中止 ^{注1}
	知事の意見	令和2年11月4日
	見解書の作成等	令和2年6月3日意見者へ送付
	公聴会の開催	中止 ^{注2}
	準備書の変更 ・事業計画の詳細記述と環境影響評価の 内容の変更	令和3年1月25日 届出 令和3年1月25日 申請 令和3年2月10日 承認
評価書	評価書の提出	令和3年3月

注1) 「埼玉県環境影響評価条例」(平成6年、埼玉県条例第61号)第13条第2項及び「埼玉県環境影響評価条例施行規則」(平成7年、埼玉県規則第98号)第9条に基づき、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、準備書説明会の開催を中止とした。

2) 「埼玉県環境影響評価条例施行規則」(平成7年、埼玉県規則第98号)第15条及び第16条に基づき、公述の申出がなかったため、公聴会の開催を中止とした。

第 1 章 事業者の名称及び住所

1.1 事業者の名称及び代表者

(名 称) 川口市

(代表者) 川口市長 奥ノ木 信夫

1.2 主たる所在地

埼玉県川口市青木 2 丁目 1 番 1 号

第2章 対象事業の目的及び概要

2.1 対象事業の名称

(1) 名称

川口市戸塚環境センター施設整備事業

(2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置（埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号）

2.2 対象事業の目的

川口市では、現在まで一般ごみを戸塚環境センター西棟（処理能力300t/日）及び朝日環境センター（同420t/日）の2施設で焼却処理している。このうち、戸塚環境センター西棟は、2つの焼却炉がそれぞれ平成2年及び平成6年に竣工し、平成22年度から平成24年度にかけて大規模改修工事を実施した。この工事は、施設の寿命を15年延長することを目標に実施したものであり、戸塚環境センター西棟の主要設備は、令和9年度前後に再び更新時期を迎える予定である。このため、川口市では、戸塚環境センター西棟に代わる一般ごみの処理施設として、現在廃炉となっている戸塚環境センター東棟を建て替えることにしたものである。

また、川口市のすべての粗大ごみの破碎選別処理を行っている戸塚環境センター粗大ごみ処理施設は、昭和50年に竣工してから40年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、戸塚環境センター粗大ごみ処理施設についても、併せて建て替えることにしたものである。

2.3 対象事業の概要

(1) 対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域の位置は、図 2-1 及び図 2-2 に示すとおりである。

住所は以下に示す戸塚環境センターであり、既存施設を含めた対象事業実施区域の敷地面積は約 4.8ha である。なお、敷地面積は、隣接地域における土地区画整理事業を受けて、調査計画書（平成 30 年 1 月）から一部減少している。

住所：埼玉県川口市大字藤兵衛新田 290 番地（戸塚環境センター）

(2) 対象事業の規模

既存施設及び新施設の規模等は、表 2-1 に示すとおりである。


表 2-1 対象事業の規模等

項目		既存施設	新施設
焼却 処理施設	規模	300t/日 (150t/日×2 炉)	285t/日 (142.5t/日×2 炉)
	稼働時間	24 時間稼働	同左
粗大ごみ 処理施設	規模	75t/日	26t/日
	稼働時間	5 時間/日稼働	同左



図 2-1 対象事業実施区域の位置



 : 対象事業実施区域



0 250 500m
1/25,000

注) 国土地理院撮影の空中写真 (2007年撮影)

図 2-2 対象事業実施区域の位置 (航空写真)

(3) 対象事業の実施期間

本事業の工事着手から新施設の稼働（新施設と既存施設（西棟）の同時稼働、新施設の単独稼働）までの実施期間における事業計画は、表2-2に示すとおりである。

本事業の工事は令和3年度から着工し、既存施設の東棟及び粗大ごみ処理施設等の解体工事は、新設工事と並行して、令和4年度から7年度にかけて実施する計画である。供用開始時期（試運転期間は除く）は、新粗大ごみ処理施設が令和7年度、新焼却処理施設が令和11年度の計画である。

また、余熱利用施設を有した環境啓発棟の新設工事を、令和8年度から10年度にかけて実施し、完成したのち令和11年度に既存施設の厚生会館（余熱利用施設）を解体する計画である。

なお、既存施設の西棟（焼却処理施設）は、川口市が有する2箇所の焼却処理施設のうちの1つである朝日環境センターの大規模改修に伴い、同センターで焼却処理している一般ごみを受け入れるため、同センターの大規模改修が終了する令和13年度まで引き続き稼働する計画である。

表 2-2 実施期間における事業計画

項目	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
解体工事	解体工事（東棟その他）		←	→								
	解体工事（厚生会館）								↔			
新設工事	新設工事（管理棟・収集業務事務所）	↔										
	新設工事（新粗大ごみ処理施設）			←	(試運転)							
	新設工事（新焼却処理施設）					←			(試運転)			
	新設工事（その他施設）		↔	↔			↔	↔				
	新設工事（外構工事）				↔		←	→				
	新設工事（環境啓発棟）						←	→				
	新設工事（プラント設備工事（焼却処理施設））						←	→				
	新設工事（プラント設備工事（粗大ごみ処理施設））				↔							
	新粗大ごみ処理施設の稼働				(試運転)							
新焼却処理施設の稼働								(試運転)				→
既存施設（西棟ごみ焼却処理施設）の稼働												→

注) 事業計画は、現在の予定であり、変更する可能性がある。

(4) 対象事業で整備する施設の概要

1) 新施設の供用開始年次

新粗大ごみ処理施設：令和7年度

新焼却処理施設：令和11年度

2) 施設配置計画

施設計画は表2-3に、施設配置計画は図2-3、図2-4(1)～(8)及び図2-5(1)～(5)に示すとおりである。

本事業では、既存施設の東棟（焼却処理施設）、排水処理施設及び粗大ごみ処理施設等を解体し、新粗大ごみ処理施設及び新焼却処理施設等を建設する。

なお、令和11年度の新焼却処理施設の供用開始から3年間は、朝日環境センターの大規模改修に伴い、同センターで焼却処理している一般ごみを受け入れるため、既存施設の西棟（焼却処理施設）を同時稼働させる計画である。

表2-3 新施設の規模と処理対象物等

新施設	新施設 施設規模等	処理対象物等
焼却処理施設	建屋面積：約4,900m ² 処理規模：285t/日 (平面図及び断面図は図2-4参照)	・可燃ごみ ・リサイクルプラザ ^{注1)} で処理した資源物の残さ ・新粗大ごみ処理施設からの残さ ・災害廃棄物 ^{注2)}
粗大ごみ処理施設	建屋面積：約2,200m ² 処理規模：26t/日 (平面図及び断面図は図2-5参照)	・粗大ごみ
その他 整備予定の施設	計量棟、環境啓発棟、排水処理施設、収集事務所、特高変電所、駐車場、雨水流出抑制施設	—

注1) リサイクルプラザとは、川口市におけるびん類・かん類・ペットボトル・金属・繊維・プラスチック類・紙類等の資源化及び啓発活動を行う総合的な処理施設である。

2) 災害廃棄物とは、「川口市災害廃棄物処理計画」(平成27年3月、川口市)に則り、以下に示すような地震災害、水害及びその他自然災害の発生により平常時と異なる対応が必要となる廃棄物をいう。これらの廃棄物のうち、新焼却処理施設で処理可能なものが処理対象物となる。

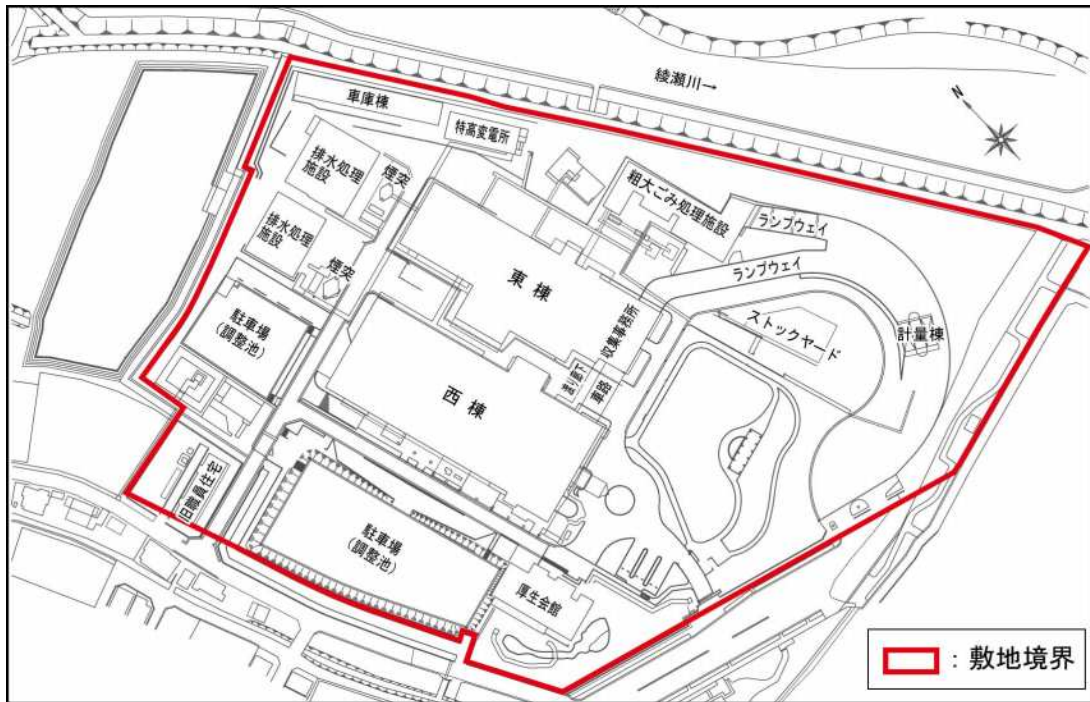
- ・一般ごみ等…災害により発生した一般ごみ、資源物等
- ・し尿…避難所等の仮設トイレ等からの汲み取りし尿

なお、災害廃棄物としては、他にがれき、アスベスト、プロパンガスボンベ、消火器、家具類、家電製品等がある。

3) 朝日環境センターの大規模改修時(令和11年度～13年度)に、新焼却処理施設と同時稼働する既存施設(西棟)の規模及び処理対象物は、現況の稼働状況と同じとし、具体的には以下に示すとおりである。

- ・既存施設(西棟)の規模：300t/日(150t/日×2炉)
- ・既存施設(西棟)の処理対象物：新焼却処理施設と同じ

【現況】



【新施設完成時】

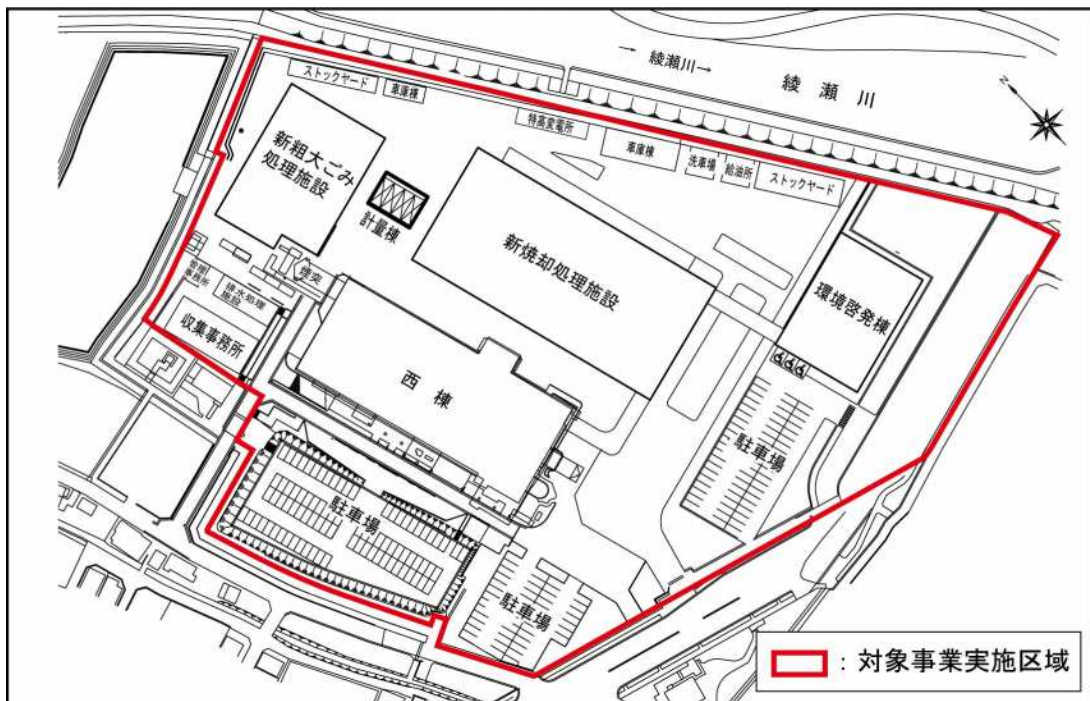


図 2-3 施設配置計画図

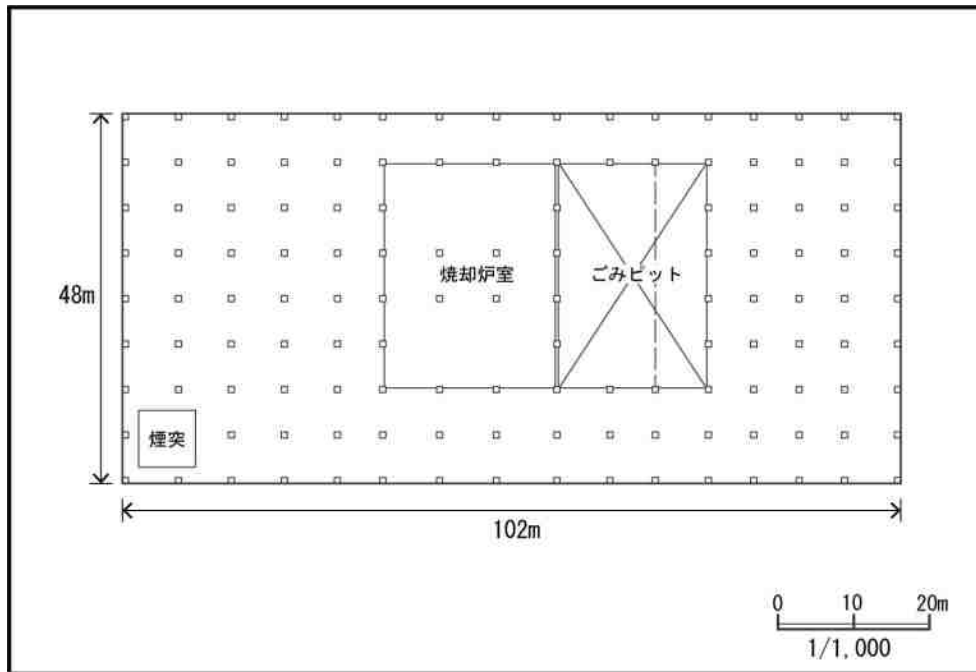


図 2-4(1) 新施設の平面図（新焼却処理施設地下 1 階）

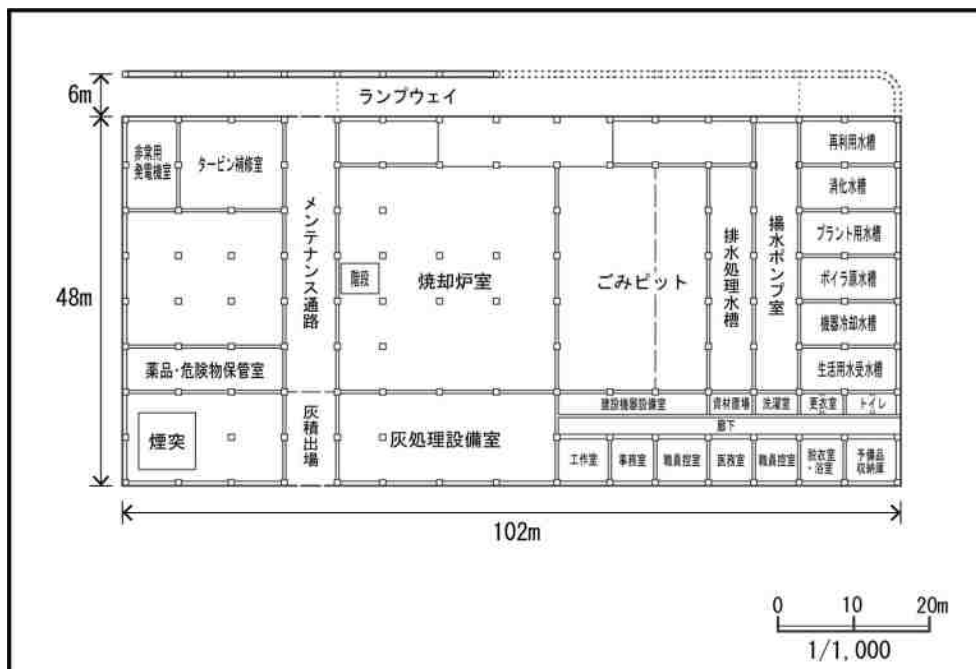


図 2-4(2) 新施設の平面図（新焼却処理施設 1 階）

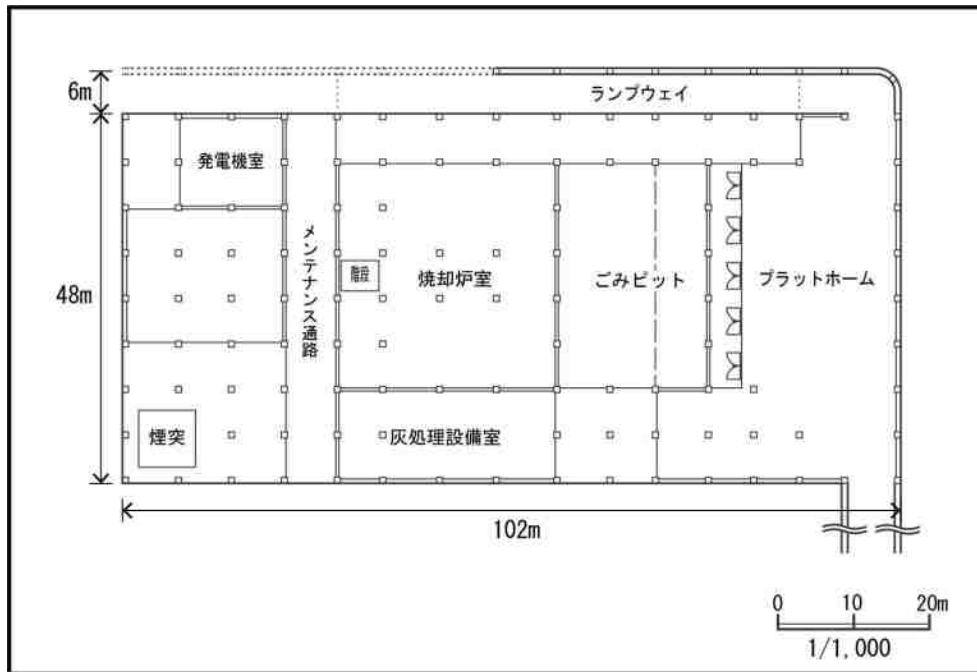


図 2-4(3) 新施設の平面図（新焼却処理施設 2 階）

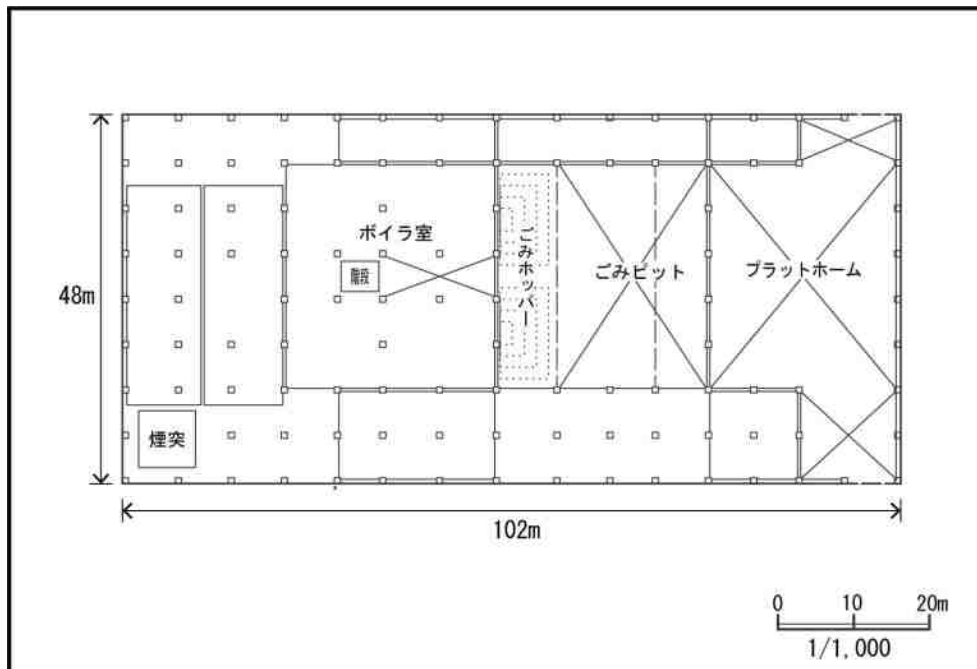


図 2-4(4) 新施設の平面図（新焼却処理施設 3 階）

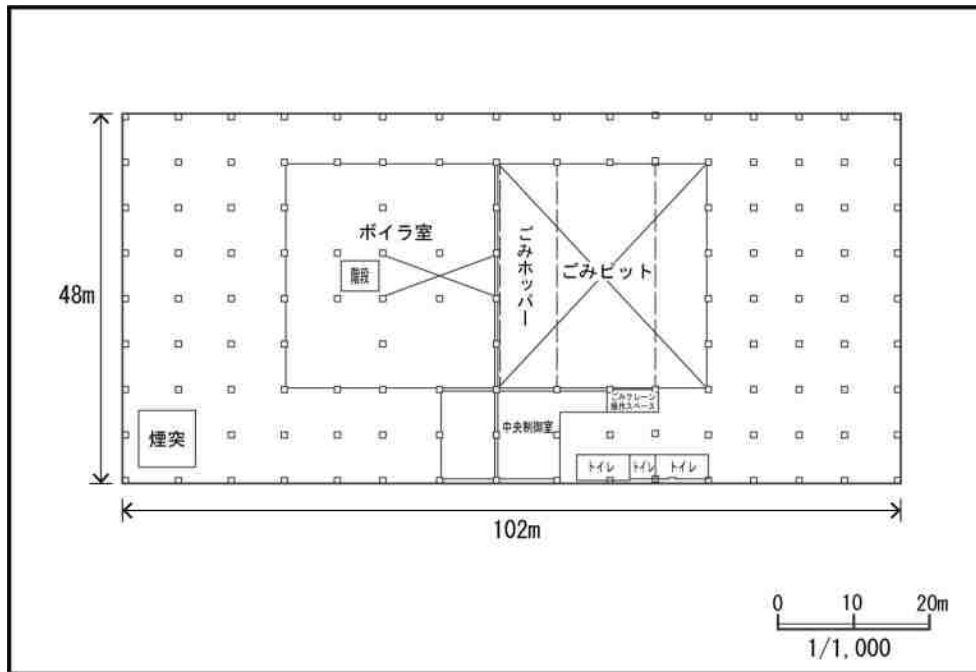


図 2-4(5) 新施設の平面図（新焼却処理施設 4 階）

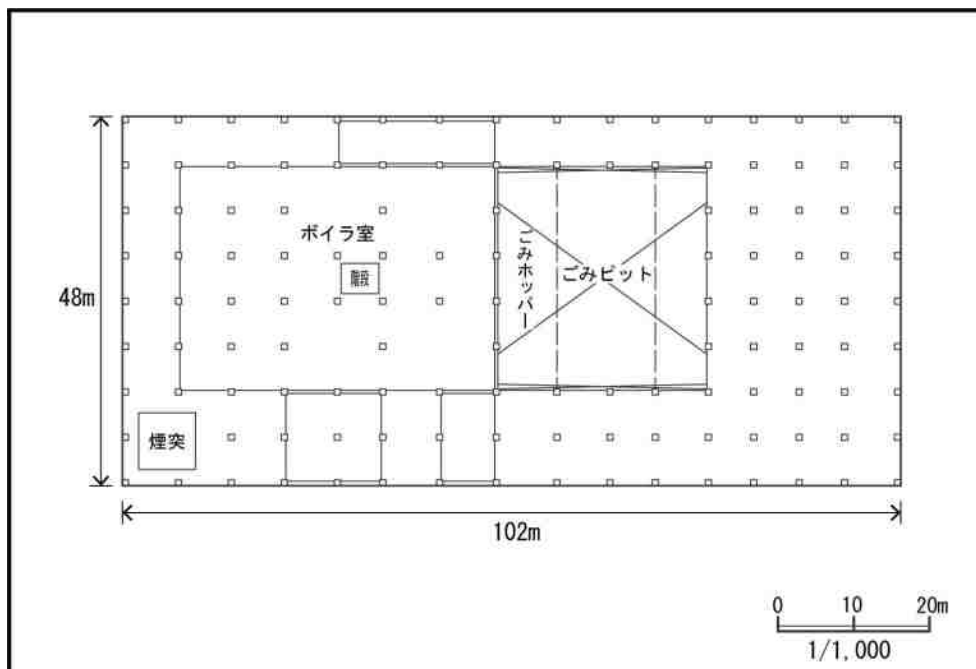


図 2-4(6) 新施設の平面図（新焼却処理施設 5 階）

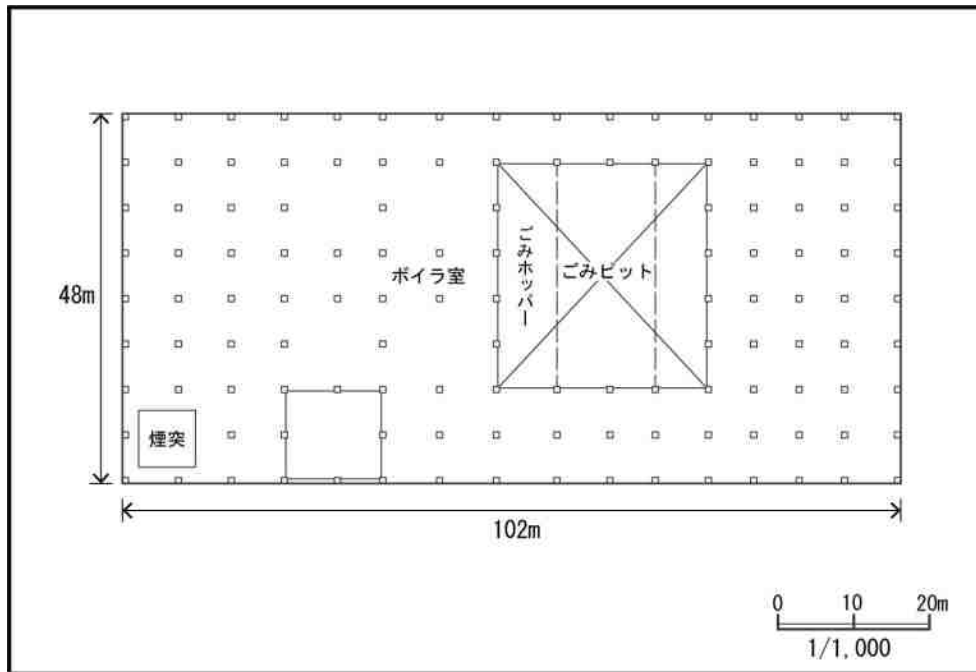


図 2-4(7) 新施設の平面図（新焼却処理施設 6 階）

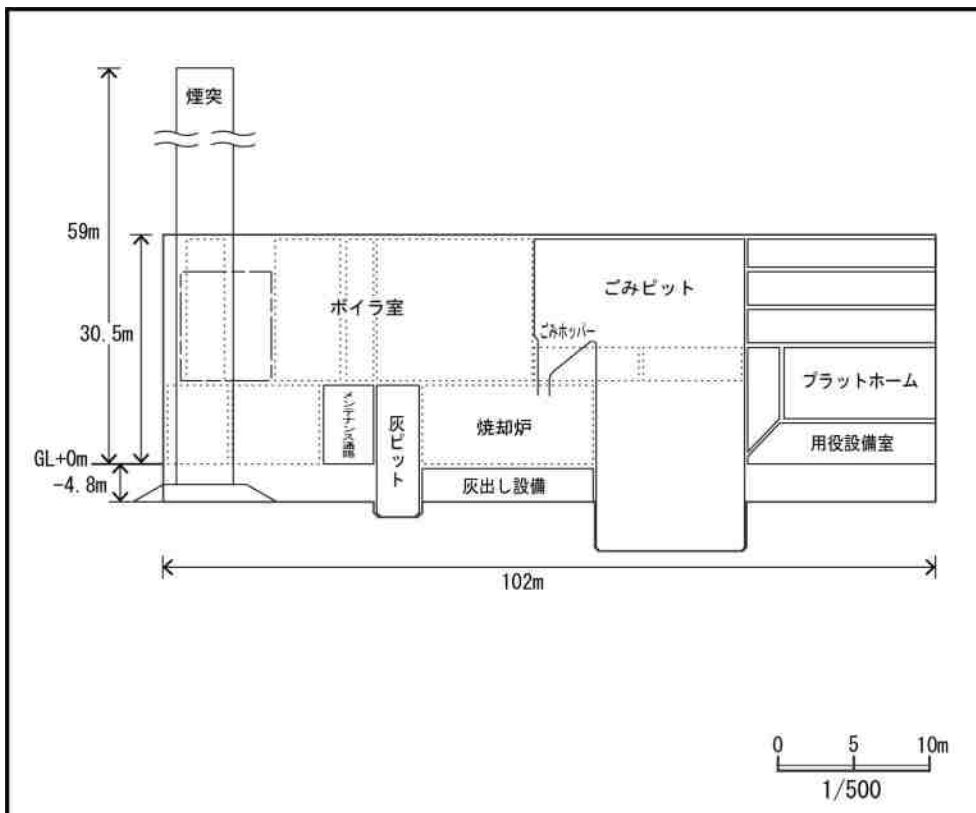


図 2-4(8) 新施設の断面図（新焼却処理施設：西面）

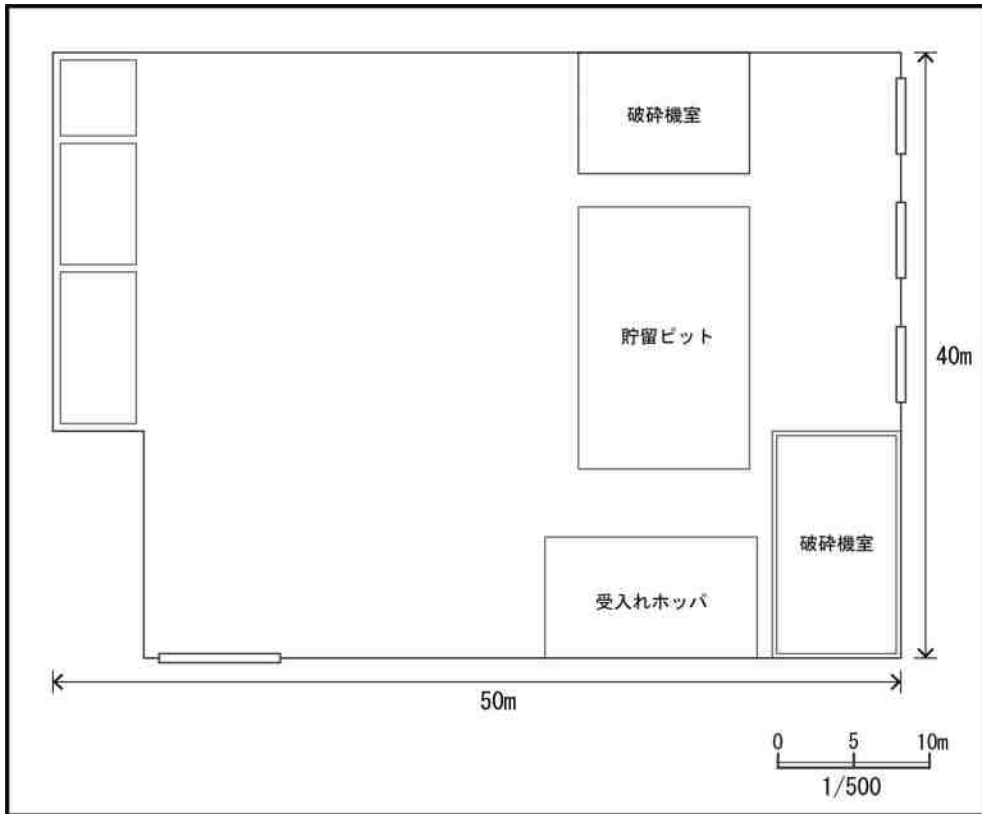


図 2-5(1) 新施設の平面図（新粗大ごみ処理施設 1 階）

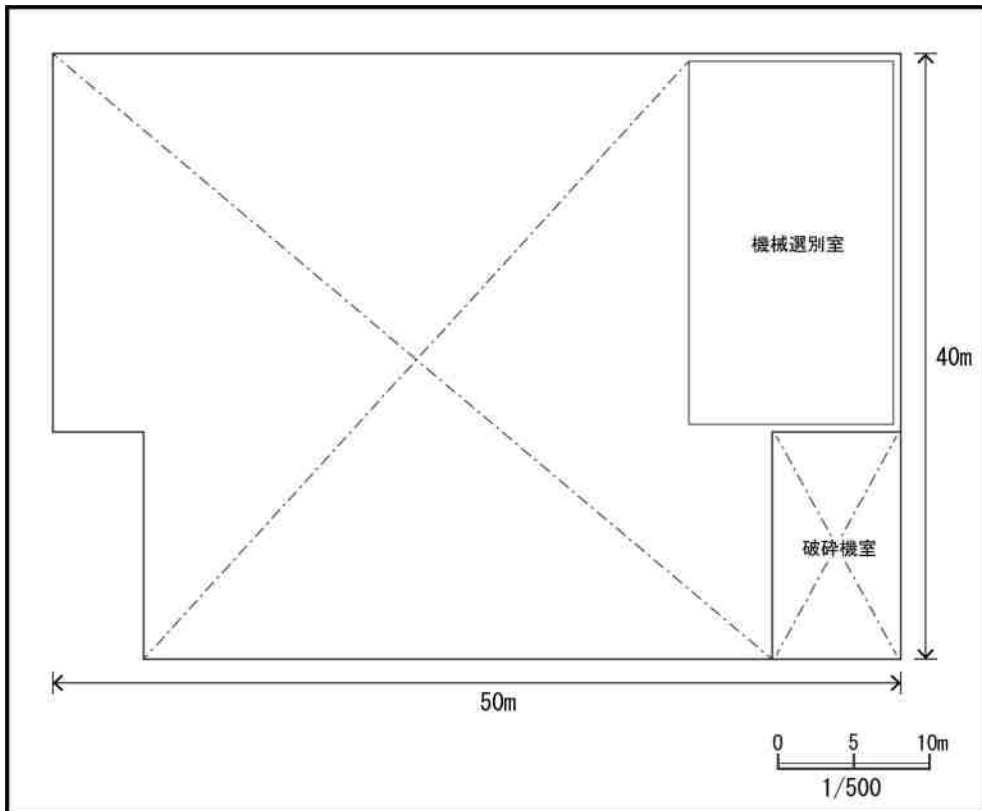


図 2-5(2) 新施設の平面図（新粗大ごみ処理施設 2 階）

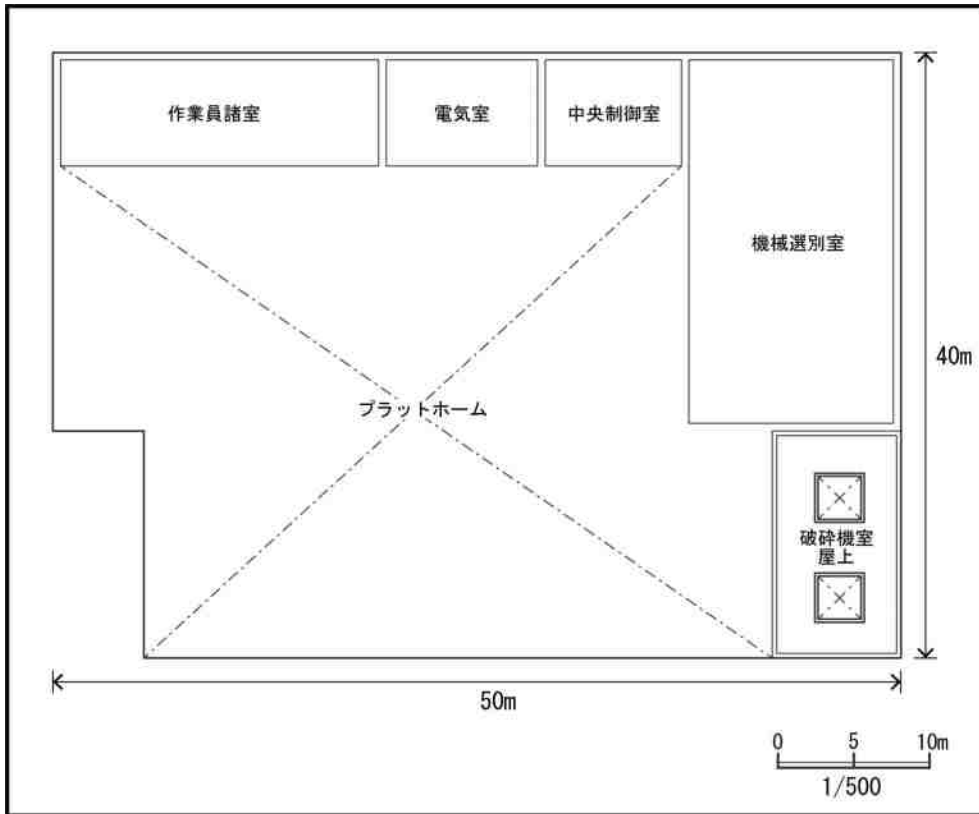


図 2-5(3) 新施設の平面図（新粗大ごみ処理施設 3 階）

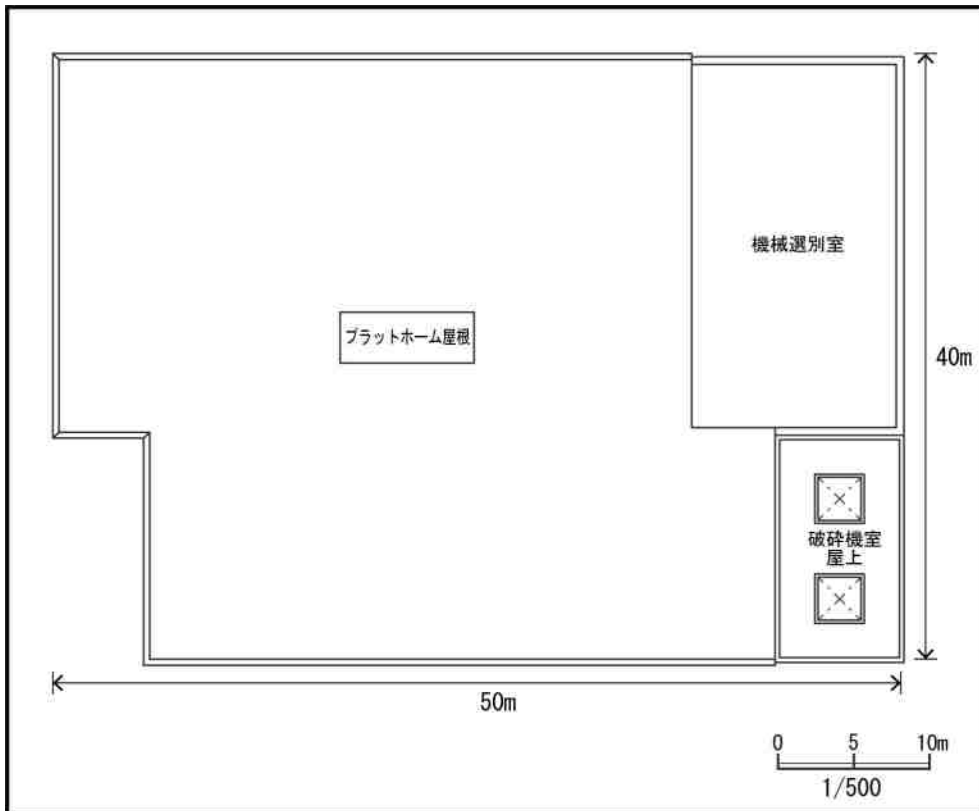


図 2-5(4) 新施設の平面図（新粗大ごみ処理施設プラント階）

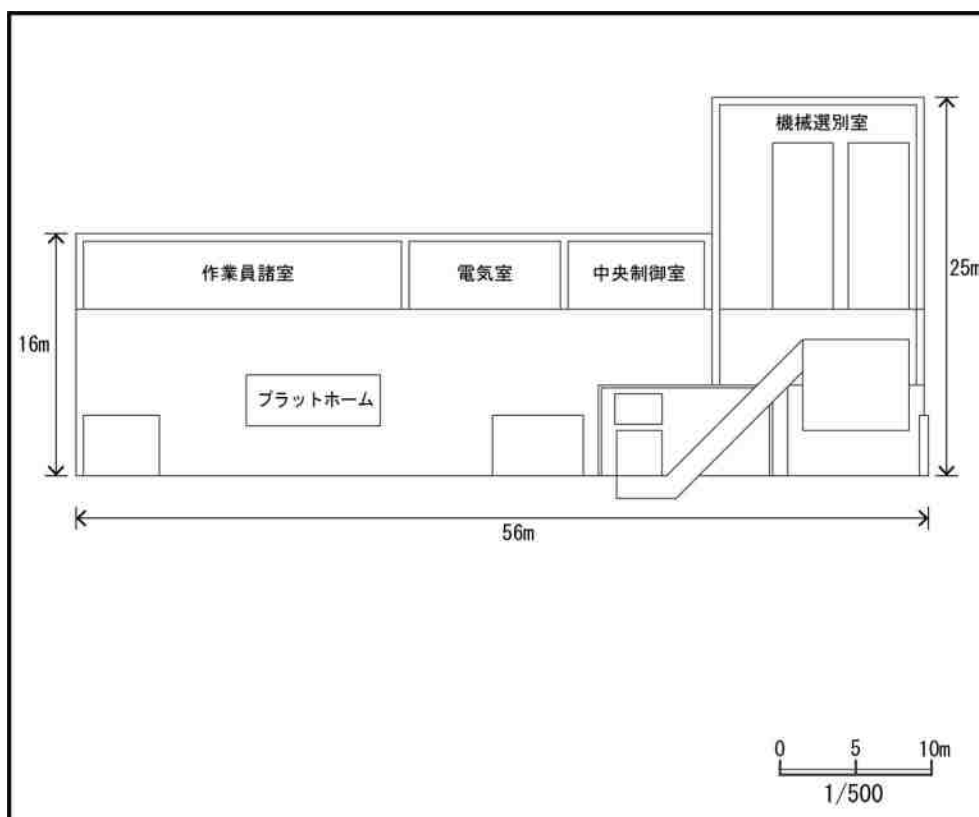


図 2-5(5) 新施設の断面図（新粗大ごみ処理施設：南面）

なお、施設配置計画の図 2-3、図 2-4(1)～(8)及び図 2-5(1)～(5)は標準案とし、今後プラントメーカーが決定後、検討を加えて詳細部を具体化させる計画である。

3) ごみ処理計画

川口市の将来のごみ排出量（年間）については、平成 29 年度（調査計画書の作成時）に検討し、表 2-4(1)に示す結果となった。また、主なごみ処理体系は図 2-6(1)～(2)に示すとおりである。川口市のごみ排出量は、平成 25 年度以降減少し、将来も減少していくものとした。

その後、令和元年度に、平成 30 年度の推計データを実績データに見直す形で、2 回目の検討を実施した。その結果は表 2-4(2)に示すとおりである。川口市の将来のごみ排出量（年間）は、新焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設の処理量がそれぞれ最大になる年度（令和 11 年度及び令和 13 年度）までに、家庭系ごみの粗大ごみ及びペットボトルが増加するものの、全体として減少していくものと推察される。

川口市では、一般ごみは、本事業の対象施設である戸塚環境センター及び朝日環境センターで処理されている。粗大ごみは、本事業の対象施設である戸塚環境センター及び鳩ヶ谷衛生センターで処理されている。資源物は、朝日環境センター内にあるリサイクルプラザで処理されている。

本事業により新たに整備する新焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設は、現在の川

口市におけるごみ処理体系を引き継ぐものである。

なお、災害廃棄物が発生した場合は、関係法令、「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成 29 年、埼玉県）及び「川口市災害廃棄物処理計画」（平成 27 年、川口市）を順守して、適正に受入、保管、処理を行う計画である。

表 2-4(1) 川口市のごみ排出量（年間）[平成 29 年度検討]

項 目		平成 25 年度 (実績)	平成 30 年度 (推計)	平成 36 年度 (推計)	平成 40 年度 (推計)
家庭系 ごみ	一般ごみ (t)	102,777	99,942	97,753	95,961
	粗大ごみ (t)	6,089	5,911	5,921	5,875
	資源物 (t)	—	—	—	—
	びん	3,897	3,747	3,657	3,587
	飲料かん	1,506	1,374	1,302	1,260
	金属類	1,448	1,363	1,327	1,300
	ペットボトル	1,979	1,947	1,918	1,889
	繊維類	1,973	1,824	1,740	1,688
	紙類	6,326	5,638	5,424	5,288
プラスチック製容器	3,493	3,331	3,230	3,159	
事業系 ごみ	一般ごみ (t)	48,184	45,334	43,441	42,251
	粗大ごみ (t)	59	40	36	34
	資源物 (t)	—	—	—	—
	びん	43	8	8	8
	飲料かん	15	7	7	7
	金属類	0	0	0	0
	ペットボトル	2	4	5	5
	繊維類	1	1	1	1
	紙類	12	6	5	4
プラスチック製容器	1	1	1	1	

注 1) 網掛け部分は、新施設供用開始後の処理対象を示す。

2) 年号はデータの間隔が分かりやすいように“平成”で表記したが、“令和”の年号への読み替えは次に示すとおりである。

「平成 36 年度⇒令和 6 年度」、「平成 40 年度⇒令和 10 年度」

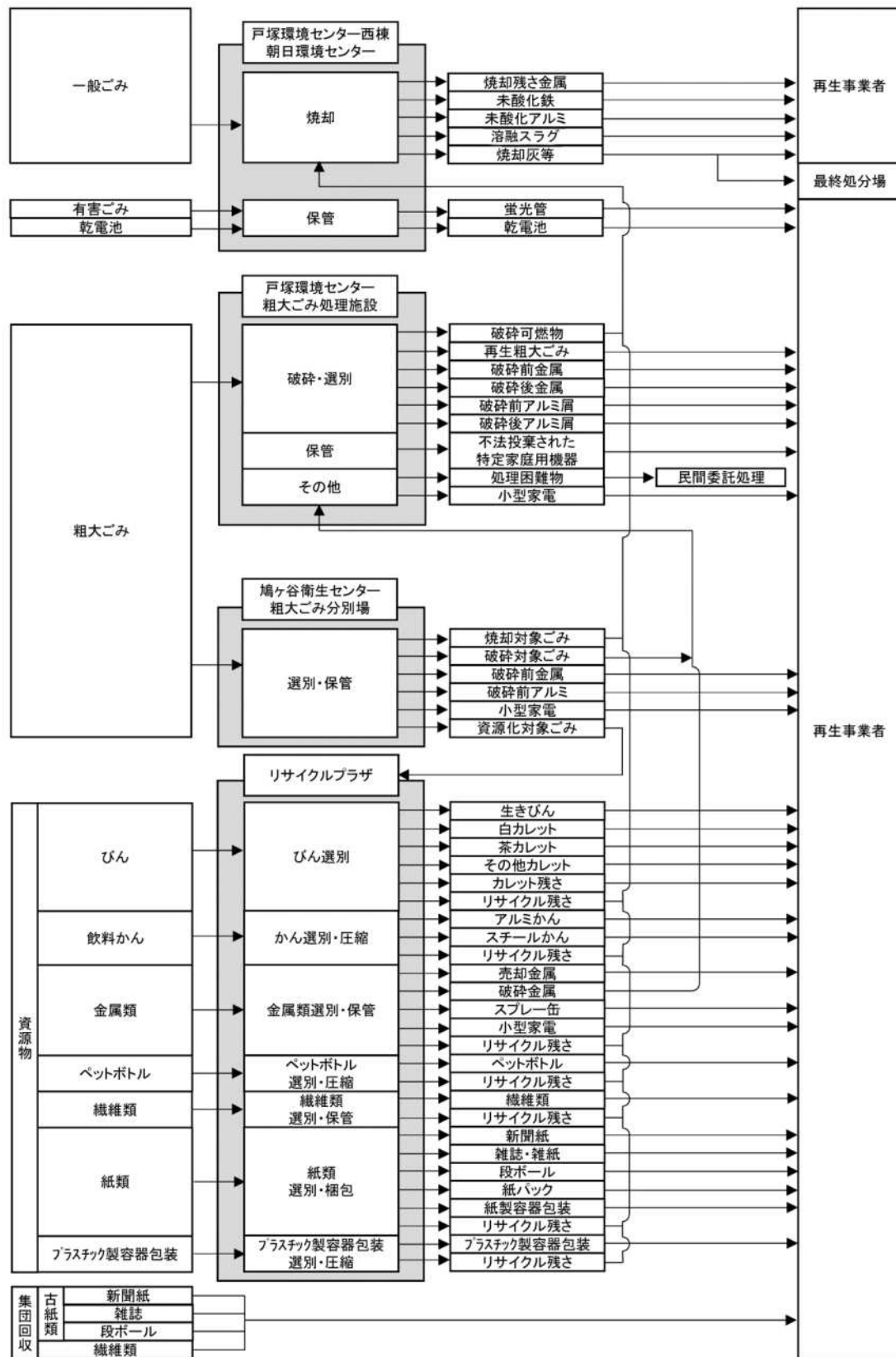
表 2-4(2) 川口市のごみ排出量（年間）[令和元年度検討]

項 目		平成 30 年度 (実績)	平成 41 年度 (推計)	平成 43 年度 (推計)
家庭系 ごみ	一般ごみ (t)	99,893	98,172	97,979
	粗大ごみ (t)	6,467	7,197	7,274
	資源物 (t)	—	—	—
	びん	3,452	2,631	2,500
	飲料かん	1,354	1,111	1,076
	金属類	1,407	1,334	1,322
	ペットボトル	2,130	2,263	2,282
	繊維類	1,850	1,762	1,751
	紙類	5,020	3,063	2,798
プラスチック製容器	3,356	3,073	3,035	
事業系 ごみ	一般ごみ (t)	44,700	41,516	41,051
	粗大ごみ (t)	62	58	57
	資源物 (t)	—	—	—
	びん	4	4	4
	飲料かん	5	5	5
	金属類	0	0	0
	ペットボトル	3	3	3
	繊維類	1	1	1
	紙類	7	7	6
プラスチック製容器	1	1	1	

注 1) 網掛け部分は、新施設供用開始後の処理対象を示す。

2) 年号はデータの間隔が分かりやすいように“平成”で表記したが、“令和”の年号への読み替えは次に示すとおりである。

「平成 41 年度⇒令和 11 年度」、「平成 43 年度⇒令和 13 年度」



注) 新施設単独稼働時には、“戸塚環境センター西棟”及び“戸塚環境センター粗大ごみ処理施設”は新施設に代わる。

図 2-6(1) 主なごみ処理体系 (現在及び新施設単独稼働時)

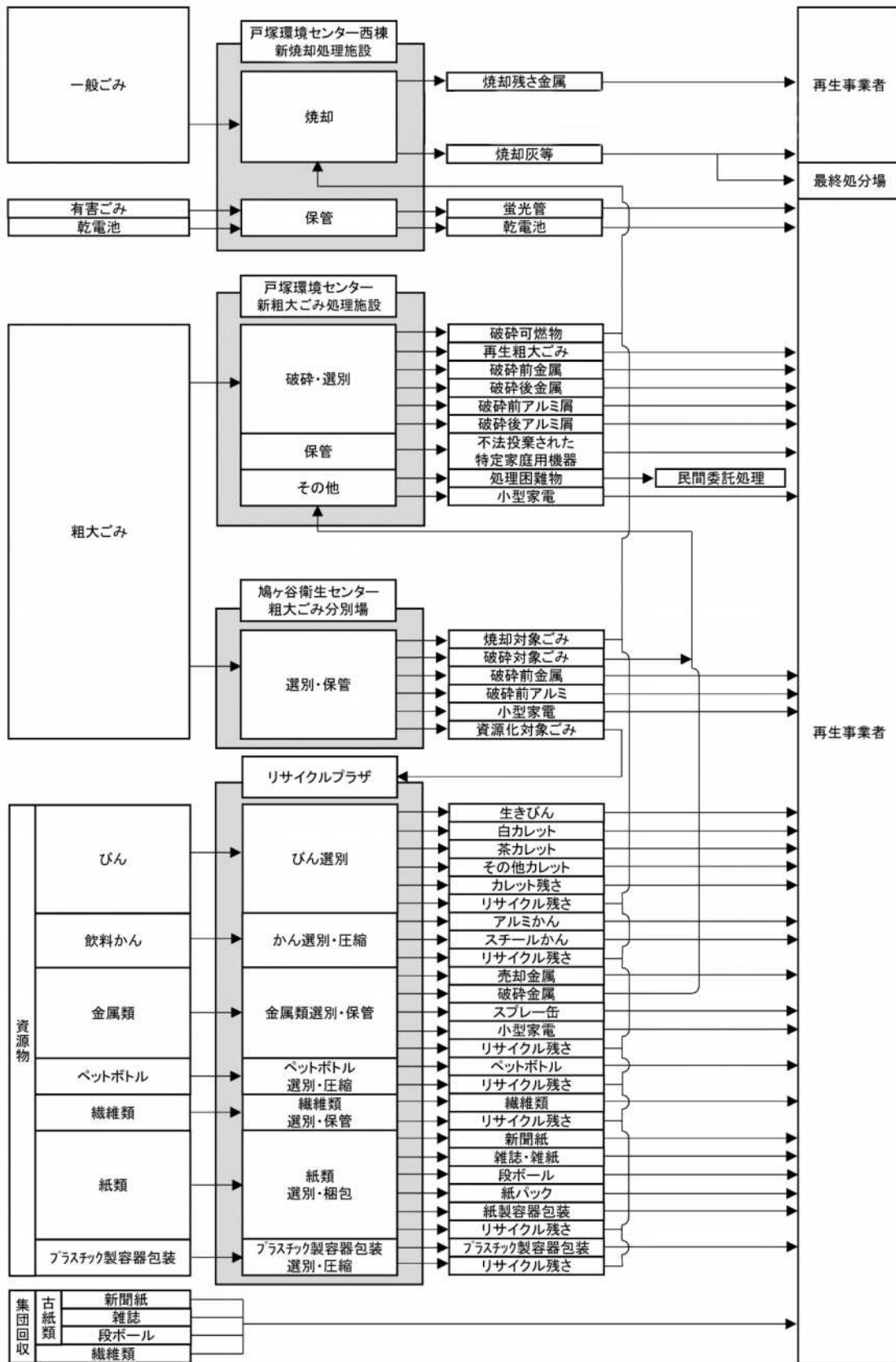


図 2-6(2) 主なごみ処理体系（新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時）

4) 新焼却処理施設の整備の基本方針

新焼却処理施設の整備の基本方針は、以下のとおりである。

①安全・安心に配慮した施設

事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、市民が安心して生活できる施設の整備を目指す。

②安定的にごみを処理できる施設

朝日環境センターやリサイクルプラザと連携し、日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指す。

③経済的に優れた施設

施設の整備から運営までのコストを削減し、維持管理が容易で、経済性に優れた施設の整備を目指す。

④循環型社会形成へ貢献できる施設

ごみ処理の過程で発生する資源物とエネルギーを最大限回収し、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指す。

⑤環境に優しい施設

施設周辺的生活環境や自然環境に配慮した施設の整備を目指す。

さらに、地球環境保全のため、低炭素社会の構築に寄与する施設の整備を目指す。

⑥地域に開かれた施設

環境啓発や情報発信に役立ち、市民の交流と憩いの場となる施設の整備を目指す。

⑦災害発生時に対応できる施設

地域の防災拠点として、災害発生時にも自立運転できる施設を目指す。

5) 新焼却処理施設の概要

ア 計画ごみ処理量

平成 29 年度及び令和元年度に計画ごみ処理量及び施設規模等の検討を実施した。

平成 29 年度時点では令和 10 年度を目標年度としていたが、令和元年度時点に令和 11 年度を目標年度に変更し、検討した結果は、表 2-5(1)～(2)に示すとおりである。

令和元年度の検討において、新焼却処理施設における処理対象とする一般ごみ（災害廃棄物以外）について、目標年度である令和 11 年度の計画処理量の推計は、以下に示すとおりである。

川口市全体における一般ごみの計画処理量（令和 11 年度推計値）は 147,173t/年であり、朝日環境センターにおける処理量を差し引いた残りの 71,909t/年（197t/日）を新焼却処理施設の一般ごみの計画処理量とした。

なお、新焼却処理施設では、災害廃棄物を取り扱うこととしており、施設規模の 10%を見込む計画である。

表 2-5(1) 焼却処理対象物と年間ごみ処理量（令和 10 年度推計値）

焼却処理対象物		計画処理量
川 口 市	一般ごみ（家庭系、事業系）（t/年）	138,212
	焼却対象ごみ（t/年）	951
	リサイクル残さ（t/年）	1,557
	破砕可燃物（t/年）	3,638
	合 計（t/年）	144,358
朝日環境センター処理量 ^{注3)} （t/年）		75,264
新焼却処理施設の計画処理量（t/年）		69,094 (190t/日)

注 1) 焼却対象ごみ、リサイクル残さ、破砕可燃物は、川口市内の鳩ヶ谷衛生センター、リサイクルプラザ、粗大ごみ処理施設でそれぞれ選別された量を示す。

2) 新焼却処理施設の施設規模の算定方法は以下に示すとおりである。

① 新焼却処理施設の一般ごみの処理対象物に係る処理能力は、上表の計画処理量を元に、以下の計算式により算定した。

$$\begin{aligned} & \text{(一般ごみの処理対象物に係る処理能力 (t/日))} \\ & = \text{(計画処理量の日平均処理量 (t/日))} / \text{(実稼働率)} \\ & \quad / \text{(調整稼働率)} = 259 \text{ (t/日)} \end{aligned}$$

ここで、

$$\text{計画処理量の日平均処理量} : 69,094 \text{ (t/年)} / 365 \text{ (日)} [=190\text{t/日}]$$

$$\text{実稼働率} : 280 \text{ (日)} \text{ (年間実稼働日数)} / 365 \text{ (日)} [=0.767]$$

調整稼働率 : 0.96 (故障の修理、やむを得ない一時停止等のため、処理能力が低下することを考慮した係数)

② 施設規模としては、災害廃棄物分として計画ごみ処理量の 10%分を見込む。

$$\begin{aligned} \text{施設規模} & = \text{処理能力} \times 1.1 \\ & = 285 \text{ (t/日)} \end{aligned}$$

3) 令和 11 年度～13 年度には、朝日環境センターの大規模改修に伴い“朝日環境センター処理量”を含めた川口市合計 (144,358t/年) の全量を新焼却処理施設及び既存施設の西棟 (焼却処理施設) において焼却処理を行う計画である。この際の既存施設の西棟における処理能力は以下に示すとおりである。

① 上表に示す朝日環境センター処理量 (75,264t/年) を元に、以下に示すとおり算定した。

$$\begin{aligned} & \text{(処理能力 (t/日))} \\ & = \text{(計画処理量の日平均処理量 (t/日))} / \text{(実稼働率)} \\ & \quad / \text{(調整稼働率)} = 281 \text{ (t/日)} \end{aligned}$$

ここで、

$$\text{計画処理量の日平均処理量} : 75,264 \text{ (t/年)} / 365 \text{ (日)} [=190\text{t/日}]$$

実稼働率 (0.767) 及び調整稼働率 (0.96) は、上記新焼却処理施設と同じとした。

表 2-5(2) 焼却処理対象物と年間ごみ処理量（令和 11 年度推計値）

焼却処理対象物		計画処理量
川 口 市	一般ごみ（家庭系、事業系）（t/年）	139,688
	焼却対象ごみ（t/年）	1,223
	リサイクル残さ（t/年）	1,792
	破砕可燃物（t/年）	4,470
	合 計（t/年）	147,173
朝日環境センター処理量 ^{注 3)} （t/年）		75,264
新焼却処理施設の計画処理量（t/年）		71,909 (197t/日)

注 1) 焼却対象ごみ、リサイクル残さ、破砕可燃物は、川口市内の鳩ヶ谷衛生センター、リサイクルプラザ、粗大ごみ処理施設でそれぞれ選別された量を示す。

2) 新焼却処理施設の施設規模の算定方法は以下に示すとおりである。

①新焼却処理施設の一般ごみの処理対象物に係る処理能力は、上表の計画処理量を元に、以下の計算式により算定した。

$$\begin{aligned} & \text{(一般ごみの処理対象物に係る処理能力 (t/日))} \\ & = \text{(計画処理量の日平均処理量 (t/日))} / \text{(実稼働率)} \\ & \quad / \text{(調整稼働率)} = 268 \text{ (t/日)} \end{aligned}$$

ここで、

計画処理量の日平均処理量：71,909 (t/年) / 365 (日) [=197t/日]

実稼働率：280 (日) (年間実稼働日数) / 365 (日) [=0.767]

調整稼働率：0.96 (故障の修理、やむを得ない一時停止等のため、処理能力が低下することを考慮した係数)

②施設規模としては、災害廃棄物分として計画ごみ処理量の 10%分を見込む。

$$\begin{aligned} \text{施設規模} & = \text{処理能力} \times 1.1 \\ & = 295 \text{ (t/日)} \end{aligned}$$

③平成 30 年度の実績値を追加して検証した結果は上記①及び②に示すとおりであり、目標年度の計画処理量及び施設規模の算定結果が増大する結果となった。しかし、目標年度である令和 11 年度のごみ排出量はピークであり、その後は減少傾向を示すと想定されることから、新焼却処理施設の供用後には、ごみ処理量は減少し続けると推察される。

以上のことから、新焼却処理施設の施設規模は、前掲表 2-5(1)の注釈に示した 285t/日が妥当であると判断した。

3) 令和 11 年度～13 年度には、朝日環境センターの大規模改修に伴い“朝日環境センター処理量”を含めた川口市合計 (144,358t/年) の全量を新焼却処理施設及び既存施設の西棟 (焼却処理施設) において焼却処理を行う計画である。この際の既存施設の西棟における処理能力は以下に示すとおりである。

①上表に示す朝日環境センター処理量 (75,264t/年) を元に、以下に示すとおり算定した。

$$\begin{aligned} & \text{(処理能力 (t/日))} \\ & = \text{(計画処理量の日平均処理量 (t/日))} / \text{(実稼働率)} \\ & \quad / \text{(調整稼働率)} = 281 \text{ (t/日)} \end{aligned}$$

ここで、

計画処理量の日平均処理量：75,264 (t/年) / 365 (日) [=190t/日]

実稼働率 (0.767) 及び調整稼働率 (0.96) は、上記新焼却処理施設と同じとした。

イ 一般ごみ等の処理方式

一般ごみ等の処理方式は、これまで川口市で採用している「焼却処理方式」のほか、「廃棄物固形燃料化方式」、「メタンガス方式」、「堆肥化方式」等がある。これらの中で、川口市のごみ分別区分、施設規模、敷地条件等を前提とした場合、安全性、安定性、経済性、災害時の防災拠点としての機能面から、「焼却処理方式」が最も有利な処理方式であると判断し、新施設のごみ処理方式を「焼却処理方式」とする。

ウ 新焼却処理施設の諸元

新焼却処理施設の施設規模は、表 2-6 に示すとおり 285t/日とした。

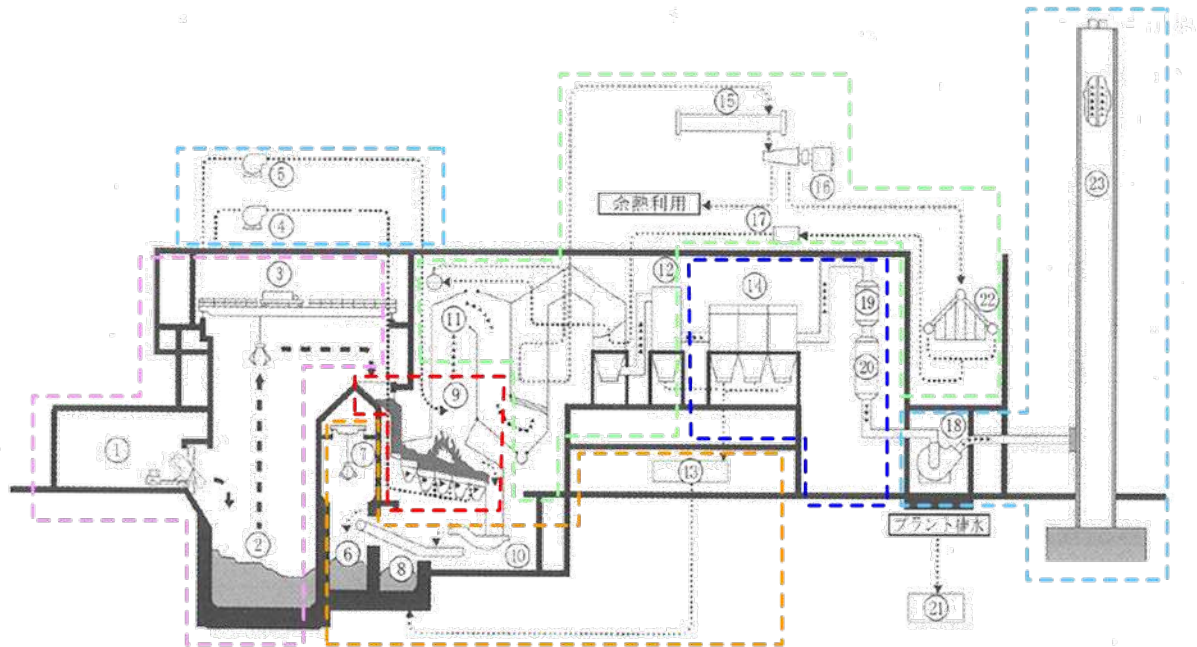
表 2-6 焼却処理施設の処理能力等の諸元

項目	既存施設（西棟）	新焼却処理施設
処理方式	ストーカ方式全連続焼却式	同左
施設規模（t/日）	300（2 炉）	285（2 炉）
稼働運転時間	24 時間連続運転	同左
年間稼働日数（日/年）	（3 号炉）254、（4 号炉）246	280
煙突高さ（m）	約 59	同左
稼働（受け入れ）時期	～令和 13 年度	令和 11 年度～

注 1) ストーカ方式全連続燃焼式焼却炉の焼却処理フローは図 2-7 に示すとおりである。

2) 既存施設（西棟）の年間稼働日数は、平成 30 年度の実績を示す。

3) 既存施設（東棟）は平成 14 年に稼働を停止している。



- | | | | |
|-----------------|-------------|-----------|-------------|
| 受入供給設備 | ① プラットホーム | ⑨ 焼却炉 | ⑰ 復水タンク |
| 燃焼設備 | ② ごみピット | ⑩ 灰押出装置 | ⑱ 誘引送風機 |
| 燃焼ガス冷却設備・余熱利用設備 | ③ ごみピットクレーン | ⑪ ボイラ | ⑲ 蒸気式ガス再加熱器 |
| 排ガス処理設備 | ④ 一次押込送風機 | ⑫ 減温塔 | ⑳ 触媒反応塔 |
| 通風設備 | ⑤ 二次押込送風機 | ⑬ 飛灰処理装置 | ㉑ 排水処理設備 |
| 灰出し設備 | ⑥ 灰ピット | ⑭ ろ過式集じん器 | ㉒ 蒸気復水器 |
| | ⑦ 灰クレーン | ⑮ 蒸気だめ | ㉓ 煙突 |
| | ⑧ 処理灰ピット | ⑯ タービン発電機 | |

出典：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017 改訂版）」（公益社団法人全国都市清掃会議）より編集

図 2-7 焼却処理フロー（ストーカ方式全連続燃焼式焼却炉の設備）

エ ごみ質

既存施設（西棟）及び新焼却処理施設におけるごみ質は表 2-7 に、焼却対象ごみの組成は表 2-8 に示すとおりである。

新施設の単独稼働時と、新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時におけるごみ質は、新焼却処理施設の計画ごみ質と同様のものと想定される。

表 2-7 ごみ質

項 目	既存施設 （西棟）	新焼却処理施設（計画ごみ質）		
		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
総水分（％）	36.4	55.0	42.9	30.6
可燃分（％）	57.0	36.5	48.3	60.0
灰分（％）	6.6	8.5	8.8	9.4
低位発熱量（kJ/kg）	11,700	21,575	22,510	23,108

注）既存施設（西棟）の値は、戸塚環境センターにおける平成 30 年度の実績を示す。

表 2-8 焼却対象ごみの組成

項 目	既存施設（西棟）		新焼却処理施設	
	湿り （％）	乾き （％）	湿り （％）	乾き （％）
紙類	42.6	50.3	37.4	43.4
プラスチック類	20.1	23.4	19.1	23.6
繊維類	6.3	7.9	5.4	7.1
木・竹・わら類	7.8	6.2	12.7	10.7
ゴム・皮革類	0.3	0.4	0.2	0.4
厨芥類・貝類・卵殻	21.1	9.5	21.3	9.5
金属類	0.6	1.0	1.0	1.7
ガラス・陶器・土砂雑物類	0.9	1.1	2.0	2.7
その他	0.4	0.3	0.9	0.9

注）既存施設（西棟）の値は、戸塚環境センターにおける平成 30 年度の実績を示す。

オ 主要設備の概要

既存施設（西棟）及び新焼却処理施設における主要設備の概要は、表 2-9 に示すとおりである。

表 2-9 主要設備の概要（焼却処理施設）

主要設備	既存施設（西棟）	新焼却処理施設
受入・供給施設	ピット&クレーン方式 計量器：3基	ピット&クレーン方式 計量器：4基
燃焼設備	全連続燃焼式ストーカ炉	同左
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ	同左
排ガス処理設備	消石灰スラリー噴霧、バグフィルタ 等	湿式（又は湿式+乾式処理）、 バグフィルタ等
余熱利用設備	廃棄物発電、場内給湯・暖房、場外給湯	同左
通風設備	平衡通風方式	同左
灰出し設備	ピット&クレーン方式	同左
給水設備	上水利用	同左
排水処理設備	凝集沈殿及び生物処理（回転円板法）	凝集沈殿、生物処理

カ 焼却残さの処理・処分方法

現在、既存施設（西棟）で発生する焼却残さ（焼却主灰、焼却飛灰）は、朝日環境センターにおける熔融スラグ化に加え、セメント工場においてセメント原料及び路盤材資源として再資源化を行い、これら以外で再資源化が困難なものは、市外の県営及び民間の最終処分場で処分している。

新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時には、朝日環境センターが稼働しないことから焼却残さの熔融スラグ化はできないものの、できる限りの再資源化を図った上で、再資源化困難なものについて、市外の県営及び民間の最終処分場で処分する計画である。

新焼却処理施設については、川口市が最終処分場を有しておらず、また、新たに最終処分場を確保することが困難な状況であることを踏まえ、資源化技術の動向等を考慮しながら、焼却残さの処分方法を検討していく計画である。

6) 新粗大ごみ処理施設の概要

ア 計画ごみ処理量

平成 29 年度及び令和元年度に計画ごみ処理量及び施設規模等の検討を実施した。

平成 29 年度時点では令和 6 年度を計画目標年度とし、令和元年度時点には令和 13 年度を計画目標年度に変更し、検討した結果は、表 2-10(1)～(2)に示すとおりである。

令和元年度の検討において、新粗大ごみ処理施設における処理対象とする粗大ごみについて、計画目標年度である令和 13 年度の計画処理量の推計は、以下に示すとおりである。

令和 13 年度（新粗大ごみ処理施設の計画目標年度）において、川口市全体で発生すると推計される粗大ごみ処理量は 7,331t/年である。このうち、新粗大ごみ処理施設で回収、受け入れする処理量は 5,381t/年（小型家電等の処理困難物を除く）であり、他施設（リサイクルプラザ及び鳩ヶ谷衛生センター）からの搬入分 154t/年を加えた合計 5,535t/年が新粗大ごみ処理施設における計画ごみ処理量の合計となる。

表 2-10(1) 処理対象物と計画ごみ処理量（令和 6 年度推計値）

処理対象物	計画ごみ処理量
粗大ごみ処理量 (t/年)	4,391
他施設からの搬入分 (t/年)	131
合計 (t/年)	4,522

注 1)他施設：鳩ヶ谷衛生センター及びリサイクルプラザをいう。

2)施設規模の算定方法は、以下に示すとおりである。

新粗大ごみ処理施設の施設規模は、上表の計画ごみ処理量を元に、次に示す計算式により算定した。

$$\begin{aligned} & \text{(新粗大ごみ処理施設の施設規模 (t/日))} \\ & = \text{(計画ごみ処理量の日平均処理量 (t/日))} / \text{(実稼働率)} \\ & \quad \times \text{(最大月変動係数)} = \underline{26 \text{ (t/日)}} \end{aligned}$$

ここで、

計画ごみ処理量の日平均処理量：4,522 (t/年) /365 (日) [=13t/日]

実稼働率：252 (日) (年間実稼働日数) /365 (日) [=0.690]

最大月変動係数：1.37 (5年間の月別粗大ごみ搬入量変動率の最大値)

表 2-10(2) 処理対象物と計画ごみ処理量（令和 13 年度推計値）

処理対象物	計画ごみ処理量
粗大ごみ処理量 (t/年)	5,381
他施設からの搬入分 (t/年)	154
合 計 (t/年)	5,535

注 1) 他施設：鳩ヶ谷衛生センター及びリサイクルプラザをいう。

2) 施設規模の算定方法は、以下に示すとおりである。

新粗大ごみ処理施設の施設規模は、上表の計画ごみ処理量を元に、次に示す計算式により算定した。

$$\begin{aligned}
 & \text{(新粗大ごみ処理施設の施設規模 (t/日))} \\
 & = \text{(計画ごみ処理量の日平均処理量 (t/日))} / \text{(実稼働率)} \\
 & \quad \times \text{(最大月変動係数)} = 27 \text{ (t/日)}
 \end{aligned}$$

ここで、

計画ごみ処理量の日平均処理量：5,535 (t/年) / 365 (日) [=15t/日]

実稼働率：252 (日) (年間実稼働日数) / 365 (日) [=0.690]

最大月変動係数：1.24 (5 年間の月別粗大ごみ搬入量変動率の最大値)

3) 平成 30 年度の実績値を追加して検証した結果は上記 2) に示すとおりであり、目標年度の計画処理量及び施設規模の算定結果が増大する結果となった。しかし、目標年度である令和 13 年度の粗大ごみ排出量はピークであり、その後は減少傾向を示すと想定されることから、令和 13 年度以降は、粗大ごみ処理量は減少し続けると推察される。

以上のことから、新粗大ごみ処理施設の施設規模は、前掲表 2-10(1) の注釈に示した 26t/日 が妥当であると判断した。

イ 稼働時間及び年間稼働日数

- ・ 稼働運転時間：5 時間/日
- ・ 年間稼働日数：252 日

ウ 主要設備の概要

既存施設及び新施設の粗大ごみ処理施設における主要設備の概要は表 2-11 に、新粗大ごみ処理施設の処理フローは図 2-8 に示すとおりである。

新施設では、既存施設と同様に、金属、アルミニウム、小型家電、処理困難物を事前に取り除き、残りの粗大ごみを破砕機で処理することを基本とし、破砕処理後の残さは、磁選機、アルミ選別機、回転式選別機を用いて選別する計画である。

表 2-11 主要設備の概要（粗大ごみ処理施設）

主要設備	既存施設	新施設
前処理施設	投入用重機	同左
受入供給設備	粗大ごみクレーン、エプロンコンベヤ	粗大ごみクレーン、受け入れホッパ、破砕対象物貯留ピット
破砕設備	コンプレッションフィーダ、破砕機	低速二軸破砕機、高速回転破砕機、可燃物粗破砕機
搬送設備	振動コンベヤ、磁性物コンベヤ、可燃物コンベヤ、アルミ搬送コンベヤ	コンベヤ
選別設備	磁選機、アルミ選別機	磁選機、アルミ選別機、回転式選別機
貯留・搬出設備	磁性物貯留ビン	選別鉄貯留ホッパ、選別アルミ貯留ホッパ、破砕木質貯留ホッパ
集じん設備	サイクロン、バグフィルタ、排風機	同左

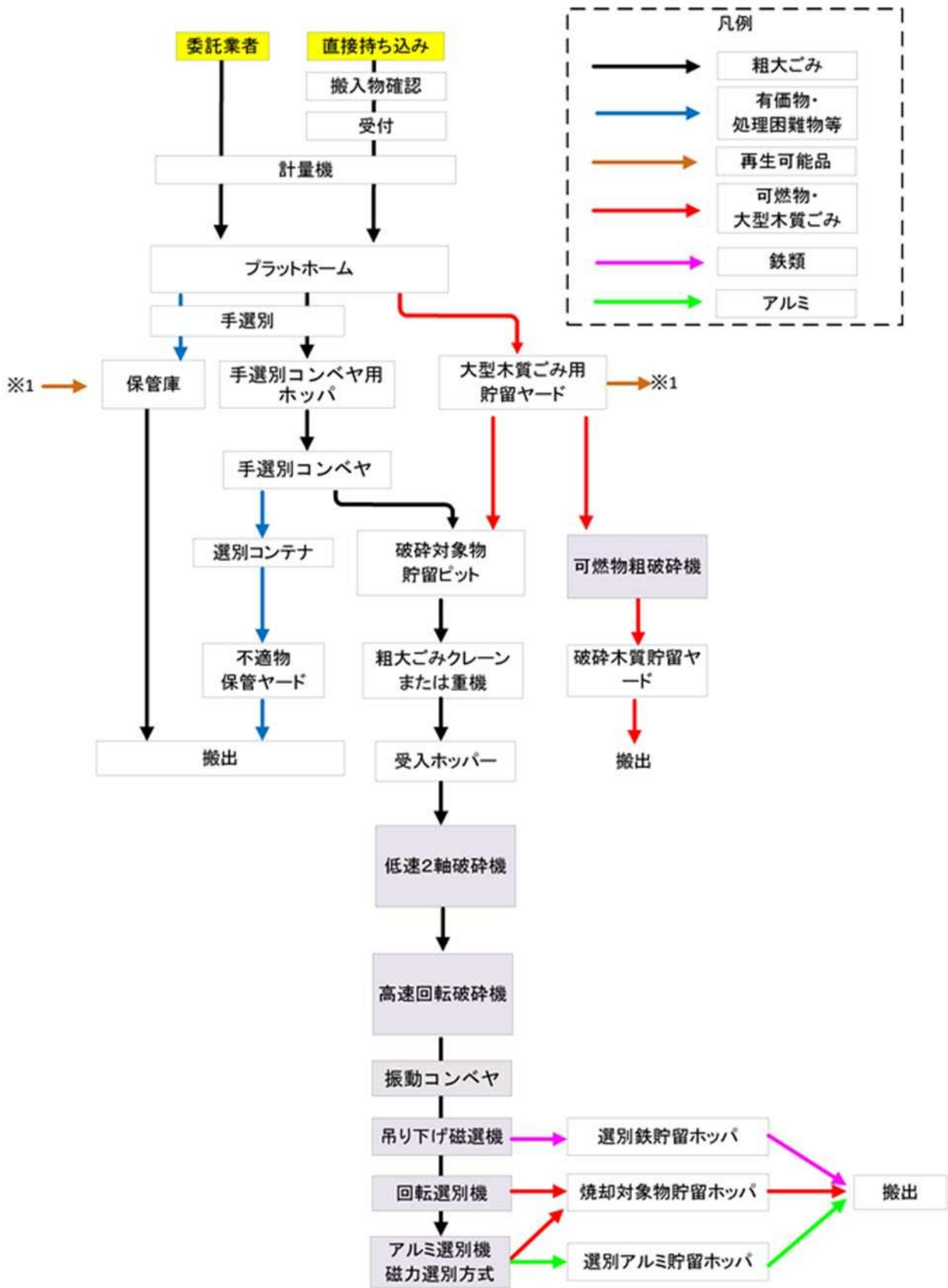


図 2-8 粗大ごみ処理フロー（新粗大ごみ処理施設）

7) その他施設の概要

本事業において整備するその他の施設の概要は以下に示すとおりである。

なお、川口市職員による管理機能を有する場所は、別棟にせず、新焼却処理施設内に整備する。

ア 計量棟

搬入されるごみを計量するための施設として計量棟を整備する。計量棟は、新施設への搬入・搬出車両が、搬入時及び搬出時それぞれで計量を行う。計量器は、搬入・搬出それぞれに2基ずつを設置する。

イ 環境啓発棟（余熱利用施設）

環境学習・啓発、地域コミュニティの醸成、市民への健康増進等を図る場所として利用するとともに、温浴施設等を設置し余熱利用を行う。

なお、既存施設の余熱利用として、廃棄物発電の他、施設内の給湯・暖房、施設外（厚生会館（温浴施設））への給湯を行っている。また、発電した電力は場内利用し、余剰電力を電力会社に売電している。

新焼却処理施設の稼働時には、引き続き同様の余熱利用を行っていく計画であり、厚生会館（温浴施設）の代わりに、余熱を利用した温浴施設及び健康増進施設（プール）を有した環境啓発棟を新設する。また、既存施設の厚生会館（温浴施設）は、老朽化のため解体する。

既存施設及び新施設における余熱利用の内容は、表 2-12 に示すとおりである。

表 2-12 余熱利用の内容

項目	既存施設（西棟）	新焼却処理施設
廃棄物発電	2,200kW×2基（平成25年度実績：23,865,218kWh）	7,000kW×1基
施設内の利用	給湯・暖房、電力	同左
施設外の利用	厚生会館（温浴施設）への給湯	環境啓発棟（余熱利用施設）への給湯、給電

注）環境啓発棟の建屋面積及び設備内容は以下に示すとおりである。

- ・建屋面積…約1,680m²
- ・設備内容…環境啓発施設（学習エリア、研修室）、温浴施設（ジャグジー、寝湯、サウナ、水風呂、プール）、休憩室等

ウ 排水処理施設等

既存の排水処理施設は、新排水処理施設を建設後、解体する。

新排水処理施設では、既存の排水処理施設の処理系統を引き継ぐこととし、既存施設に関連するプラント系排水を処理する。処理水は再利用し、残りは生活排水等と合わせて公共下水道に放流する。

新排水処理施設における排水処理フローは、図2-9及び図2-10に示すとおりである。

新施設に関連する排水は、新焼却処理施設内に整備する排水処理設備で処理を行う。処理水は再利用し、残りは公共下水道に放流する。

新焼却処理施設の排水処理設備における排水処理フローは、図2-9及び図2-10に示すとおりである。

排水処理に関する計画については、上記を標準案とし、今後プラントメーカーが決定後、検討を加えて詳細部を具体化させる。

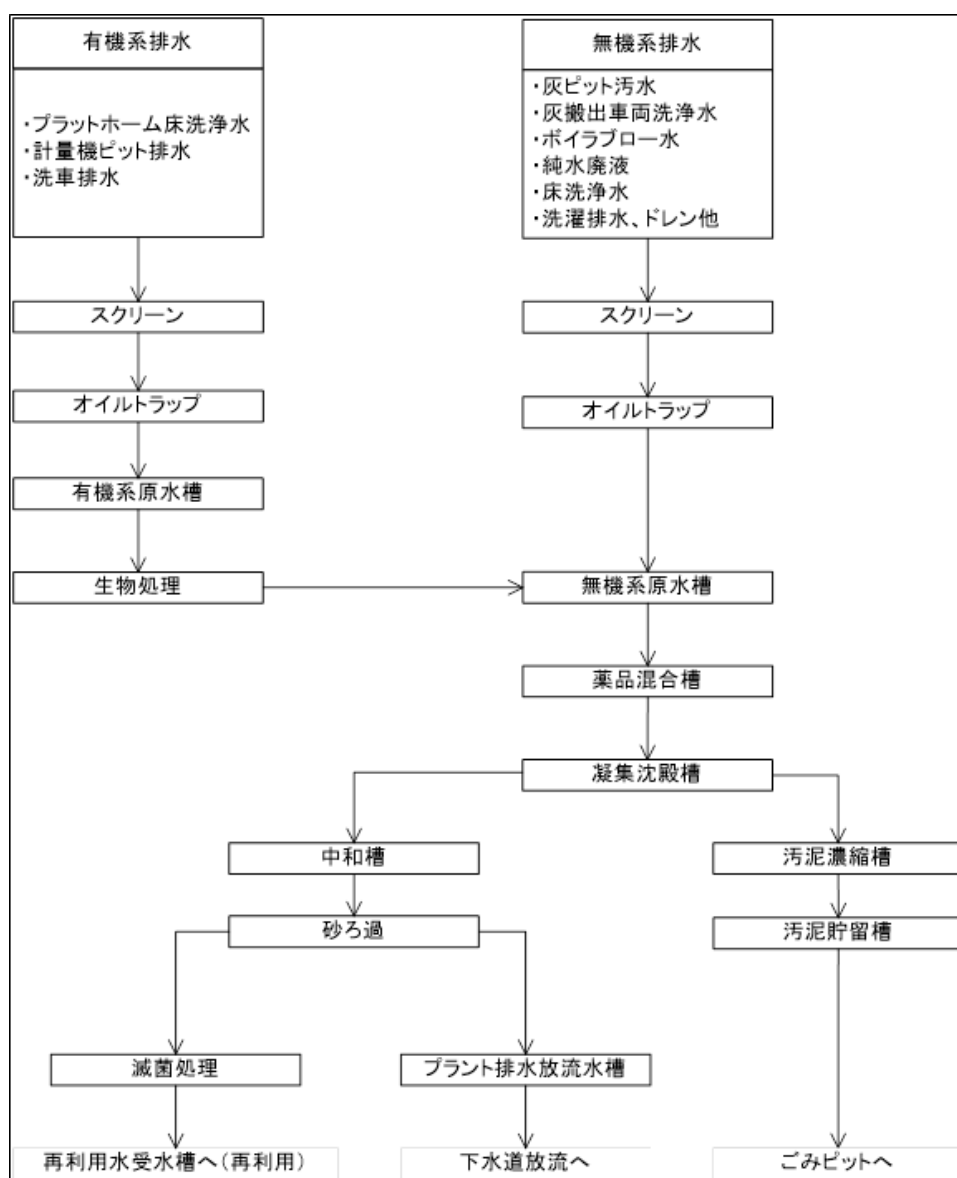


図2-9 新排水処理施設の排水処理フロー【標準案】(プラント排水)

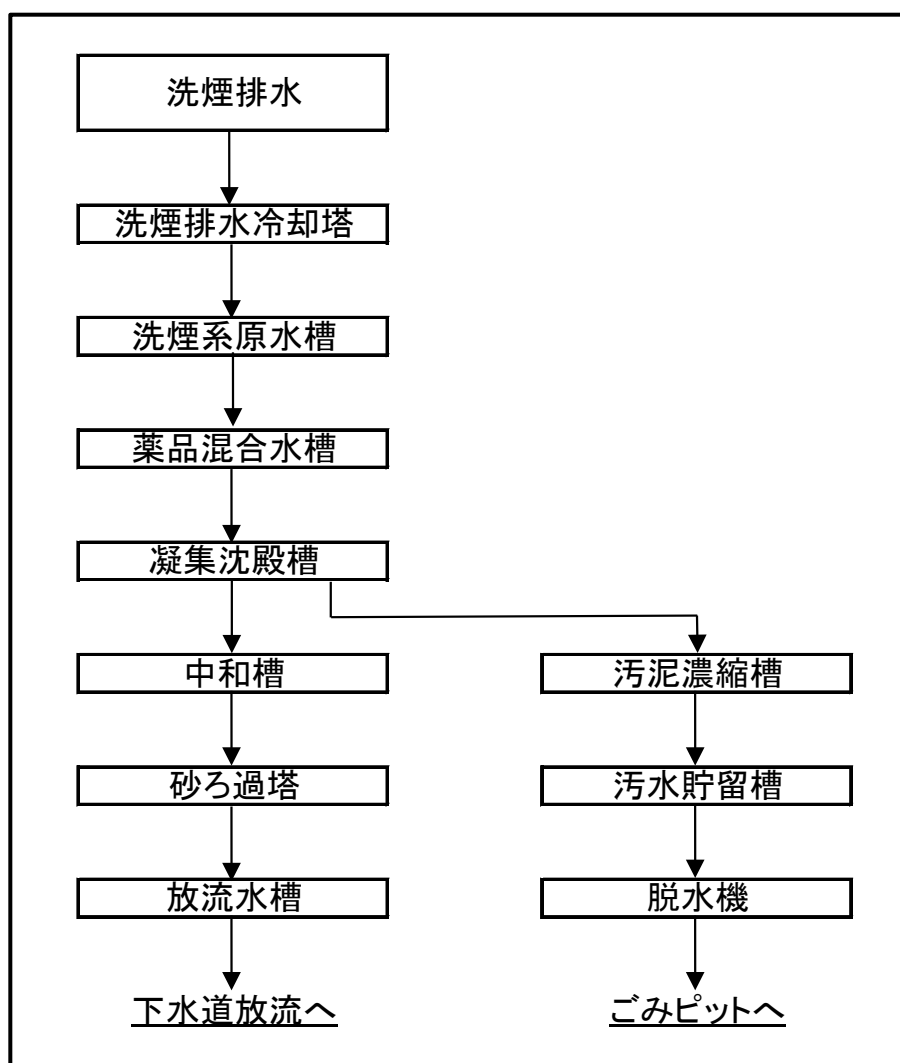


図 2-10 新排水処理施設の排水処理フロー【標準案】(洗煙排水)

エ 収集事務所

収集業務に従事している川口市職員のための収集事務所を対象事業実施区域北西角付近に配置する。事務所の機能としては、職員執務室、収集業務控室、会議室、トイレ、浴室、詰所兼食堂等を設置することを検討中である。

オ 特高変電所

対象事業実施区域内で使用する電力を敷地外部の高圧鉄塔より引き込むための特高変電所を更新する。

カ 調整池

既存の調整池のうち西側の調整池は、現況と同様に駐車場として利用し、北側の調整池には、新排水処理施設及び収集事務所を建設する。

キ 雨水流出抑制施設

「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に係る条例」（平成 18 年埼玉県条例第 20 号）等に基づき、関係主管課と協議を行う。また、工事中については、現況の調節容量を調査し、悪化させないように工事を行う。なお、上記条例に基づく戸塚環境センターの必要容量は約 4,600m³である。

ク 駐車場

駐車場は、敷地内の合計規模で表 2-13 に示すとおりである。

表 2-13 駐車場の計画概要

利用区分	(自動車区分)	駐車スペース
来場者用及び環境啓発棟利用者用	(普通自動車)	60 台分 + 45 台分
運営維持管理従事者用	(普通自動車)	86 台分
障害者用	(普通自動車)	3 台分

8) 排ガス処理計画及び大気汚染防止計画

新焼却処理施設及び既存施設（西棟）からの排ガスの諸元は表 2-14 に、排ガス処理設備及びその処理方式は表 2-15 及び図 2-11 に示すとおりである。

新焼却処理施設の排ガス処理設備等の大気汚染防止対策の概要は、以下に示すとおりである。

- ①「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
- ②バグフィルタ及び湿式（又は湿式＋乾式）洗浄塔等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。
- ③燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
- ④水銀対策としては、水銀を含む温度計等の分別の徹底に加え、排ガス処理として、湿式洗浄、バグフィルタ及び活性炭処理を実施し、水銀の発生抑制・除去を図る。

また、新粗大ごみ処理施設には、稼働時における粉じん対策として、集じん装置（サイクロン、バグフィルタ）を設置し、適正な運転・管理を行う。

表 2-14 排ガスの諸元

施設	項目	既存施設（西棟）	新焼却処理施設	
焼却処理施設	湿り排ガス量 (m ³ N/h)	約 35,000×2 炉	約 40,000×2 炉	
	乾き排ガス量 (m ³ N/h)	約 27,000×2 炉	約 31,000×2 炉	
	排ガス温度 (°C)	約 170	約 190	
	排ガス排出速度 (m/s)	約 12	約 29	
	煙突高さ (m)	59	59	
	煙突頂部の排出口の内径 (m)	1.05 (2 炉とも同じ)	0.9 (2 炉とも同じ)	
	(自主規制値) 排出濃度	硫黄酸化物 (ppm)	30 以下	10 以下
		窒素酸化物 (ppm)	180 以下	50 以下
		塩化水素 (ppm)	25 以下	10 以下
		ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	1.0 以下	0.05 以下
		ばいじん (g/m ³ N)	0.08 以下	0.01 以下
	全水銀 (μg/m ³ N)	50 以下	30 以下	

注 1) 既存施設（西棟）における湿り排ガス量、乾き排ガス量、排ガス温度、排ガス排出速度は、平成 28 年度の実測値の平均値を示す。

2) 新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時において、既存施設（西棟）の排ガスの諸元は、上表の値と同程度と考えられる。

表 2-15 排ガス処理設備及びその処理方式

排ガス処理設備	既存施設（西棟）	新焼却処理施設
ばいじん	バグフィルタ	バグフィルタ
塩化水素及び硫黄酸化物	半乾式洗浄	湿式洗浄〔+乾式洗浄〕
窒素酸化物	—	無触媒脱硝装置+燃焼制御、又は触媒脱硝装置
ダイオキシン類	バグフィルタ	バグフィルタ〔+活性炭吸着〕
全水銀	バグフィルタ	湿式洗浄、バグフィルタ〔+活性炭吸着〕

注 1) 〔〕は必要に応じて採用する。

2) 半乾式洗浄は消石灰スラリーを噴霧、湿式洗浄は苛性ソーダ等を噴霧、乾式洗浄は消石灰等を噴霧

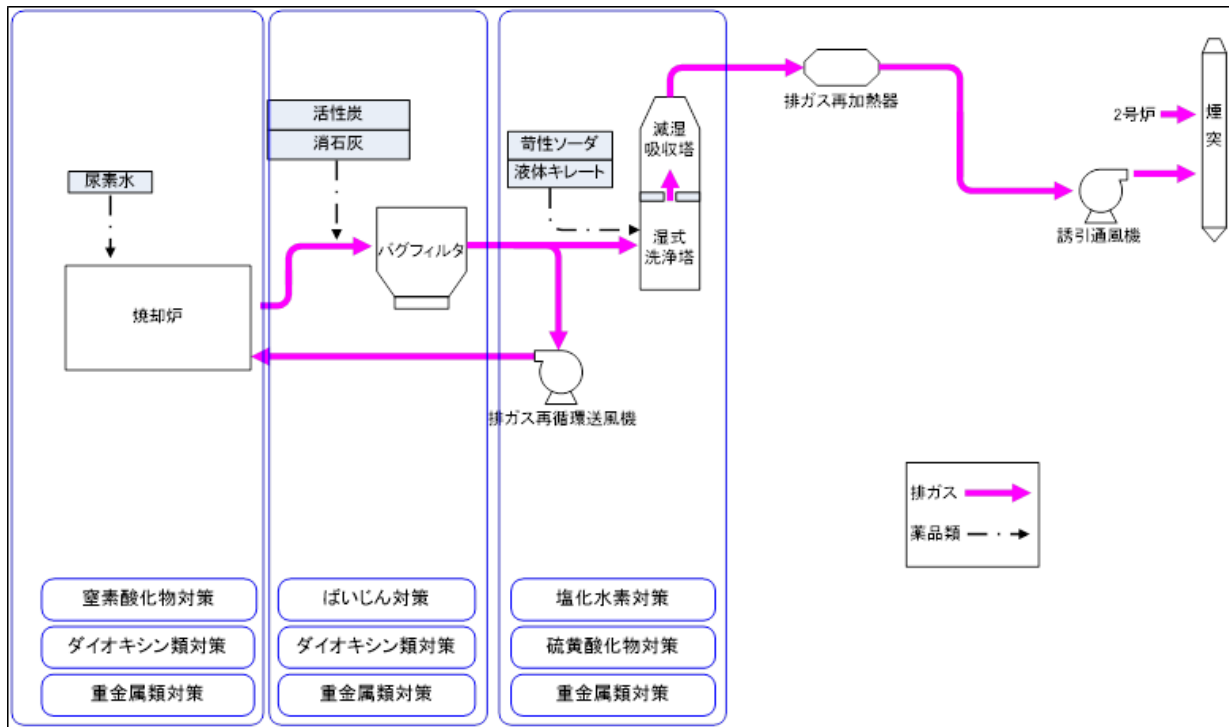


図 2-11 新焼却処理施設における排ガス処理フロー図【標準案】

9) 給水計画・排水処理計画及び水質汚濁防止計画

ア 給水計画

既存施設及び新施設における給水利用フローは、図 2-12(1)～(2)に示すとおりである。

既存施設及び新施設において、施設の稼働に関するプラント用水及び生活用水等の全ての用水は、上水を利用する。

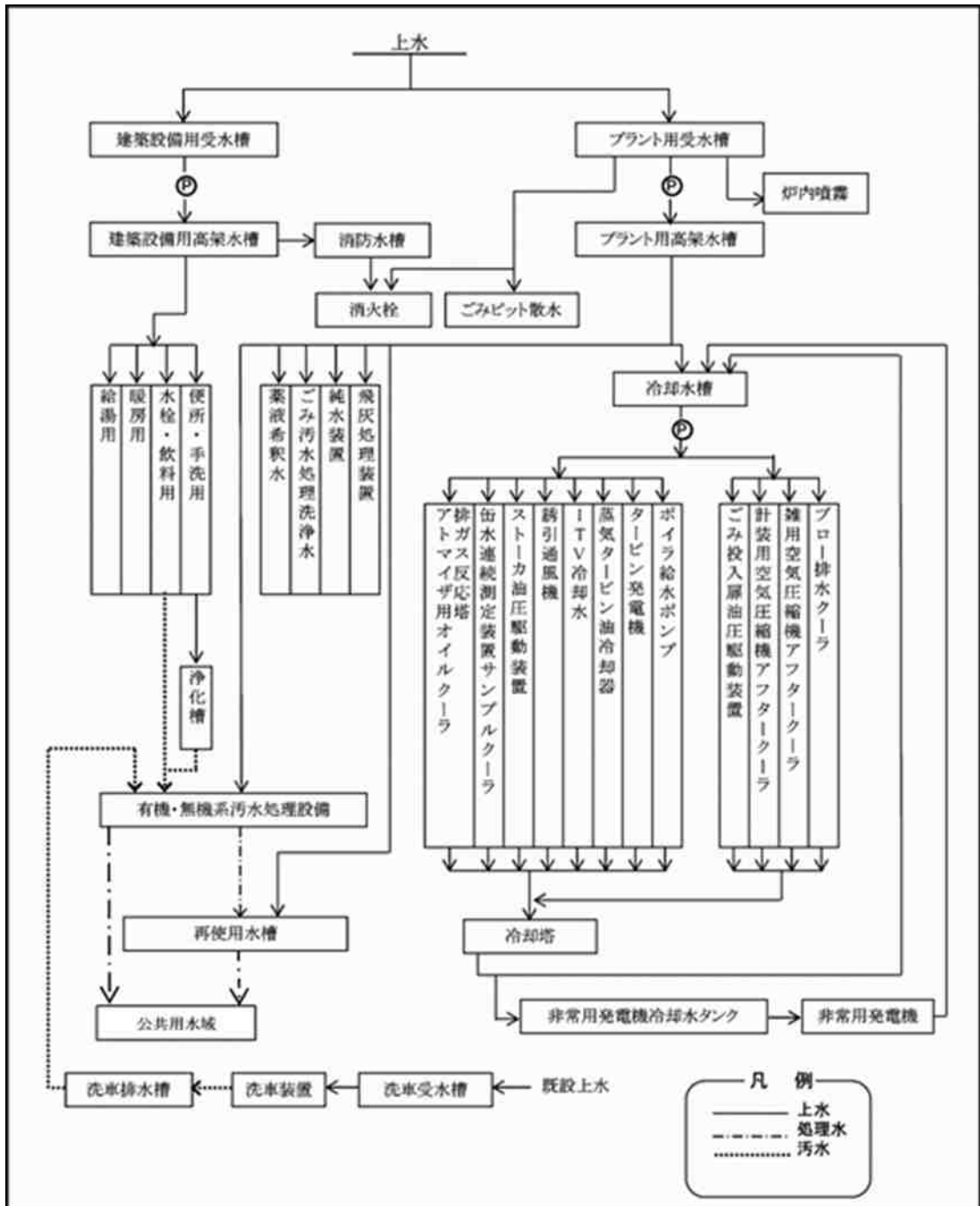
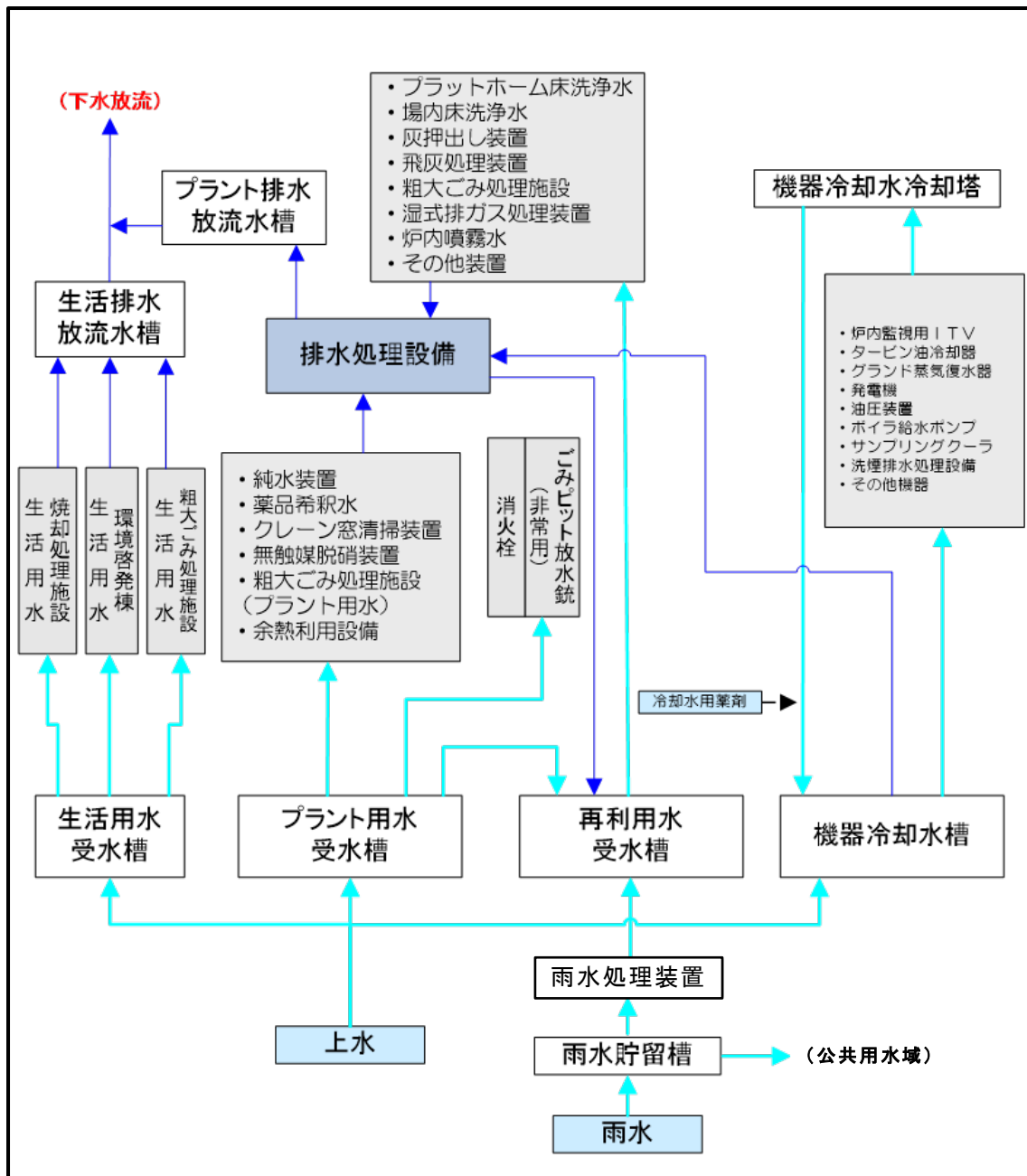


図 2-12(1) 給水利用フロー図 (既存施設 (現況))



注) 本フロー図は現時点での標準案であり、詳細については、プラントメーカーが決定した後、確定する予定である。

図 2-12(2) 給水利用フロー図 (新施設)

イ 排水処理計画

公共下水道事業との調整の結果、施設の稼働に関連するプラント系排水、生活系排水、環境啓発棟関連の排水及び一部の雨水排水は、公共用水域には排水せず、公共下水道に放流する計画に変更した。

既存施設及び新施設からの排水による影響を低減するための水質汚濁防止対策は以下に示すとおりである。

供用時における施設からの各排水は、新排水処理施設及び新焼却処理施設の排水処理設備で処理する。排水処理の概要は表 2-16 に示すとおりである。

表 2-16 排水処理方法の概要

処理対象の排水の種類		処理方法
新排水処理施設	プラント排水 (有機系排水)	前掲図 2-9 及び図 2-10 のフロー図により、処理水は再利用するとともに、残りを公共下水道に放流する計画である。
	プラント排水 (無機系排水)	
新焼却処理施設の排水処理設備	プラント排水 (有機系排水)	なお、新粗大ごみ処理施設からの排水の処理については、施設の建設後から新焼却処理施設の稼働開始までは新排水処理施設で、新焼却処理施設の稼働開始後は、新焼却処理施設の排水処理設備で処理する。
	プラント排水 (無機系排水)	
	洗煙排水	
生活排水 (新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設、環境啓発棟等)		処理設備を介さず、直接、公共下水道に放流する計画である。
雨水排水		一部の雨水排水は排水処理を行い、再利用水として使用した後、公共下水道に放流する。 未処理の雨水排水は、公共用水域に排水する。

注) 再利用水の用途は、以下に示すとおりである。

- ・プラットホーム・場内の床洗浄水、飛灰処理装置、湿式排ガス処理装置等

10) 悪臭防止計画

新施設における悪臭の発生・漏洩を防止するため、以下に示す防止対策を実施する。

- ①ごみピット内を密閉して負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭する。
- ②プラットホームの出入口にエアーカーテン及び自動開閉式電動扉を設置し、悪臭の漏洩防止に努める。
- ③ごみピットの投入扉は二重扉とし、悪臭の漏洩防止に努める。
- ④新焼却処理施設の出入り口に接続するランプウェイは、壁と天井で囲むことで、悪臭の漏洩を防止する。
- ⑤既存施設に設置されている方式等を考慮に入れた脱臭装置を設置し、脱臭装置の維持管理を徹底することで、悪臭防止に努める。特に、夏季、休炉時等の臭気の強い時期には脱臭装置を稼働させる。
- ⑥プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及び

ごみピット内への消臭剤散布を行う。

⑦廃棄物運搬車両等は、洗車設備において洗浄を行い、悪臭の発生防止に努める。

⑧悪臭に係る自主規制値を遵守する。なお、自主規制値は、表 2-17(1)～(2)に示すとおりである。

また、同時稼働時における既存施設（西棟）の悪臭防止対策は、現況の対策と同じである。

表 2-17(1) 悪臭に係る規制値計画（特定悪臭物質の濃度）

項目	敷地境界	排水水		気体排出口 自主規制の 有無
	自主規制値 (ppm)	排水水量 (W)	自主規制値 (mg/L)	
アンモニア	1	—		有
メチルメルカプタン	0.002	$W \leq 0.001\text{m}^3/\text{s}$	0.03	—
		$0.001\text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1\text{m}^3/\text{s}$	0.007	
		$0.1\text{m}^3/\text{s} < W$	0.002	
硫化水素	0.02	$W \leq 0.001\text{m}^3/\text{s}$	0.1	有
		$0.001\text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1\text{m}^3/\text{s}$	0.02	
		$0.1\text{m}^3/\text{s} < W$	0.005	
硫化メチル	0.01	$W \leq 0.001\text{m}^3/\text{s}$	0.3	—
		$0.001\text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1\text{m}^3/\text{s}$	0.07	
		$0.1\text{m}^3/\text{s} < W$	0.01	
二硫化メチル	0.009	$W \leq 0.001\text{m}^3/\text{s}$	0.6	—
		$0.001\text{m}^3/\text{s} < W \leq 0.1\text{m}^3/\text{s}$	0.1	
		$0.1\text{m}^3/\text{s} < W$	0.03	
トリメチルアミン	0.005	—		有
アセトアルデヒド	0.05	—		—
プロピオンアルデヒド	0.05	—		有
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	—		有
イソブチルアルデヒド	0.02	—		有
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	—		有
イソバレールアルデヒド	0.003	—		有
イソブタノール	0.9	—		有
酢酸エチル	3	—		有
メチルイソブチルケトン	1	—		有
トルエン	10	—		有
スチレン	0.4	—		—
キシレン	1	—		有
プロピオン酸	0.03	—		—
ノルマル酪酸	0.001	—		—
ノルマル吉草酸	0.0009	—		—
イソ吉草酸	0.001	—		—

注) 気体排出口の規制値は、悪臭防止法施行規則第3条に定める換算式により算出する。

表 2-17(2) 悪臭に係る規制値計画（臭気指数）

項目	規制値
敷地境界における規制値	臭気指数 10
煙突等の排出口における規制値（新施設のみ適用）	臭気指数 25、又は「敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める換算式により算出する値」のうち低い方の数値
排出水中の規制値	臭気指数 26

11) 騒音・振動防止計画

新施設における騒音・振動の発生及び伝播を防止するため、以下に示す防止対策を実施する。

- ①設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型及び低振動型の機種を採用する。
- ②設備機器は実行可能な範囲で、建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。
- ③特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。
- ④建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、設備機器の吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。
- ⑤各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。
- ⑥低周波音の音源となるような機器類への対策として、遮音性の高い部屋に格納し、機器の回転数は共振が生じないように適正な点検・整備を行うとともに、必要に応じて、消音器、防振ゴム及び防振架台を設置する。
- ⑦新粗大ごみ処理施設の破碎機室は鉄筋コンクリート構造とし、適切な位置に大型機器搬入のための十分な広さを有する開口部及び防音防爆用のドアを設ける。
- ⑧敷地周囲には植栽による緩衝帯を配置する。
- ⑨新焼却処理施設の出入り用に配置するランプウェイは、壁と天井で囲むことにより、勾配区間を走行するごみ収集車両からの騒音を防ぐ。
- ⑩新施設の稼働時（既存施設（西棟）との同時稼働時を含む）に発生する騒音及び振動については、表 2-18 に示す規制基準値（敷地境界）を適用する。

表 2-18 騒音及び振動の規制基準値（敷地境界）

項目	規制基準値（dB）			
	朝（6～8時）	昼間 （8～19時）	夕（19～22時）	夜間 （22～6時）
騒音	50以下	55以下	50以下	45以下
振動	55以下	60以下	55以下	55以下

注)「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準値（騒音：第2種区域、振動：第1種区域）を示す。

また、既存施設（西棟）における騒音・振動の防止対策としては、特に騒音・振動の影響が懸念される設備機器について、壁への防音材（グラスウール）の使用、防振ゴムの設置を実施している。

12) 低炭素化計画

新焼却処理施設では、低炭素社会への貢献を図るため、以下に示す低減対策を実施する。

- ①できる限り高効率の廃棄物発電設備を採用する。
- ②再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備の導入を図る。詳細は今後の検討により決定する。また、省エネルギー設備の導入についても合わせて検討する。
- ③断熱性の高い外壁材等の使用に努める。
- ④焼却処理施設で回収した蒸気や温水、並びに廃棄物発電による発電電力は、施設内の暖房、給湯、電力等に使用する。また、余剰電力は売電する計画である。
- ⑤廃棄物運搬車両等の関係車両については、できる限り低燃費車両の導入に努める。
- ⑥対象事業実施区域内の緑化に努め、二酸化炭素の吸収源の形成、維持を図る。
- ⑦既存施設における余熱利用施設の建て替えについては、規模が大きいものとする。

13) 車両運行計画

新焼却処理施設の稼働時における廃棄物運搬車両台数は表 2-19 に、既存施設（戸塚環境センター）における車両の主要な運行ルートは図 2-13 に示すとおりである。

新施設の単独稼働時における廃棄物運搬車両台数は、年間のごみ処理量が現況と大きく変化しないと推計されることから、既存施設における平成 28 年度の台数と同程度になると推定される。また、主要な運行ルートは、新施設供用後も変更しない計画である。

なお、既存施設（西棟）との同時稼働時には、朝日環境センターにおける廃棄物運搬車両台数が加わることになる。また、主要な運行ルートは、既存施設と同じとする計画である。

廃棄物運搬車両等の走行に伴う環境への影響を抑制するため、以下に示す保全対策

を計画する。

- ①廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し導入を図る。
- ②廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ③廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。
- ④廃棄物運搬車両等については、「埼玉県生活環境保全条例」に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。
- ⑤廃棄物運搬車両等の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。
- ⑥廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日は行わず、受け入れ時間は午前8時から午後4時までとする。
- ⑦ディーゼル車は、九都県市指定の粒子状物質減少装置を装着した低公害車を使用する。
- ⑧収集した廃棄物を走行中に道路上に飛散させないよう廃棄物運搬車両を適切に運用する。

表 2-19 廃棄物運搬車両台数（新焼却処理施設の稼働時）

種 別		日平均台数（日最大台数） [台/日]			搬入受け時間
		戸塚環境センター （新施設）	朝日環境センター	同時稼働時	
搬入車両	焼却処理施設関連	212(478)	174(752)	386(1,230)	【直営・委託・許可】 月曜日～金曜日 8～11時30分、13～16時 【自己搬入】 月曜日～金曜日 9～11時30分、13～16時
	粗大ごみ処理施設関連	144(470)	—(—)	144(470)	
	特定処理廃棄物	6(17)	1(7)	7(24)	
	その他	5(20)	4(6)	9(26)	
	合 計	367(970)	179(759)	546(1,729)	
搬出車両	焼却処理施設関連	3(9)	4(5)	7(14)	—
	粗大ごみ処理施設関連	2(5)		2(5)	
	合 計	5(13)	4(5)	9(18)	

注 1) 新焼却処理施設の稼働時には、最初の3年間は朝日環境センターからの廃棄物を受け入れるため、朝日環境センターからの車両台数と戸塚環境センターの新焼却処理施設の車両台数が、対象事業実施区域に集中することとなる。なお、朝日環境センターの車両台数は、朝日環境センターからの廃棄物の受け入れに関係しないリサイクルプラザ関連の車両台数は除外している。

2) 新施設に関連する職員の通勤時に使用する車両台数は以下に示すとおり計画する。

- ・川口市職員利用…57台/日、
- ・委託会社社員利用…44台/日

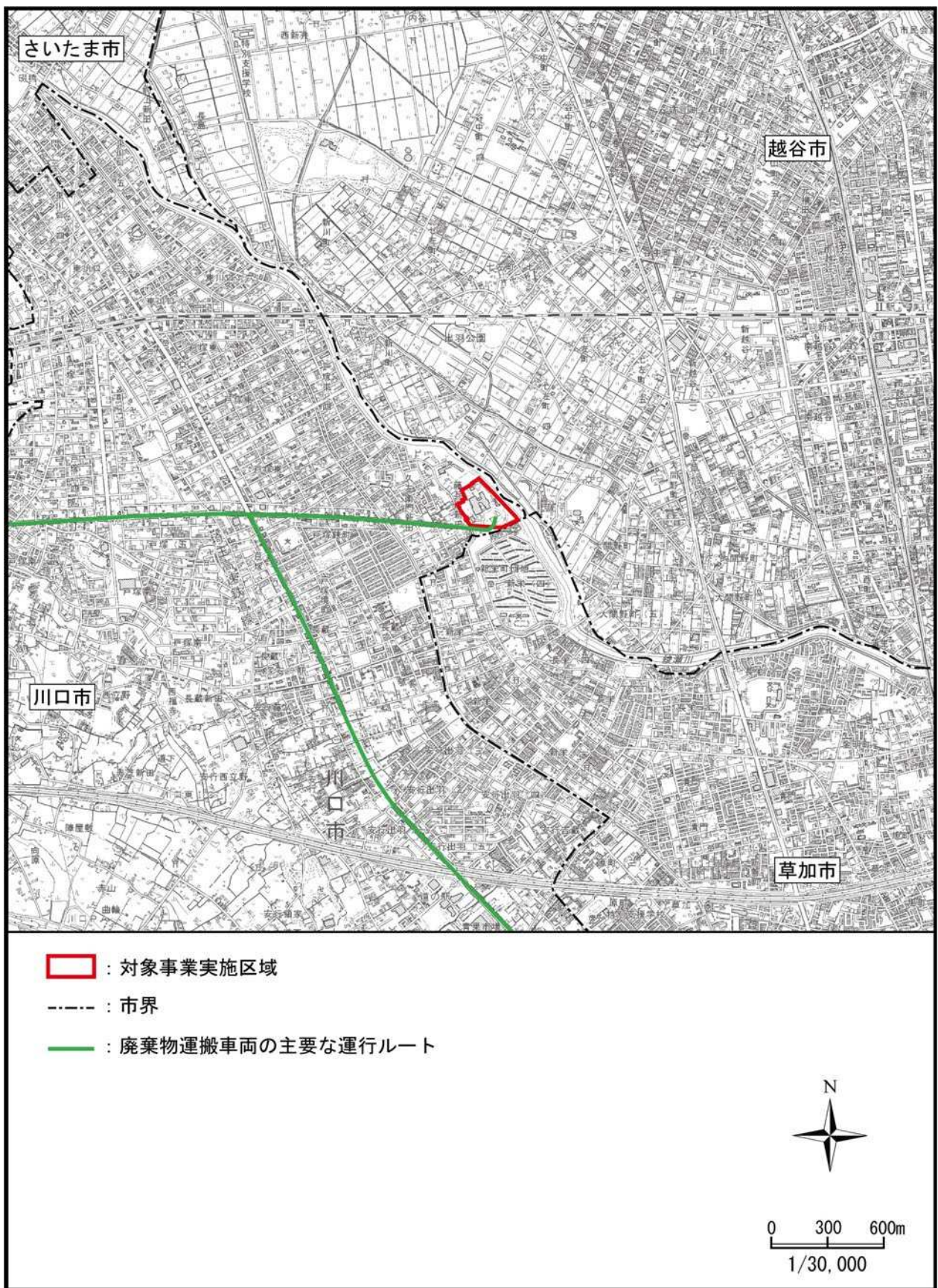


図 2-13 廃棄物運搬車両の主要な運行ルート

14) 緑化計画

緑化計画は図 2-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域内の緑地の整備計画は、以下に示すとおりである。

- ①緑地整備に当たっては、周辺地域の樹林等との連続性に配慮し、植栽する樹種・草種は、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（平成 18 年 3 月）に記載された在来種を中心に選定する。また、緑地整備にあたっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。
- ②植樹の構成は、高木、中低木を組み合わせ多層構造となるよう配慮する。
- ③緑化率は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（昭和 54 年埼玉県条例第 10 号）に基づく基準値（緑化率 20%以上）を確保する。
- ④緑地等については、適切に維持・管理を行う。

15) その他

対象事業実施区域の地下には、広範囲に渡り、現在の戸塚環境センター建設以前の埋設廃棄物が存在していることが確認されている。既存施設の解体・撤去工事及び新施設の建設工事に際しては、施工範囲の埋設廃棄物を除去し、適正な処分を行い、区域外に廃棄物等が拡散しないよう適正な措置を実施する計画である。

また、埋設廃棄物に起因する地下水の水質汚濁又は土壌の汚染が確認された場合には、関係機関と協議の上、周辺地域に影響を拡散させないよう適切に対処する。

なお、工事の実施に際して、埋設廃棄物に関連した環境保全対策は、後掲「(5)工事の概要 3)工事に係る環境保全計画」に示すとおりである。

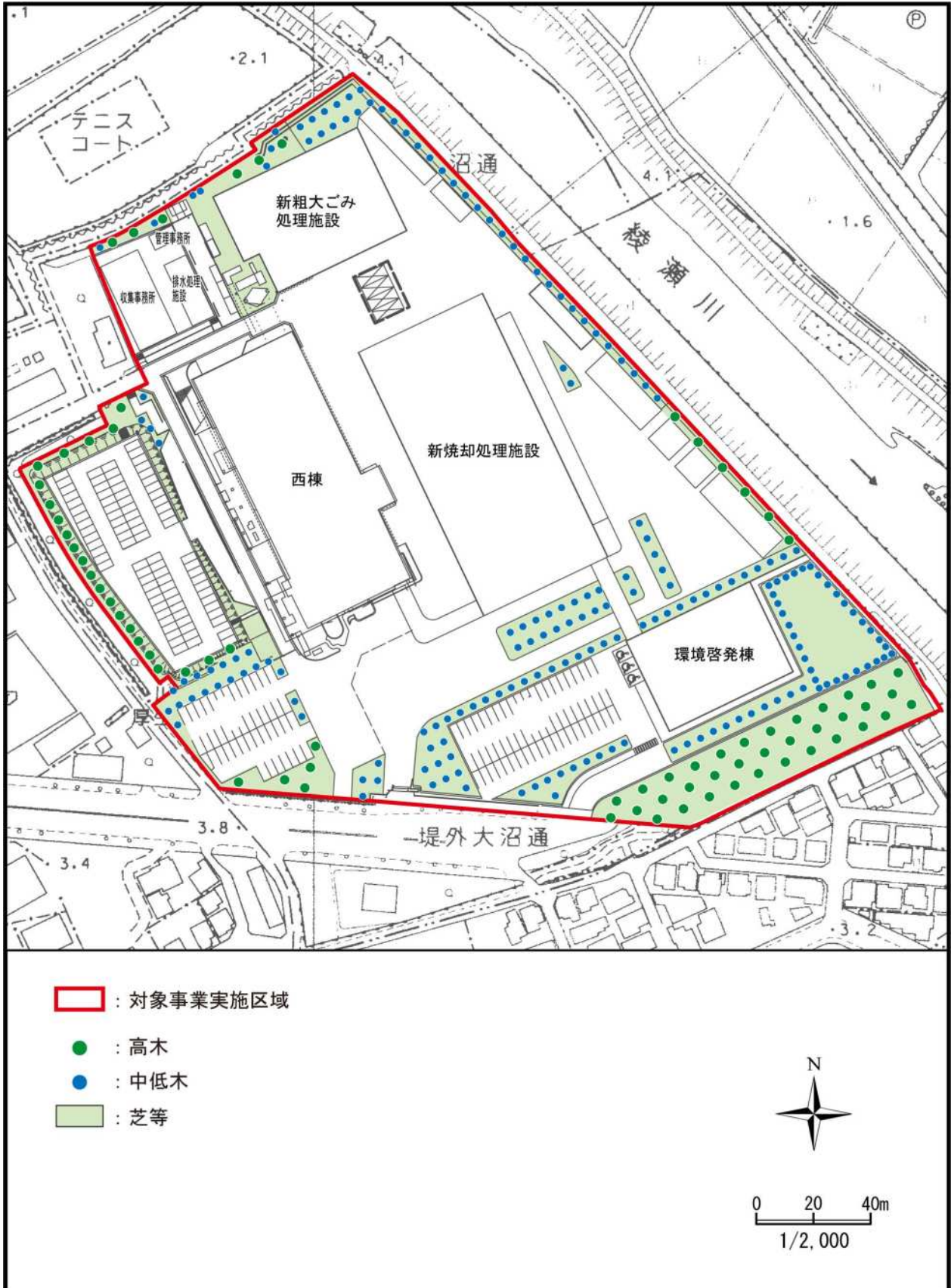


図 2-14 緑化計画図

(5) 工事の概要

1) 工事工程

工事工程は、表 2-20 に示すとおりである。

令和 3 年度に新設工事から着手し、管理棟及び収集業務事務所に始まり、その他付帯施設、新粗大ごみ処理施設、新焼却処理施設、環境啓発棟と順次新設工事を進めるとともに、令和 4 年度には東棟を始めとする既存施設の解体工事を開始し、令和 11 年度に厚生会館（余熱利用施設）の解体工事を実施する計画である。

なお、新施設の供用開始時期（予定）は、新粗大ごみ処理施設が令和 7 年度、新焼却処理施設及び環境啓発棟（余熱利用施設等）が令和 11 年度となる計画である。

表 2-20 工事工程の概要

項目		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
解体工事	解体工事（東棟その他）		←————→							
	解体工事（厚生会館）									←→
新設工事	新設工事（管理棟・収集業務事務所）	←→								
	新設工事（新粗大ごみ処理施設）				←————→ (試運転)					
	新設工事（新焼却処理施設）					←————→			————→ (試運転)	
	新設工事（その他施設）		←→	←→			←→	←→		
	新設工事（外構工事）				←→		←————→	←————→		
	新設工事（環境啓発棟）						←————→	←————→		
	新設工事（プラント設備工事（焼却処理施設））						←————→	←————→		
	新設工事（プラント設備工事（粗大ごみ処理施設））				←→					

注) 新粗大ごみ処理施設の供用開始は令和 7 年度、新焼却処理施設の供用開始は令和 11 年度を予定する。

2) 工事用車両の運行ルート

工事用資材の搬入等に使用する工事用車両の主要な運行ルートは、前掲図 2-13 (p. 44 参照) に示す廃棄物運搬車両の主要な運行ルートと同じとする。

3) 工事に係る環境保全計画

工事計画及び工事の実施においては、環境の保全に配慮し、以下に示す環境保全対策を実施する。

[建設機械関連]

- ①建設機械及び資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種（排出ガス対策型、低騒音型、低振動型）を使用する。
- ②建設機械の集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。
- ③建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。
- ④建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。
- ⑤建設機械及び資材運搬等の車両に使用する燃料（軽油）は、適正な品質のものを使用する。
- ⑥敷地境界又は工事区域の境界上に工事用仮囲い等を設置し、粉じん等の飛散防止、騒音の伝播抑制を図る。
- ⑦造成工事等で、粉じん等が飛散しやすい気象条件下では適宜散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る。
- ⑧建設機械は、原則として日曜日・祝日は稼働せず、稼働時間帯は、早朝及び夜間を避けて、基本的に午前8時から午後7時までとする。

[資材運搬等の車両関連]

- ①資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車、低燃費車及び九都県市指定の粒子状物質減少装置を装着した車両等の低公害車を使用する。
- ②通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前7時から午後6時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、近隣住民等に事前に周知を図る。
- ③資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ④資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。
- ⑤資材運搬等の車両については、「埼玉県生活環境保全条例」に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。
- ⑥資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、資材運搬等の車両の出入口付近に水洗いを行う洗車設備を設置する。
- ⑦土砂の運搬作業では、必要に応じて、運搬車両に飛散防止シート掛け等を行う。
- ⑧資材運搬等の車両の洗車に伴う排水は、油水分離、沈砂、pH調整等のために水処理設備を設置し処理する。
- ⑨資材運搬等の車両運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。

[埋設廃棄物関連]

- ①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、管理型最終処分場に搬出、適正に処分する。
- ②掘削土（廃棄物混在）の再利用は実施しないものとする。（掘削土量は約 40,500m³と推計）
- ③掘削土は、地表部に仮置きする時間をできる限り短くするよう工程管理を厳重に実施し、短時間でも仮置きするような場合には、防じんシート、防じんネットで養生を行う等、風による土砂の飛散の防止、降雨時における雨水と接触することによる雨水排水の水質汚濁の防止を図る。
- ④場外への運搬に際しては、ダンプトラックには過積載にならないよう十分注意を払い、荷台にはシート掛けを行い、土砂の飛散防止を図る。
- ⑤掘削工事等において、埋設廃棄物層の範囲からの揚水の排水は、適切に水質管理を行い、公共下水道に放流する。
- ⑥掘削工事等において、可燃性ガス、又は有毒ガスの発生が確認された場合には、工事を一旦中止して、ブロワ等の仮設の換気設備を設置し、湧出ガスの滞留防止を図る。また、特定の作業箇所や湧出ガスによる災害が予見されるような場所では、ガス濃度計により常時監視を行う。

[その他]

- ①埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、適切に維持管理を行い、管理目標値以下の SS 濃度に処理して、対象事業実施区域西側の排水路に排水する。
- ②仮設沈砂槽等に堆積する土砂の定期的な除去、処理水の SS 濃度の適宜測定等により、濁りの除去効果が低下しないよう適切に維持・管理を実施する。
- ③建設発生土、裸地については、防じんシート、防じんネット等で養生するなど、土砂の流出・飛散を防止する。
- ④造成工事時には、裸地の出現時間が実行可能な範囲で短くなるよう早期に緑化する。
- ⑤工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守し、適正処理を図るとともに分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化を行う。なお、埋設廃棄物との仕分けが困難なものについては、そのまま管理型最終処分場へ搬入し、適正な処分を実施する。
- ⑥再生資材及び再利用資材をできる限り活用する。

- ⑦既存施設の解体工事に当たっては、関係機関と協議の上、適切な対策と十分な管理、適正処理を行い、有害物質の飛散のないようにする。特に、アスベストについては、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき事前調査等を実施するとともに、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令も遵守して、アスベストの飛散防止対策を徹底する。

第3章 関係地域

3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、“対象事業が実施される区域の周囲3 km以内の地域”を基準として設定するものとする。

3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3-1に示すとおり、以下の4市の一部が含まれる。

- ・埼玉県 川口市
- ・埼玉県 さいたま市
- ・埼玉県 草加市
- ・埼玉県 越谷市

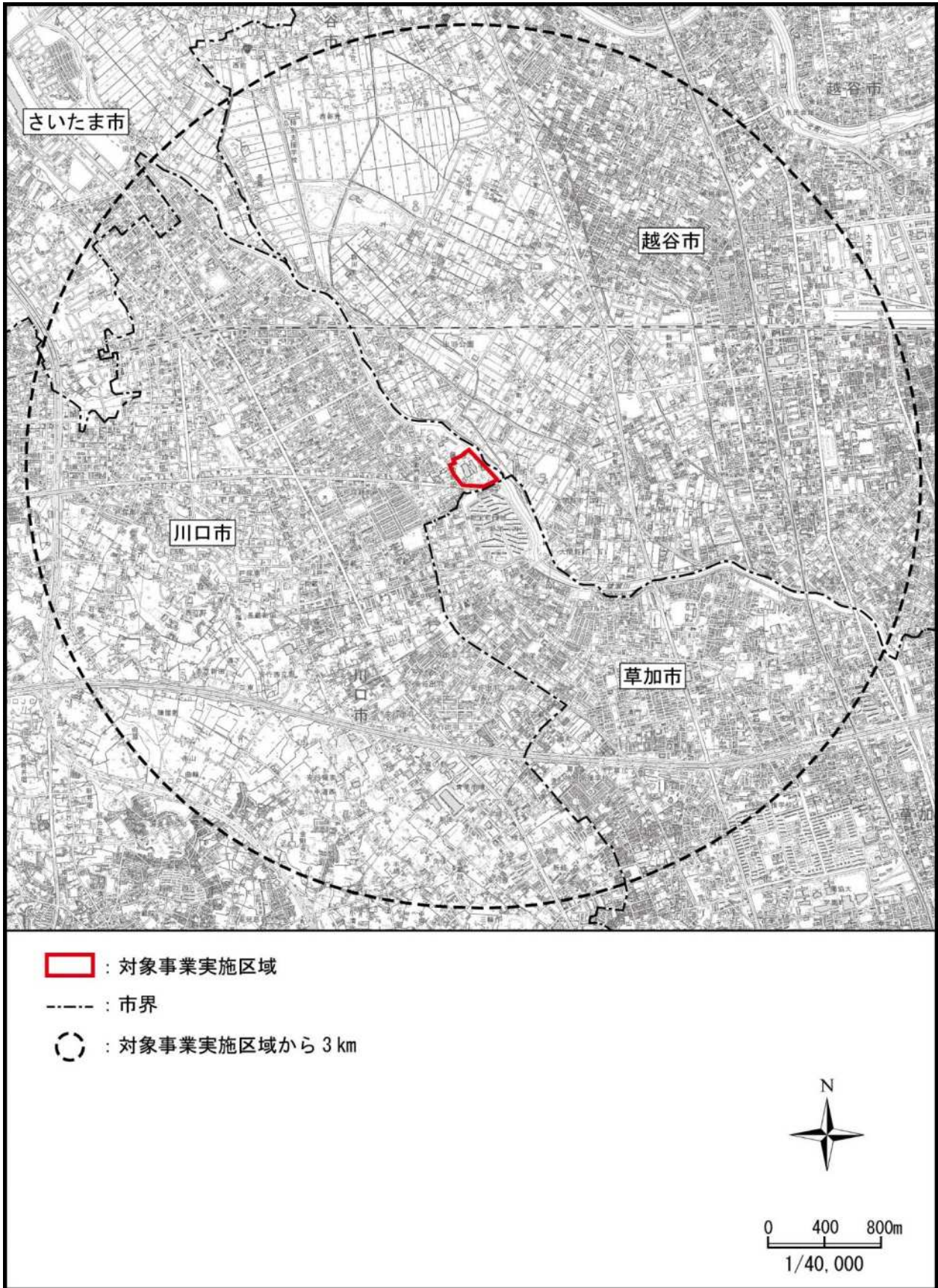


図 3-1 環境に影響を及ぼす地域

第4章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」(平成30年1月、川口市)に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第6条及び第8条の規定に基づき、縦覧を行いました。環境の保全の見地からの意見の提出はありませんでした。

第5章 調査計画書についての知事の意見

「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」（平成30年1月、川口市）に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

5.1 全般事項

(1) 事業計画について

計画地周辺には住居及び学校等が近接していることから、事業の実施（工事中及び存在・供用）に当たっては、周辺への環境影響に十分に配慮した計画とすること。

(2) 工事中の環境影響の予測及び評価について

新ごみ焼却処理施設の工事中の環境影響の予測及び評価に当たっては、新粗大ごみ処理施設の供用及び既存施設（東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設）の解体工事に伴う環境影響についても考慮すること。

(3) 埋設廃棄物について

埋設廃棄物を区域外に拡散しない計画としているが、最大限安全側に配慮して、想定される環境影響について再検討し、必要に応じて調査、予測及び評価の項目を追加すること。

5.2 調査、予測及び評価について

(1) 大気質

新粗大ごみ処理施設の稼働に伴い粉じんの発生が想定されるため、存在・供用時においても粉じんの項目の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 低周波音

新施設の稼働に伴う低周波音の影響について、整合を図るべき基準として「低周波音問題対応の手引書」における参照値を用いているが、参照値は環境アセスメントの環境保全目標値ではないので、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された科学的知見に基づいて評価すること。

(3) 大気質、騒音、振動

工事中の環境影響の予測については、建設機械の稼働台数や資材運搬等の走行車両の台数が最大となる時期ではなく、各項目の総排出量が最大となると想定される時期とすること。

(4) 騒音、低周波音

既存施設の稼働を鑑みて、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法による工場・事業場騒音を、調査項目に追加すること。

5.3 環境保全措置について

(1) 大気質

既存施設の解体にあたっては、ダイオキシン類やアスベストなどの有害物質の飛散のないよう十分な対策を講じた上で実施すること。また、解体時には大気質のモニタリングを実施すること。

(2) 水質

計画地周辺の河川及び地下水の水質については、現状で環境基準を超過している項目があることから、事業の実施(工事中及び存在・供用)において、周辺環境への影響が最小限となるよう十分な対策を講じた計画とすること。

第6章 第4章及び第5章の意見についての事業者の見解

6.1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

第5章で示したとおり“環境の保全の見地からの意見”の提出はありませんでした。

6.2 知事意見に対する事業者の見解

第6章で示した“知事意見”に対する事業者の見解は、表6-1(1)～(2)に示すとおりである。

表6-1(1) 知事意見に対する事業者の見解

番号	埼玉県知事の意見	事業者の見解
1 全般的事項		
1.	(1) 事業計画について 計画地周辺には住居及び学校等が近接していることから、事業の実施(工事中及び存在・供用)に当たっては、周辺への環境影響に十分に配慮した計画とすること。	事業の実施に当たっては、周辺に近接する住居及び学校において騒音の現地調査地点及び予測地点を設定し評価するなど、周辺への環境影響の低減に十分に配慮した計画としました。
2.	(2) 工事中の環境影響の予測及び評価について 新ごみ焼却処理施設の工事中の環境影響の予測及び評価に当たっては、新粗大ごみ処理施設の供用及び既存施設(東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設)の解体工事に伴う環境影響についても考慮すること。	工事中の環境影響については、新粗大ごみ処理施設及び新焼却処理施設の建設工事、並びに既存施設の解体工事に伴う環境影響のピーク時期を予測時期として設定し、予測時期に稼働している新粗大ごみ処理施設及び既存施設(西棟)の稼働に伴う環境影響を重ね合わせて、予測及び評価を実施しました。
3.	(3) 埋設廃棄物について 埋設廃棄物を区域外に拡散しない計画としているが、最大限安全側に配慮して、想定される環境影響について再検討し、必要に応じて調査、予測及び評価の項目を追加すること。	埋設廃棄物に関連して、調査計画書に記載しましたとおり、「地下水の水質」、「土壌」及び「廃棄物」において、埋設廃棄物を考慮して予測及び評価を実施しました。
2 調査、予測及び評価について		
4.	(1) 大気質 新粗大ごみ処理施設の稼働に伴い粉じんの発生が想定されるため、存在・供用時においても粉じんの項目の調査、予測及び評価を行うこと。	存在・供用時の環境影響評価項目として、新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じんの影響を追加し、調査、予測及び評価を実施しました。
5.	(2) 低周波音 新施設の稼働に伴う低周波音の影響について、整合を図るべき基準として「低周波音問題対応の手引書」における参照値を用いているが、参照値は環境アセスメントの環境保全目標値ではないので、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された科学的知見に基づいて評価すること。	新施設の稼働に伴う低周波音の影響について、整合を図るべき基準として、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された「低周波音の感覚閾値(ISO-7196)」及び「建具のがたつき閾値」を用いて、予測及び評価を実施しました。

表 6-1(2) 知事意見に対する事業者の見解

番号	埼玉県知事の意見	事業者の見解
6.	<p>(3)大気質、騒音、振動 工事中の環境影響の予測については、建設機械の稼働台数や資材運搬等の走行車両の台数が最大となる時期ではなく、各項目の総排出量が最大となると想定される時期とすること。</p>	<p>工事中の環境影響については、大気質は予測項目毎の総排出量が、騒音はパワーレベルの合成値が、振動は基準点振動レベルの合成値が、それぞれ最大となる時期を予測時期として設定し、予測及び評価を実施しました。</p>
7.	<p>(4)騒音、低周波音 既存施設の稼働を鑑みて、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法による工場・事業場騒音を、調査項目に追加すること。</p>	<p>騒音の調査については、既存施設の稼働を考慮して、「工場・事業場騒音」を追加し、「環境騒音」と区別するとともに、対象事業実施区域敷地境界の4地点については、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法により現地調査を実施しました。</p>
3 環境保全措置について		
8.	<p>(1)大気質 既存施設の解体にあたっては、ダイオキシン類やアスベストなどの有害物質の飛散のないよう十分な対策を講じた上で実施すること。また、解体時には大気質のモニタリングを実施すること。</p>	<p>既存施設の解体工事に当たって、ダイオキシン類やアスベスト等の有害物質が飛散することのないよう十分な対策を講じるよう計画してまいります。 また、解体工事時には、ダイオキシン類及びアスベスト等の有害物質のモニタリングを実施するよう計画してまいります。</p>
9.	<p>(2)水質 計画地周辺の河川及び地下水の水質については、現状で環境基準を超過している項目があることから、事業の実施(工事中及び存在・供用)において、周辺環境への影響が最小限となるよう十分な対策を講じた計画とすること。</p>	<p>供用時の排水及び工事中の地下水排水については、周辺の公共用水域には排水せず、公共下水道に放流する計画に変更します。 工事中の雨水排水については、周辺環境への影響が最小限となるよう、仮設沈砂池を設置する等の環境保全措置を実施します。</p>

第7章 環境影響評価の調査項目

埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月 埼玉県告示第1588号）を基に、対象事業の特性及び地域特性を踏まえ、環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「環境影響要因」という。）ごとに環境への影響の発生過程を検討するとともに、環境への影響の程度を検討し、環境影響評価を行う項目を選定した。

7.1 環境影響要因の把握

「第2章 対象事業の目的及び概要」において示した対象事業の特性に基づき、環境影響要因を抽出した結果は、表7-1に示すとおりである。

表 7-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	環境要因の区分	環境影響要因
工事中	工事中	建設機械の稼働
		資材運搬等の車両の走行
		造成等の工事
供用時	存在・供用時	施設の存在
		施設の稼働
		自動車等の走行（廃棄物運搬車両等の走行）

注) 存在・供用時における環境影響要因である「自動車等の走行」（埼玉県環境影響評価技術指針における一般的な表記）については、本事業（廃棄物処理施設の設置）の環境影響要因に合わせて、これ以降は「廃棄物運搬車両等の走行」に置き換えて表記することとする。

7.2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、対象事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月 埼玉県告示第1588号）の別表3-5の関連表に準拠して選定した。

選定結果は表7-2に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の15項目を選定した。

表 7-2 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分		工事中			存在・供用時				
環境影響要因		建設機械の稼働	車両の走行の	資材運搬等の	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	廃棄物の走行搬	
調査・予測・評価の項目									
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●			●	●	
		二酸化硫黄または硫黄酸化物					●		
		浮遊粒子状物質					●	●	
		炭化水素						●	
		粉じん	●	●			◎	×	
		大気質に係る有害物質等					●		
	騒音・低周波音	騒音	●	●			●	●	
		低周波音					●		
	振動	振動	●	●			●	●	
	悪臭	臭気指数または臭気の濃度					●		
		特定悪臭物質					●		
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量					☆	
			浮遊物質量			◎		☆	
			窒素及びりん					☆	
			水温					☆	
			水素イオン濃度				◎	☆	
			溶存酸素量					☆	
			その他の生活環境項目健康項目等				◎	☆	
		底質	強熱減量						
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
			底質に係る有害物質等					☆	
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目				◎			
	水象	河川等の流量、流速及び水位							
		地下水の水位及び水脈							
		温泉及び鉱泉							
		堤防、水門、ダム等の施設							
	土壌	土壌に係る有害項目				◎	●		
	地盤	地盤沈下							
	地象	土地の安定性							
		地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)					×		
表土の状況及び生産性									
動物	保全すべき種	●	●	◎	○				
	保全すべき種			◎	○				
	植生及び保全すべき群落			◎	○				
生態系	緑の量					○			
	地域を特徴づける生態系	●	●	◎	○				
	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				×			
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	眺望景観	眺望景観				●			
		自然とのふれあいの場	●	●		○	○		
	史跡・文化財	指定文化財等					×		
		埋蔵文化財					×		
	日照障害	日影の状況				●			
	電波障害	電波受信状況				●			
	風害	局所的な風の発生状況							
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			◎	●		
			残土			◎			
		雨水及び処理水							
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●			●	●		
	オゾン層破壊物質					×			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×					

●：標準的に選定する項目。○：事業特性、地域特性により選定する項目。
 ×：標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。
 ◎：標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。
 ☆：調査計画書において選定していたが、事業計画の変更により、選定する必要がなくなった項目。

7.3 環境影響評価項目の選定理由及び選定しない理由

環境影響評価の項目として選定した理由は表7-3(1)～(3)に、選定しない理由は表7-4に示すとおりである。

表 7-3(1) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	工事中	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
	二酸化硫黄または硫黄酸化物	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による硫黄酸化物の発生が考えられるため選定する。
	浮遊粒子状物質	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	炭化水素	存在・供用時	廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定する。
	粉じん	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による粉じんの発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	知事意見を考慮した結果、粗大ごみ処理施設の稼働に伴い粉じんの発生のおそれがあると判断したため選定する。【知事意見を考慮して、再度検討し直した。】
大気質に係る有害物質等	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）の発生が考えられるため選定する。	
騒音・低周波音	騒音	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う工場騒音、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
	低周波音	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため選定する。
振動	振動	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業振動、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う工場振動、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
悪臭	臭気指数または臭気の濃度	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による悪臭の発生が考えられるため選定する。

表 7-3(2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
水質	浮遊物質	工事中	造成等の工事に伴う濁水の発生が考えられるため選定する。
	水素イオン濃度	工事中	造成等の工事に伴うコンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため選定する。
	健康項目等	工事中	造成等の工事の際には、埋設廃棄物層の掘削に伴い、水質汚濁のおそれがある地下水を揚水することから選定する。【埋設廃棄物層の状況を考慮して、再度検討し直した。】
	地下水の水質に係る有害項目	工事中	対象事業実施区域内において土壌の汚染は確認されなかったものの、埋設廃棄物層の掘削に伴い、地下水の水質汚濁の可能性が考えられるため選定する。
土壌	土壌に係る有害項目	工事中	対象事業実施区内において土壌の汚染は確認されなかったものの、埋設廃棄物層の掘削に伴い、土壌の汚染の可能性が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生及び焼却灰の飛散による有害物質（ダイオキシン類）の土壌への沈降、蓄積が考えられるため選定する。
動物	保全すべき種	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う濁水の発生による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落、緑の量	工事中	造成等の工事に伴う濁水の発生による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失、緑の量の変化が考えられるため選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う濁水の発生による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
景観	眺望景観	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在・稼働による自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
日照障害	日影の状況	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による日影の状況の変化が考えられるため選定する。
電波障害	電波受信状況	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による電波受信状況の変化が考えられるため選定する。

表 7-3(3) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
廃棄物等	廃棄物	工事中	造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用設備を含む環境啓発棟等の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられるため選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用設備を含む環境啓発棟等の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。

表 7-4 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
大気質	粉じん	存在・供用時	対象事業実施区域内の走行経路及び周辺地域の主要な走行経路は何れも舗装道路であることから、ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両等の走行に伴う粉じんの発生は想定されないため選定しない。
水質	生物化学的酸素要求量 浮遊物質 窒素及びりん 水素イオン濃度 溶存酸素量 その他の生活環境項目 健康項目等 底質に係る有害物質等	存在・供用時	プラント系排水は、主にクローズドシステムにより再利用を図るとともに、生活排水及び環境啓発棟に関連する排水と併せて、公共下水道に放流する計画に変更したことにより、公共用水域へ排水を放流することは無くなったため選定しないこととした。【事業計画の変更に伴い、水質の影響はなくなったため、選定しないこととした。】
地象	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺は平坦地であり、既存の敷地内において建て替える計画であることから、土地の改変は小さいこと、また、対象事業実施区域及びその周辺には重要な地形及び地質は存在しないため選定しない。
景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、対象事業実施区域周辺を眺望対象とする景観資源が存在しないため選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財及びそれに準ずる史跡・文化財等、並びに埋蔵文化財包蔵地は存在しないため選定しない。
	埋蔵文化財		
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用時	フロン等のオゾン層破壊物質を含む廃棄物を処理する計画はなく、フロン等が発生するおそれはないと考えられるため選定しない。
放射線の量	放射線の量	工事中	対象事業実施区域周辺における空間放射線量率の測定結果は低い値で推移しており、また、工事中は粉じん等の飛散防止対策や土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域に拡散・流出するおそれはないと考えられるため選定しない。

第8章 環境影響の調査、予測及び評価の概要

環境要素ごとの調査、予測及び評価結果の概要は、以下に示すとおりである。

8.1 大気質

8.1.1 調査結果の概要

調査結果（環境大気）																																																																																																																						
<p><環境大気></p> <p>○二酸化窒素 環境基準値（日平均値0.04～0.06ppm）を下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">(ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.014</td> <td>0.063</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.013 ～0.015</td> <td>0.061 ～0.064</td> <td>0.035 ～0.038</td> </tr> </tbody> </table> <p>○二酸化硫黄 環境基準値（日平均値0.04ppm、1時間値0.1ppm）を下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">(ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.001</td> <td>0.007</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.001</td> <td>0.008 ～0.011</td> <td>0.003 ～0.004</td> </tr> </tbody> </table> <p>○浮遊粒子状物質 環境基準値（日平均値0.10mg/m³、1時間値0.20mg/m³）を下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">(mg/m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.017</td> <td>0.121</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.016 ～0.018</td> <td>0.053 ～0.063</td> <td>0.033 ～0.037</td> </tr> </tbody> </table> <p>○塩化水素 目標環境濃度（期間最高値0.02ppm）を下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">(ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> <th>春季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.004</td> <td>0.002</td> <td>0.002</td> <td><0.002</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.004</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> <td><0.002</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ダイオキシン類 環境基準値（年平均値0.6pg-TEQ/m³）を下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">(pg-TEQ/m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>平均値</th> <th>最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.041</td> <td>0.086</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.029 ～0.040</td> <td>0.047 ～0.087</td> </tr> </tbody> </table>					調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	対象事業実施区域	0.014	0.063	0.038	周辺地域 4地点	0.013 ～0.015	0.061 ～0.064	0.035 ～0.038	調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	対象事業実施区域	0.001	0.007	0.003	周辺地域 4地点	0.001	0.008 ～0.011	0.003 ～0.004	調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	対象事業実施区域	0.017	0.121	0.035	周辺地域 4地点	0.016 ～0.018	0.053 ～0.063	0.033 ～0.037	調査地点	夏季	秋季	冬季	春季	対象事業実施区域	0.004	0.002	0.002	<0.002	周辺地域 4地点	0.004	<0.002	<0.002	<0.002	調査地点	平均値	最高値	対象事業実施区域	0.041	0.086	周辺地域 4地点	0.029 ～0.040	0.047 ～0.087	<p>○ガス状水銀 指針値（年平均値40ng/m³）を下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">(ng/m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間平均値</th> <th>期間最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td><4</td> <td><4</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td><4</td> <td><4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○微小粒子状物質 環境基準値（年平均値15μg/m³、日平均値35μg/m³）を下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">(μg/m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>10～13</td> <td>24～26</td> </tr> </tbody> </table> <p>○浮遊粉じん 0.02～0.08mg/m³であった。</p> <p style="text-align: right;">(mg/m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> <th>春季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> <td>0.03</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.02 ～0.03</td> <td>0.03</td> <td>0.03 ～0.08</td> <td>0.02 ～0.03</td> </tr> </tbody> </table> <p><沿道大気></p> <p>○二酸化窒素 環境基準値（日平均値0.04～0.06ppm）を下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">(ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路沿道 3地点</td> <td>0.015 ～0.016</td> <td>0.059 ～0.062</td> <td>0.036 ～0.038</td> </tr> </tbody> </table> <p>○浮遊粒子状物質 環境基準値（日平均値0.10mg/m³、1時間値0.20mg/m³）を下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">(mg/m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路沿道 3地点</td> <td>0.022 ～0.023</td> <td>0.080 ～0.083</td> <td>0.045 ～0.046</td> </tr> </tbody> </table>					調査地点	期間平均値	期間最高値	対象事業実施区域	<4	<4	周辺地域 4地点	<4	<4	調査地点	期間 平均値	日平均値 の最高値	対象事業実施区域	11	25	周辺地域 4地点	10～13	24～26	調査地点	夏季	秋季	冬季	春季	対象事業実施区域	0.02	0.03	0.03	0.03	周辺地域 4地点	0.02 ～0.03	0.03	0.03 ～0.08	0.02 ～0.03	調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	道路沿道 3地点	0.015 ～0.016	0.059 ～0.062	0.036 ～0.038	調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	道路沿道 3地点	0.022 ～0.023	0.080 ～0.083	0.045 ～0.046
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																			
対象事業実施区域	0.014	0.063	0.038																																																																																																																			
周辺地域 4地点	0.013 ～0.015	0.061 ～0.064	0.035 ～0.038																																																																																																																			
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																			
対象事業実施区域	0.001	0.007	0.003																																																																																																																			
周辺地域 4地点	0.001	0.008 ～0.011	0.003 ～0.004																																																																																																																			
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																			
対象事業実施区域	0.017	0.121	0.035																																																																																																																			
周辺地域 4地点	0.016 ～0.018	0.053 ～0.063	0.033 ～0.037																																																																																																																			
調査地点	夏季	秋季	冬季	春季																																																																																																																		
対象事業実施区域	0.004	0.002	0.002	<0.002																																																																																																																		
周辺地域 4地点	0.004	<0.002	<0.002	<0.002																																																																																																																		
調査地点	平均値	最高値																																																																																																																				
対象事業実施区域	0.041	0.086																																																																																																																				
周辺地域 4地点	0.029 ～0.040	0.047 ～0.087																																																																																																																				
調査地点	期間平均値	期間最高値																																																																																																																				
対象事業実施区域	<4	<4																																																																																																																				
周辺地域 4地点	<4	<4																																																																																																																				
調査地点	期間 平均値	日平均値 の最高値																																																																																																																				
対象事業実施区域	11	25																																																																																																																				
周辺地域 4地点	10～13	24～26																																																																																																																				
調査地点	夏季	秋季	冬季	春季																																																																																																																		
対象事業実施区域	0.02	0.03	0.03	0.03																																																																																																																		
周辺地域 4地点	0.02 ～0.03	0.03	0.03 ～0.08	0.02 ～0.03																																																																																																																		
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																			
道路沿道 3地点	0.015 ～0.016	0.059 ～0.062	0.036 ～0.038																																																																																																																			
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																			
道路沿道 3地点	0.022 ～0.023	0.080 ～0.083	0.045 ～0.046																																																																																																																			

注 1) 「周辺地域」…環境大気の現地調査で周辺地域に設定した調査地点（対象事業実施区域北側住宅地、西側住宅地、南側住宅地及び東側住宅地）をまとめたものである。

2) 「道路沿道」…沿道大気の現地調査で設定した調査地点（市道幹線第50号線東側区間、同西側区間、市道幹線第59号線南側区間）をまとめたものである。

調査結果（沿道大気、地上気象、上層気象、交通量）

<沿道大気>

○炭化水素

指針値（午前6時から午前9時までの3時間
 平均値0.20ppmC～0.31ppmC）を上回っていた。

(mg/m³)

調査地点	期 間 平均値	1 時間値 の最高値	3 時間 平均値の 最大値
沿道 3 地点	0.09 ～0.14	0.86 ～2.15	0.33 ～0.51

○微小粒子状物質

環境基準値（年平均値15μg/m³、日平均値
 35μg/m³）以下であった。

(μg/m³)

調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最高値
沿道 3 地点	14～15	29～30

○浮遊粉じん

0.03～0.04mg/m³であった。

(mg/m³)

調査地点	夏季	秋季	冬季	春季
沿道 3 地点	0.03	0.03	0.04	0.03 ～0.04

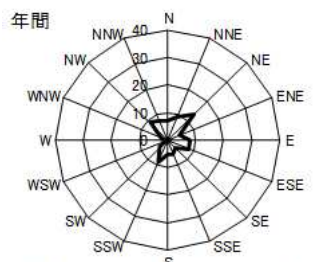
<地上気象>

対象事業実施区域における最多風向は北
 東で、月平均風速は2.3～3.5m/sであった。

また、月平均気温は4.3～28.6℃、月平均
 湿度は46～73%、月平均日射量は0.08～
 0.23kW/m²、月平均放射収支量は0.02～
 0.15kW/m²であった。

(対象事業実施区域)

項目	年間	冬季	春季	夏季	秋季
平均風速 (m/s)	2.9	2.8	3.0	3.2	2.6
最多風向	NE	NE, NW	E, NE , SSW	SSW	NNE, NE



年間風配図（対象事業実施区域）

<上層気象>

対象事業実施区域上空において、計224回
 の調査のうち156回（約70%）で逆転層が確
 認された。

全期間

高度(m)	50	100	150	200
平均風速 (m/s)	2.6	3.9	4.9	5.5
最多風向	NW	NW	NW	NW
平均気温	16.1	15.6	15.3	15.0

高度(m)	300	500	1,000	1,500
平均風速 (m/s)	6.1	6.8	7.5	7.4
最多風向	NW	NW	NW	SW
平均気温	14.4	13.2	10.0	7.0

<交通量>

交通量調査結果は、以下に示すとおりで
 あった。

交通量調査結果（24時間）

調査地点	交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)
市道幹線第50号東側区間	5,842	53
市道幹線第50号西側区間	24,420	46
市道幹線第59号南側区間	13,696	46

8.1.2 予測結果の概要

予測結果（大気質（1））																																																																																													
<p><工事中></p> <p>○建設機械の稼働（二酸化窒素） （年平均値：ppm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.01338</td> <td>0.027</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.00007 ～0.00043</td> <td>0.013 ～0.015</td> </tr> </tbody> </table> <p>○建設機械の稼働（粉じん） 既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、また、粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合（0.8%）は小さい状況であり、さらには粉じん対策（後掲「環境の保全に関する配慮方針」参照）を実施することから、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さいものと予測される。</p> <p>○資材運搬等の車両の走行（二酸化窒素） （年平均値：ppm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路沿道3地点</td> <td>0.000014 ～0.000050</td> <td>0.015～0.016</td> </tr> </tbody> </table> <p>○資材運搬等の車両の走行（粉じん） 既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、また、粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合（1.0%）は小さい状況であり、さらには粉じん対策（後掲「環境の保全に関する配慮方針」参照）を実施することから、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さいものと予測される。</p> <p><存在・供用時> 予測結果は、2種類の予測時期のうち、寄与濃度が高い方の値を示す。</p> <p>○施設の稼働（二酸化窒素） （年平均値：ppm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.000084</td> <td>0.014</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.000028 ～0.000054</td> <td>0.013～0.015</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1時間値：ppm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風下240m</td> <td>0.0090</td> <td>0.018</td> </tr> </tbody> </table>			予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.01338	0.027	周辺地域4地点	0.00007 ～0.00043	0.013 ～0.015	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	道路沿道3地点	0.000014 ～0.000050	0.015～0.016	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.000084	0.014	周辺地域4地点	0.000028 ～0.000054	0.013～0.015	最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度	風下240m	0.0090	0.018	<p>○施設の稼働（二酸化硫黄） （年平均値：ppm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.000017</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.000006 ～0.000011</td> <td>0.001</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1時間値：ppm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風下240m</td> <td>0.0022</td> <td>0.064</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施設の稼働（浮遊粒子状物質） （年平均値：mg/m³）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.000017</td> <td>0.017</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.000006 ～0.000011</td> <td>0.016～0.018</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1時間値：mg/m³）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風下240m</td> <td>0.0022</td> <td>0.072</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施設の稼働（塩化水素） （年平均値：ppm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.000017</td> <td>0.000267</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.000006 ～0.000011</td> <td>0.000256 ～0.000261</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1時間値：ppm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風下240m</td> <td>0.0022</td> <td>0.006</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施設の稼働（ダイオキシン類） （年平均値：pg-TEQ/m³）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.000084</td> <td>0.036</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.000028 ～0.000054</td> <td>0.029～0.040</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1時間値：pg-TEQ/m³）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風下240m</td> <td>0.0111</td> <td>0.083</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.000017	0.001	周辺地域4地点	0.000006 ～0.000011	0.001	最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度	風下240m	0.0022	0.064	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.000017	0.017	周辺地域4地点	0.000006 ～0.000011	0.016～0.018	最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度	風下240m	0.0022	0.072	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.000017	0.000267	周辺地域4地点	0.000006 ～0.000011	0.000256 ～0.000261	最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度	風下240m	0.0022	0.006	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.000084	0.036	周辺地域4地点	0.000028 ～0.000054	0.029～0.040	最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度	風下240m	0.0111	0.083
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.01338	0.027																																																																																											
周辺地域4地点	0.00007 ～0.00043	0.013 ～0.015																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
道路沿道3地点	0.000014 ～0.000050	0.015～0.016																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.000084	0.014																																																																																											
周辺地域4地点	0.000028 ～0.000054	0.013～0.015																																																																																											
最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
風下240m	0.0090	0.018																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.000017	0.001																																																																																											
周辺地域4地点	0.000006 ～0.000011	0.001																																																																																											
最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
風下240m	0.0022	0.064																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.000017	0.017																																																																																											
周辺地域4地点	0.000006 ～0.000011	0.016～0.018																																																																																											
最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
風下240m	0.0022	0.072																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.000017	0.000267																																																																																											
周辺地域4地点	0.000006 ～0.000011	0.000256 ～0.000261																																																																																											
最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
風下240m	0.0022	0.006																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.000084	0.036																																																																																											
周辺地域4地点	0.000028 ～0.000054	0.029～0.040																																																																																											
最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
風下240m	0.0111	0.083																																																																																											

予測結果（大気質（2））

○施設の稼働（水銀）

（年平均値： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度出現地点	0.000050	<0.004
周辺地域4地点	0.000017 ~0.000033	<0.004

（1時間値： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下240m	0.0067	0.007

○新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じん

既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、粉じん対策（後掲「環境の保全に関する配慮方針」参照）を実施することから、粉じんの飛散による影響は小さく抑えられるものと予測される。

○廃棄物運搬車両等の走行（二酸化窒素）

（年平均値：ppm）

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
道路沿道3地点	0.000015 ~0.000051	0.015~0.016

○廃棄物運搬車両等の走行（浮遊粒子状物質）

（年平均値： mg/m^3 ）

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
道路沿道3地点	0.000001 ~0.000002	0.022~0.023

○廃棄物運搬車両等の走行（炭化水素）

（6時~9時の年平均値：ppmC）

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
道路沿道3地点	0.000001 ~0.000004	2.020~2.080

8.1.3 評価結果の概要

評価結果（大気質（1））																									
<p><工事中> ○建設機械の稼働</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 環境影響の回避・低減に係る評価 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 (1) 二酸化窒素 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果（日平均値の年間 98% 値）は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 粉じん 既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、また、粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合（0.8%）は小さい状況であり、さらには粉じん対策（「環境の保全に関する配慮方針」参照）を実施することから、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さく抑えられると予測される。</p> <p>以上により、周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉じん</td> <td>周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと</td> </tr> </tbody> </table>	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 		項目	環境保全目標	二酸化窒素	日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	項目	環境保全目標	粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと	<p>○資材運搬等の車両の走行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 環境影響の回避・低減に係る評価 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 (1) 二酸化窒素 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の将来予測結果（日平均値の年間 98% 値）は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 粉じん 既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、また、粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合（1.0%）は小さい状況であり、さらには粉じん対策（「環境の保全に関する配慮方針」参照）を実施することから、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さく抑えられると予測される。</p> <p>以上により、周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉じん</td> <td>周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと</td> </tr> </tbody> </table>	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。等 		項目	環境保全目標	二酸化窒素	日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	項目	環境保全目標	粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと
環境の保全に関する配慮方針																									
<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 																									
項目	環境保全目標																								
二酸化窒素	日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下																								
項目	環境保全目標																								
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと																								
環境の保全に関する配慮方針																									
<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。等 																									
項目	環境保全目標																								
二酸化窒素	日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下																								
項目	環境保全目標																								
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと																								

評価結果（大気質（2））

<存在・供用時>

○施設の稼働（ばい煙の排出）

環境の保全に関する配慮方針
<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ・燃焼ガス冷却設備及びバグフィルタ等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。 ・粉じんの発生する場所には、集じん機を設置し、除じんした後、屋外に排気する。等

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域への大気質の影響は小さく抑えられると考えられることから、施設の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

(1) 年平均値（年間 98% 値、2% 除外値）

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標（年平均値）

項目	環境保全目標
二酸化硫黄	2%除外値が 0.04ppm 以下
二酸化窒素	年間 98%値が 0.04ppm～0.06ppm 以下
浮遊粒子状物質	2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下
塩化水素	0.02ppm 以下
水銀	0.04μg/m ³ 以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

(2) 1 時間値

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標（1 時間値）

項目	環境保全目標
二酸化硫黄	0.1ppm 以下
二酸化窒素	0.1～0.2ppm 以下
浮遊粒子状物質	0.20 mg/m ³ 以下
塩化水素	0.02ppm 以下
水銀	0.04μg/m ³ 以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

(3) 粉じん

既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、新粗大ごみ処理施設においても粉じん対策（「環境の保全に関する配慮方針」参照）を実施することで、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さく抑えられ、周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと

○廃棄物運搬車両等の走行

環境の保全に関する配慮方針
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を推進するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。 ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

同時稼働時及び単独稼働時ともに、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下
炭化水素	午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.20ppmC～0.31ppmC 以下

8.2 騒音・低周波音

8.2.1 調査結果の概要

調査結果（工場騒音・環境騒音・道路交通騒音・低周波音）																																							
<p><工場騒音> 既存施設の稼働時における工場騒音は、昼間の平日、夜間の平日・休日、自主規制値を上回っていた。その要因としては、場内の作業音・機械音、周辺地域からの環境音、周辺の排水路の水音が影響したと考えられる。 (L_{A5} : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>区分</th> <th>朝 6~8時</th> <th>昼間 8~19時</th> <th>夕 19~22時</th> <th>夜間 22~6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">敷地境界 4地点</td> <td>平日</td> <td>50 以下</td> <td>59 以下</td> <td>47 以下</td> <td>48 以下</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>48 以下</td> <td>48 以下</td> <td>46 以下</td> <td>46 以下</td> </tr> <tr> <td>自主規制値</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>50</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	区分	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時	敷地境界 4地点	平日	50 以下	59 以下	47 以下	48 以下	休日	48 以下	48 以下	46 以下	46 以下	自主規制値	—	50	55	50	45	<p><低周波音> 既存施設の稼働時における低周波音は、G特性等価音圧レベルが、「閾値」を下回っていた。 ◇G特性等価音圧レベル (dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日</th> <th>全日 0~24時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">敷地境界4地点</td> <td>平日</td> <td>71~74</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>69~73</td> </tr> <tr> <td>閾値</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) G特性…1~80Hzの低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性 (ISO 7196) 2) 閾値とは、ISO 7196において平均的な被験者が知覚できるとされる音圧レベル。</p>			調査地点	曜日	全日 0~24時	敷地境界4地点	平日	71~74	休日	69~73	閾値	—	100
調査地点	区分	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時																																		
敷地境界 4地点	平日	50 以下	59 以下	47 以下	48 以下																																		
	休日	48 以下	48 以下	46 以下	46 以下																																		
自主規制値	—	50	55	50	45																																		
調査地点	曜日	全日 0~24時																																					
敷地境界4地点	平日	71~74																																					
	休日	69~73																																					
閾値	—	100																																					
<p><環境騒音> 既存施設の稼働時における周辺地域の環境騒音は、環境基準を下回っていた。 (L_{Aeq} : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日</th> <th>昼間 6~22時</th> <th>夜間 22~6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">周辺地域 4地点</td> <td>平日</td> <td>47~50</td> <td>40~43</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>44~47</td> <td>38~40</td> </tr> <tr> <td>環境基準</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	曜日	昼間 6~22時	夜間 22~6時	周辺地域 4地点	平日	47~50	40~43	休日	44~47	38~40	環境基準	—	55	45	<p><交通騒音> 道路交通騒音調査時間帯の16時間交通量の調査結果は、以下に示すとおりであった。 (16時間)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>交通量 (台/16時間)</th> <th>平均走行速度 (km/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市道幹線 第50号東側 区間</td> <td rowspan="2">5,482</td> <td>56 (小型車)</td> </tr> <tr> <td>49 (大型車)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道幹線 第50号西側 区間</td> <td rowspan="2">22,834</td> <td>48 (小型車)</td> </tr> <tr> <td>43 (大型車)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道幹線 第59号南側 区間</td> <td rowspan="2">12,533</td> <td>46 (小型車)</td> </tr> <tr> <td>43 (大型車)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 16時間…6時~22時</p>			調査地点	交通量 (台/16時間)	平均走行速度 (km/h)	市道幹線 第50号東側 区間	5,482	56 (小型車)	49 (大型車)	市道幹線 第50号西側 区間	22,834	48 (小型車)	43 (大型車)	市道幹線 第59号南側 区間	12,533	46 (小型車)	43 (大型車)				
調査地点	曜日	昼間 6~22時	夜間 22~6時																																				
周辺地域 4地点	平日	47~50	40~43																																				
	休日	44~47	38~40																																				
環境基準	—	55	45																																				
調査地点	交通量 (台/16時間)	平均走行速度 (km/h)																																					
市道幹線 第50号東側 区間	5,482	56 (小型車)																																					
		49 (大型車)																																					
市道幹線 第50号西側 区間	22,834	48 (小型車)																																					
		43 (大型車)																																					
市道幹線 第59号南側 区間	12,533	46 (小型車)																																					
		43 (大型車)																																					
<p><道路交通騒音> 既存施設の稼働時における道路交通騒音は、環境基準を下回っていた。 (L_{Aeq} : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日</th> <th>昼間 6時~22時</th> <th>環境 基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道幹線第50号東側区間</td> <td rowspan="3">平日</td> <td>63</td> <td rowspan="3">70</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第50号西側区間</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第59号南側区間</td> <td>64</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	曜日	昼間 6時~22時	環境 基準	市道幹線第50号東側区間	平日	63	70	市道幹線第50号西側区間	67	市道幹線第59号南側区間	64	65																								
調査地点	曜日	昼間 6時~22時	環境 基準																																				
市道幹線第50号東側区間	平日	63	70																																				
市道幹線第50号西側区間		67																																					
市道幹線第59号南側区間		64		65																																			

8.2.2 予測結果の概要

予測結果（騒音・低周波音(1)）																											
<p><工事中> ○建設機械の稼働（建設作業騒音） (L_{A5} : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>騒音レベル 予測結果 (L_{A5})</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値出現地点</td> <td>77</td> <td rowspan="2">85</td> </tr> <tr> <td>敷地境界4地点</td> <td>47~71</td> </tr> </tbody> </table>		予測地点	騒音レベル 予測結果 (L _{A5})	規制基準	最大値出現地点	77	85	敷地境界4地点	47~71	<p>○資材運搬等の車両の走行（道路交通騒音） (L_{Aeq} : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>騒音レベル 増加分</th> <th>将来 予測結果</th> <th>環境 基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道幹線第50号東側区間</td> <td>0.6</td> <td>64</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第50号西側区間</td> <td>0.1</td> <td>67</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第59号南側区間</td> <td>0.2</td> <td>64</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 昼間：6時~22時</p>		予測地点	騒音レベル 増加分	将来 予測結果	環境 基準	市道幹線第50号東側区間	0.6	64	70	市道幹線第50号西側区間	0.1	67	70	市道幹線第59号南側区間	0.2	64	65
予測地点	騒音レベル 予測結果 (L _{A5})	規制基準																									
最大値出現地点	77	85																									
敷地境界4地点	47~71																										
予測地点	騒音レベル 増加分	将来 予測結果	環境 基準																								
市道幹線第50号東側区間	0.6	64	70																								
市道幹線第50号西側区間	0.1	67	70																								
市道幹線第59号南側区間	0.2	64	65																								

予測結果（騒音・低周波音(2)）				
<存在・供用時>				
予測結果は、2種類の予測時期のうち、高い方の値を示す。				
○施設の稼働（工場騒音）				
(L _{A5} : dB)				
予測地点	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時
最大値出現地点	46	43	43	43
敷地境界4地点	44~ 48	42~ 48	43~ 46	39~ <u>46</u>
自主規制値	50	55	50	45
注1) 斜体で下線は、自主規制値を上回ったことを示す。				
注2) 周辺地域4地点における工場騒音レベルは、50dB以下と予測される。				
○施設の稼働（低周波音）				
新施設の稼働時における低周波音（G特性音圧レベル）は、人が感じ始める閾値（100dB）を下回り、1/3オクターブバンド音圧レベルは、物的苦情に関する参照値を下回ると予測される。				
○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通騒音）				
(L _{Aeq} : dB)				
予測地点	騒音レベル 増加分	将来 予測結果	環境 基準	
市道幹線第50号東側区間	0.6	64	70	
市道幹線第50号西側区間	0.1	67	70	
市道幹線第59号南側区間	0.2	64	65	
注) 昼間：6時～22時				

8.2.3 評価結果の概要

評価結果（騒音・低周波音(1)）	
<工事中>	
○建設機械の稼働（建設作業騒音）	
環境の保全に関する配慮方針	
<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 	
1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。	
2 基準・目標等との整合の観点 敷地境界上における建設作業騒音レベルの予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。	
◇環境保全目標	
項目	環境保全目標
騒音レベル	特定建設作業騒音の規制基準(L _{A5}) : 敷地境界で85dB以下
○資材運搬等の車両の走行（道路交通騒音）	
環境の保全に関する配慮方針	
<ul style="list-style-type: none"> 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前7時から午後6時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等 	
1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。	
2 基準・目標等との整合の観点 道路交通騒音レベルの予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。	
◇環境保全目標	
項目	環境保全目標
騒音レベル	道路に面する地域、または幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(L _{Aeq}) : (昼間)70dB以下 or 65dB以下 (夜間)65dB以下 or 60dB以下

評価結果（騒音・低周波音(2)）

<存在・供用時>

○施設の稼働（工場騒音）

環境の保全に関する配慮方針

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。
- ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。
- ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

敷地境界について、同時稼働時の予測結果は、No.1 地点（敷地境界（北側））の夜間のみ自主規制値を超過するものの、新施設の稼働に伴い発生する騒音レベルは 23dB であり、既存施設の騒音レベルと比較し無視できるほど小さな値である。また、単独稼働時の予測結果は、全ての地点、全ての時間帯で自主規制値を下回っている。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

周辺地域について、同時稼働時及び単独稼働時ともに、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場等に係る規制基準を基本にして設定された自主規制値（L_{A5}） 敷地境界：（朝・夕）50dB 以下 （昼間）55dB 以下 （夜間）45dB 以下 ・一般地域の環境基準（L_{Aeq}） ：（昼間）55dB 以下 （夜間）45dB 以下

○施設の稼働（低周波音）

環境の保全に関する配慮方針

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。
- ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。
- ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルの予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
低周波音 音圧レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・（感覚閾値）G 特性音圧レベル：100dB ・（建物がガタツキ始める閾値）1/3 オクターブバンド音圧レベル： 5Hz：70dB、10Hz：73dB、20Hz：80dB、 40Hz：93dB、50Hz：99dB

○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通騒音）

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日は行わず、受け入れ時間は午前 8 時から午後 4 時までとする。
- ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

道路交通騒音レベルの予測結果は、同時稼働時及び単独稼働時ともに、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	道路に面する地域、または幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（ L_{Aeq} ） ：（昼間）70dB 以下 or 65dB 以下 （夜間）65dB 以下 or 60dB 以下

8.3 振動

8.3.1 調査結果の概要

調査結果（工場振動・環境振動・道路交通振動）																																					
<p><工場振動> 既存施設の稼働時における工場振動は、特定工場等の規制基準を下回っていた。 (L₁₀ : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日</th> <th>朝 6~8時</th> <th>昼間 8~19時</th> <th>夕 19~22時</th> <th>夜間 22~6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">敷地境界 4地点</td> <td>平日</td> <td>36 以下</td> <td>40 以下</td> <td>35 以下</td> <td>34 以下</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>33 以下</td> <td>33 以下</td> <td>34 以下</td> <td>33 以下</td> </tr> <tr> <td>規制基準</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	曜日	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時	敷地境界 4地点	平日	36 以下	40 以下	35 以下	34 以下	休日	33 以下	33 以下	34 以下	33 以下	規制基準	—	55	60	55	55	<p><道路交通振動> 既存施設の稼働時における道路交通振動は、要請限度を下回っていた。 (L₁₀ : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間 8時~19時</th> <th>夜間 7時~8時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路沿道3地点</td> <td>42~50</td> <td>39~52</td> </tr> <tr> <td>要請限度</td> <td>65</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	昼間 8時~19時	夜間 7時~8時	道路沿道3地点	42~50	39~52	要請限度	65	60
調査地点	曜日	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時																																
敷地境界 4地点	平日	36 以下	40 以下	35 以下	34 以下																																
	休日	33 以下	33 以下	34 以下	33 以下																																
規制基準	—	55	60	55	55																																
調査地点	昼間 8時~19時	夜間 7時~8時																																			
道路沿道3地点	42~50	39~52																																			
要請限度	65	60																																			
<p><環境振動> 既存施設の稼働時における周辺地域の環境振動は、朝36dB以下、昼間37dB以下、夕28dB以下、夜間25dB以下であった。 (L₁₀ : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日</th> <th>朝 6~8時</th> <th>昼間 8~19時</th> <th>夕 19~22時</th> <th>夜間 22~6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">周辺地域 4地点</td> <td>平日</td> <td>36 以下</td> <td>37 以下</td> <td>28 以下</td> <td>25 以下</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>27 以下</td> <td>29 以下</td> <td>25 以下</td> <td>25 未満</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	曜日	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時	周辺地域 4地点	平日	36 以下	37 以下	28 以下	25 以下	休日	27 以下	29 以下	25 以下	25 未満	<p><交通量> 道路交通振動調査時間帯の12時間交通量の調査結果は、以下に示すとおりであった。 (7時~19時)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>交通量 (台/12時間)</th> <th>走行速度 (km/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道幹線第50号東側区間</td> <td>4,763</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第50号西側区間</td> <td>18,611</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第59号南側区間</td> <td>10,135</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	交通量 (台/12時間)	走行速度 (km/h)	市道幹線第50号東側区間	4,763	53	市道幹線第50号西側区間	18,611	46	市道幹線第59号南側区間	10,135	44			
調査地点	曜日	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時																																
周辺地域 4地点	平日	36 以下	37 以下	28 以下	25 以下																																
	休日	27 以下	29 以下	25 以下	25 未満																																
調査地点	交通量 (台/12時間)	走行速度 (km/h)																																			
市道幹線第50号東側区間	4,763	53																																			
市道幹線第50号西側区間	18,611	46																																			
市道幹線第59号南側区間	10,135	44																																			

8.3.2 予測結果の概要

予測結果（振動）																																	
<p><工事中> ○建設機械の稼働（建設作業振動） (L₁₀ : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>振動レベル (L₅)</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値出現地点</td> <td>65</td> <td rowspan="2">75</td> </tr> <tr> <td>敷地境界4地点</td> <td>49~59</td> </tr> </tbody> </table>			予測地点	振動レベル (L ₅)	規制基準	最大値出現地点	65	75	敷地境界4地点	49~59	<p><存在・供用時> 予測結果は、2種類の予測時期のうち、高い方の値を示す。 ○施設の稼働（工場振動） (L₁₀ : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>朝 6~8時</th> <th>昼間 8~19時</th> <th>夕 19~22時</th> <th>夜間 22~6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値出現地点</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>敷地境界4地点</td> <td>40~ 53</td> <td>40~ 53</td> <td>40~ 53</td> <td>40~ 53</td> </tr> <tr> <td>規制基準</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 周辺地域4地点における工場振動レベルは、41dB以下と予測される。</p>			予測地点	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時	最大値出現地点	53	53	53	53	敷地境界4地点	40~ 53	40~ 53	40~ 53	40~ 53	規制基準	55	60	55	55
予測地点	振動レベル (L ₅)	規制基準																															
最大値出現地点	65	75																															
敷地境界4地点	49~59																																
予測地点	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時																													
最大値出現地点	53	53	53	53																													
敷地境界4地点	40~ 53	40~ 53	40~ 53	40~ 53																													
規制基準	55	60	55	55																													
<p>○資材運搬等の車両の走行（道路交通振動） (L₁₀ : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>増加する 振動レベル</th> <th>将来 予測結果</th> <th>要請 限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路沿道 3地点</td> <td>昼間</td> <td>0.1~0.9</td> <td>43~50</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>0.1~0.9</td> <td>40~52</td> </tr> </tbody> </table>			予測地点	増加する 振動レベル	将来 予測結果	要請 限度	道路沿道 3地点	昼間	0.1~0.9	43~50	夜間	0.1~0.9	40~52	<p>○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通振動） (L₁₀ : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>増加する 振動レベル</th> <th>将来 予測結果</th> <th>要請 限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路沿道 3地点</td> <td>昼間</td> <td>0.1~0.9</td> <td>43~50</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>0.0~0.1</td> <td>39~52</td> </tr> </tbody> </table>			予測地点	増加する 振動レベル	将来 予測結果	要請 限度	道路沿道 3地点	昼間	0.1~0.9	43~50	夜間	0.0~0.1	39~52						
予測地点	増加する 振動レベル	将来 予測結果	要請 限度																														
道路沿道 3地点	昼間	0.1~0.9	43~50																														
	夜間	0.1~0.9	40~52																														
予測地点	増加する 振動レベル	将来 予測結果	要請 限度																														
道路沿道 3地点	昼間	0.1~0.9	43~50																														
	夜間	0.0~0.1	39~52																														

8.3.3 評価結果の概要

評価結果（振動）																																	
<p><工事中> ○建設機械の稼働（建設作業振動）</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 敷地境界上における建設作業振動レベルの予測結果は 65dB 以下であり、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>特定建設作業振動の規制基準 ：敷地境界で 75dB 以下（L₁₀）</td> </tr> </table> <p>○資材運搬等の車両の走行（道路交通振動）</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 道路交通振動レベルの予測結果は、昼間 50dB 以下、夜間 52dB 以下であり、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>道路交通振動の要請限度 ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下</td> </tr> </table>	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 		項目	環境保全目標	振動レベル	特定建設作業振動の規制基準 ：敷地境界で 75dB 以下（L ₁₀ ）	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等 		項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度 ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下	<p><存在・供用時> ○施設の稼働（工場振動）</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。等 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 敷地境界上における工場振動の予測結果は 53dB 以下であり、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>特定工場等に係る規制基準を基本にして設定した自主規制値 ：（朝・夕・夜間）55dB 以下 （昼間）60dB 以下</td> </tr> </table> <p>○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通振動）</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日に行わず、受け入れ時間は午前 8 時から午後 4 時までとする。 廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 廃棄物運搬車両等は、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 道路交通振動レベルの予測結果は、昼間 50dB 以下、夜間 52dB 以下であり、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> <tr> <td>振動レベル</td> <td>道路交通振動の要請限度 ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下</td> </tr> </table>	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> 設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。等 		項目	環境保全目標	振動レベル	特定工場等に係る規制基準を基本にして設定した自主規制値 ：（朝・夕・夜間）55dB 以下 （昼間）60dB 以下	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日に行わず、受け入れ時間は午前 8 時から午後 4 時までとする。 廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 廃棄物運搬車両等は、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等 		項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度 ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下
環境の保全に関する配慮方針																																	
<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等 																																	
項目	環境保全目標																																
振動レベル	特定建設作業振動の規制基準 ：敷地境界で 75dB 以下（L ₁₀ ）																																
環境の保全に関する配慮方針																																	
<ul style="list-style-type: none"> 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等 																																	
項目	環境保全目標																																
振動レベル	道路交通振動の要請限度 ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下																																
環境の保全に関する配慮方針																																	
<ul style="list-style-type: none"> 設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。等 																																	
項目	環境保全目標																																
振動レベル	特定工場等に係る規制基準を基本にして設定した自主規制値 ：（朝・夕・夜間）55dB 以下 （昼間）60dB 以下																																
環境の保全に関する配慮方針																																	
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日に行わず、受け入れ時間は午前 8 時から午後 4 時までとする。 廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 廃棄物運搬車両等は、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等 																																	
項目	環境保全目標																																
振動レベル	道路交通振動の要請限度 ：（昼間）65dB 以下 （夜間）60dB 以下																																

8.4 悪臭

8.4.1 調査結果の概要

調査結果（悪臭）			
<悪臭（敷地境界）> 既存施設の稼働時における悪臭の状況は、自主規制値を下回っていた。		<悪臭（周辺地域）> 既存施設の稼働時における周辺地域における悪臭の状況は、自主規制値を下回っていた。（参考）	
調査地点	臭気指数	特定悪臭物質	
風上敷地境界	10未満	自主規制値未満	
風下敷地境界	10未満	自主規制値未満	
注1) 夏季及び冬季の調査結果		注1) 夏季及び冬季の調査結果	
2) 臭気指数の自主規制値は“10未満”。特定悪臭物質の自主規制値は「悪臭防止法」に基づくA区域の規制基準値に同じ。		2) 臭気指数の自主規制値は“10未満”。特定悪臭物質の自主規制値は「悪臭防止法」に基づくA区域の規制基準値に同じ。	

8.4.2 予測結果の概要

予測結果（悪臭）	
<存在・供用時> ○施設の稼働（悪臭の漏洩） 類似事例調査より、既存施設（西棟）の稼働時における敷地境界での悪臭は、全ての調査地点で臭気指数が10未満であり、戸塚環境センターの自主規制値（臭気指数10以下）を下回っていた。また、特定悪臭物質は、ほとんどの項目が定量下限値未満であり、一部の定量された項目を含めて、自主規制値（「悪臭防止法」に基づくA区域の規制基準値に同じ）を下回っていた。 新焼却処理施設の稼働時においては、既存施設（西棟）と同等またはそれ以上の悪臭対策を講じるため、新施設単独稼働時における周辺環境への影響は、既存施設（西棟）稼働時における悪臭の調査結果と同程度以下（臭気指数10未満、特定悪臭物質はA区域の規制基準値以下）になるものと予測される。	また、新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時においても、既存施設（西棟）稼働時における悪臭の調査結果を考慮すると、新施設単独稼働時と同程度（臭気指数10未満、特定悪臭物質はA区域の規制基準値以下）になるものと予測される。 ○煙突から排出される排ガス 気象条件を変えて拡散計算した結果より、最も寄与濃度が高かった予測結果を以下に示す。 新施設の煙突から排出される排ガスの悪臭の影響は、新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時及び新施設の単独稼働時ともに“臭気指数10未満”と予測される。

8.4.3 評価結果の概要

評価結果（悪臭）					
<存在・供用時> ○施設の稼働 <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミピット内を密閉し、負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭する。 ・ プラットホームの出入口にエアーカーテン及び自動開閉式電動扉を設置し、悪臭漏洩に努める。 ・ ゴミピットの投入扉は二重扉とし、悪臭の漏洩防止に努める。等 </td> </tr> </tbody> </table> 1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミピット内を密閉し、負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭する。 ・ プラットホームの出入口にエアーカーテン及び自動開閉式電動扉を設置し、悪臭漏洩に努める。 ・ ゴミピットの投入扉は二重扉とし、悪臭の漏洩防止に努める。等 	されると評価した。 2 基準・目標等との整合の観点 施設の稼働に伴う悪臭の影響は、新施設の単独稼働時及び新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時ともに、自主規制値を下回ると予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。 ◇環境保全目標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>「自主規制値を下回ること」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臭気指数…10以下 ・ 特定悪臭物質…A区域における規制基準に同じ </td> </tr> </tbody> </table>	「自主規制値を下回ること」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臭気指数…10以下 ・ 特定悪臭物質…A区域における規制基準に同じ
環境の保全に関する配慮方針					
<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミピット内を密閉し、負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭する。 ・ プラットホームの出入口にエアーカーテン及び自動開閉式電動扉を設置し、悪臭漏洩に努める。 ・ ゴミピットの投入扉は二重扉とし、悪臭の漏洩防止に努める。等 					
「自主規制値を下回ること」					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臭気指数…10以下 ・ 特定悪臭物質…A区域における規制基準に同じ 					

8.5 水質

8.5.1 調査結果の概要

調査結果（水質・底質）	
<p><綾瀬川の水質・底質> 工事中に、一部の雨水排水が排水される予定である綾瀬川の水質及び底質の状況は、以下に示すとおりである。 綾瀬川の上流側（No.3）では、春季にBODが、夏季にダイオキシン類が、それぞれ「環境基準」を上回っていた。 夏季のダイオキシン類は、下流側（No.4）においても同時期に「環境基準」を上回っていた。</p>	<p>綾瀬川の上流側（No.3）の底質は、環境基準の設定されているダイオキシン類は、「環境基準」を下回っていた。</p> <p><降雨時調査> 2回の降雨時調査の結果、綾瀬川のSSは最大で84～160mg/Lであった。</p>

8.5.2 予測結果の概要

予測結果（水質）	
<p><工事中> ○造成等の工事（SS） 埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、濁りを除去した後、対象事業実施区域の西側の排水路に排水し、綾瀬川に流入する。 仮設沈砂槽等で処理した排水の水質（SS）は、綾瀬川における現地調査結果の水質と同程度以下にすることから、「埼玉県条例施行規則の排水基準」を遵守でき、綾瀬川の水質（SS）を悪化させないものと予測される。</p>	<p>○造成等の工事（pH） 工事中において、アルカリ排水の発生のおそれがあると考えられるコンクリート工事の施工範囲等は、埋設廃棄物層の範囲と重なることから、この範囲の排水は公共用水域に排水せず、適切に水質管理を行い、公共下水道に放流するため、綾瀬川の水質（pH）への影響はないものと予測される。</p> <p>○造成等の工事（有害物質） 工事中において、有害物質の汚染のおそれがあると考えられる地下水は、適切に処理し、水質を確認した後、公共下水道に放流することから、綾瀬川への影響はないものと予測される。</p>

8.5.3 評価結果の概要

評価結果（水質）				
<p><工事中> ○造成等の工事</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、適切に維持管理を行い、管理目標値以下のSS濃度に処理して、対象事業実施区域西側の排水路に排水する。 ・裸地発生箇所には、速やかにシート養生等を行い、土砂流出を防止する。 ・造成工事後の裸地については、できる限り裸地の時間が短くなるよう早期の緑化に努める。等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、公共用水域の綾瀬川の水</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、適切に維持管理を行い、管理目標値以下のSS濃度に処理して、対象事業実施区域西側の排水路に排水する。 ・裸地発生箇所には、速やかにシート養生等を行い、土砂流出を防止する。 ・造成工事後の裸地については、できる限り裸地の時間が短くなるよう早期の緑化に努める。等 	<p>質は悪化しないものと予測されることから、水質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、公共用水域の綾瀬川の水質は悪化しないものと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>「公共用水域の綾瀬川の水質を悪化させないこと」</td> </tr> </table>	「公共用水域の綾瀬川の水質を悪化させないこと」
環境の保全に関する配慮方針				
<ul style="list-style-type: none"> ・埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、適切に維持管理を行い、管理目標値以下のSS濃度に処理して、対象事業実施区域西側の排水路に排水する。 ・裸地発生箇所には、速やかにシート養生等を行い、土砂流出を防止する。 ・造成工事後の裸地については、できる限り裸地の時間が短くなるよう早期の緑化に努める。等 				
「公共用水域の綾瀬川の水質を悪化させないこと」				

8.6 地下水

8.6.1 調査結果の概要

調査結果（地下水の水質、地下水の水位）	
<p><地下水の水質> ○埋設廃棄物層内の宙水の水質（既存資料調査） 川口市が実施した、埋設廃棄物層内の宙水を対象とした水質調査の結果、鉛、ふっ素及びダイオキシン類が「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を上回っていた。</p> <p>○地下水の水質（現地調査） 対象事業実施区域の敷地境界の2か所で、地下水の水質調査を実施した結果、環境基準が設定されている項目は、すべて「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を下回っていた。</p>	<p><地下水の水位> ○綾瀬川の水位変動（既存資料調査） 対象事業実施区域の東側を流れる綾瀬川は、観潮区間に該当し、降雨の影響による変動とは別に、東京湾の潮位変動によるものと考えられる短周期の水位変動がみられる。</p> <p>○地下水の水位（現地調査） 対象事業実施区域の敷地境界2か所の地下水水位調査の結果、北西側の地点で T.P-2.29m～-3.25m、南東側の地点で T.P-4.02m～-4.42m であり、地下水は西側から綾瀬川が流れている東側に向かって流れているものと推察された。</p>

8.6.2 予測結果の概要

予測結果（地下水）	
<p><工事中> ○造成等の工事 現地調査では、土壌の汚染や地下水の水質汚濁は確認されなかったものの、既存資料調査では、対象事業実施区域内で埋設廃棄物層が広く分布し、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を上回る濃度で、鉛、ふっ素及びダイオキシン類が、廃棄物層内の含有量試験では「土壌汚染対策法」に基づく含有量基準を上回る鉛がそれぞれ確認され</p>	<p>ており、造成等の工事の状況によっては、周辺地域において地下水の汚染の発生の可能性が考えられる。 造成等の工事を実施する際には、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することから、造成等の工事の実施に伴い周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測される。</p>

8.6.3 評価結果の概要

評価結果（地下水）				
<p><工事中> ○造成等の工事</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造成等の工事の作業着手前に土壌（廃棄物混在）の調査を実施し、掘削土壌（廃棄物混在）は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。 ・ 掘削土壌（廃棄物混在）の再利用は実施せず、埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌の購入により場外から搬入することを基本とする。ただし、掘削土壌のうち、土壌の調査により汚染が無いことが確認された土壌は、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。 ・ 掘削工事等を実施する際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の地下水への汚染の拡散をできるかぎり防止するために、SMW、シートパイル、H鋼横矢板等の遮水工法を採用する。 等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 造成等の工事にあたっては、掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が生じ、周辺地域において地下水の汚染の発生の可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、造成等の工事に伴う地下水の水質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成等の工事の作業着手前に土壌（廃棄物混在）の調査を実施し、掘削土壌（廃棄物混在）は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。 ・ 掘削土壌（廃棄物混在）の再利用は実施せず、埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌の購入により場外から搬入することを基本とする。ただし、掘削土壌のうち、土壌の調査により汚染が無いことが確認された土壌は、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。 ・ 掘削工事等を実施する際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の地下水への汚染の拡散をできるかぎり防止するために、SMW、シートパイル、H鋼横矢板等の遮水工法を採用する。 等 	<p>2 基準・目標等との整合の観点 造成等の工事にあたっては、掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が生じ、周辺地域において地下水の汚染の発生の可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>「周辺地域の地下水の水質が、環境基準を上回らないようにすること」</td> </tr> </table>	「周辺地域の地下水の水質が、環境基準を上回らないようにすること」
環境の保全に関する配慮方針				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成等の工事の作業着手前に土壌（廃棄物混在）の調査を実施し、掘削土壌（廃棄物混在）は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。 ・ 掘削土壌（廃棄物混在）の再利用は実施せず、埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌の購入により場外から搬入することを基本とする。ただし、掘削土壌のうち、土壌の調査により汚染が無いことが確認された土壌は、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。 ・ 掘削工事等を実施する際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の地下水への汚染の拡散をできるかぎり防止するために、SMW、シートパイル、H鋼横矢板等の遮水工法を採用する。 等 				
「周辺地域の地下水の水質が、環境基準を上回らないようにすること」				

8.7 土壌

8.7.1 調査結果の概要

調査結果（土壌）																																																																																									
<p>＜土壌の状況＞ 対象事業実施区域内の土壌調査結果は下表に示すとおりであり、土壌汚染に係る環境基準を下回っていた。</p>																																																																																									
<p>◇土壌調査結果 (mg/L)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>分析結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム</td><td>0.001 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>全シアン</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>有機燐</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.005 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td>0.02 未満</td><td>0.05 以下</td></tr> <tr><td>砒素</td><td>0.002 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>総水銀</td><td>0.0005 未満</td><td>0.0005 以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>P C B</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.002 未満</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>0.0002 未満</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>クロロエチレン</td><td>0.0002 未満</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.0004 未満</td><td>0.004 以下</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>0.002 未満</td><td>0.1 以下</td></tr> <tr><td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.001 未満</td><td>0.04 以下</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>0.001 未満</td><td>1 以下</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.0006 未満</td><td>0.006 以下</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.001 未満</td><td>0.03 以下</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.001 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.0002 未満</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>チウラム</td><td>0.0006 未満</td><td>0.006 以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>0.0003 未満</td><td>0.003 以下</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>0.002 未満</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>0.001 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>セレン</td><td>0.002 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>ふっ素</td><td>0.1 未満</td><td>0.8 以下</td></tr> <tr><td>ほう素</td><td>0.1 未満</td><td>1 以下</td></tr> <tr><td>1,4-ジオキサソ</td><td>0.005 未満</td><td>0.05 以下</td></tr> </tbody> </table>			項目	分析結果	環境基準	カドミウム	0.001 未満	0.01 以下	全シアン	不検出	検出されないこと	有機燐	不検出	検出されないこと	鉛	0.005 未満	0.01 以下	六価クロム	0.02 未満	0.05 以下	砒素	0.002 未満	0.01 以下	総水銀	0.0005 未満	0.0005 以下	アルキル水銀	不検出	検出されないこと	P C B	不検出	検出されないこと	ジクロロメタン	0.002 未満	0.02 以下	四塩化炭素	0.0002 未満	0.002 以下	クロロエチレン	0.0002 未満	0.002 以下	1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	0.004 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.1 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.04 以下	1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	1 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	0.006 以下	トリクロロエチレン	0.001 未満	0.03 以下	テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.002 以下	チウラム	0.0006 未満	0.006 以下	シマジン	0.0003 未満	0.003 以下	チオベンカルブ	0.002 未満	0.02 以下	ベンゼン	0.001 未満	0.01 以下	セレン	0.002 未満	0.01 以下	ふっ素	0.1 未満	0.8 以下	ほう素	0.1 未満	1 以下	1,4-ジオキサソ	0.005 未満	0.05 以下
項目	分析結果	環境基準																																																																																							
カドミウム	0.001 未満	0.01 以下																																																																																							
全シアン	不検出	検出されないこと																																																																																							
有機燐	不検出	検出されないこと																																																																																							
鉛	0.005 未満	0.01 以下																																																																																							
六価クロム	0.02 未満	0.05 以下																																																																																							
砒素	0.002 未満	0.01 以下																																																																																							
総水銀	0.0005 未満	0.0005 以下																																																																																							
アルキル水銀	不検出	検出されないこと																																																																																							
P C B	不検出	検出されないこと																																																																																							
ジクロロメタン	0.002 未満	0.02 以下																																																																																							
四塩化炭素	0.0002 未満	0.002 以下																																																																																							
クロロエチレン	0.0002 未満	0.002 以下																																																																																							
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	0.004 以下																																																																																							
1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.1 以下																																																																																							
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.04 以下																																																																																							
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	1 以下																																																																																							
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	0.006 以下																																																																																							
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.03 以下																																																																																							
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.01 以下																																																																																							
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.002 以下																																																																																							
チウラム	0.0006 未満	0.006 以下																																																																																							
シマジン	0.0003 未満	0.003 以下																																																																																							
チオベンカルブ	0.002 未満	0.02 以下																																																																																							
ベンゼン	0.001 未満	0.01 以下																																																																																							
セレン	0.002 未満	0.01 以下																																																																																							
ふっ素	0.1 未満	0.8 以下																																																																																							
ほう素	0.1 未満	1 以下																																																																																							
1,4-ジオキサソ	0.005 未満	0.05 以下																																																																																							
<p>◇土壌調査結果 (mg/kg(dry))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>分析結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>砒素</td><td><0.5</td><td>15 以下</td></tr> <tr><td>銅</td><td>3.3</td><td>125 以下</td></tr> </tbody> </table>			項目	分析結果	環境基準	砒素	<0.5	15 以下	銅	3.3	125 以下																																																																														
項目	分析結果	環境基準																																																																																							
砒素	<0.5	15 以下																																																																																							
銅	3.3	125 以下																																																																																							
<p>◇土壌調査結果（ダイオキシン類） (pg-TEQ/g)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>分析結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>事業実施区域</td><td>500</td><td rowspan="2">1,000 以下</td></tr> <tr><td>周辺地域 4 地点</td><td>0.043~5.8</td></tr> </tbody> </table>			調査地点	分析結果	環境基準	事業実施区域	500	1,000 以下	周辺地域 4 地点	0.043~5.8																																																																															
調査地点	分析結果	環境基準																																																																																							
事業実施区域	500	1,000 以下																																																																																							
周辺地域 4 地点	0.043~5.8																																																																																								
<p>＜地下水の水位・流向・水質の状況＞ ・対象事業実施区域の敷地境界での通年観測結果では、綾瀬川の潮位変動及び降雨による影響により、地下水位が変動していた。 ・地下水の流向は、綾瀬川のある東方向に流れているものと推察された。</p>																																																																																									

8.7.2 予測結果の概要

予測結果（土壌(1)）	
<p>＜工事中＞ ○造成等の工事 対象事業実施区域の地下には、埋設廃棄物層が存在するものの、土壌の汚染や地下水の水質汚濁は確認されなかった。 掘削工事等を実施する際には、埋設廃棄物層及び地下水を攪乱して掘削することとなる。埋設廃棄物層の宙水の水質、廃棄物層中の土砂が混在する廃棄物からは、一部の有害</p>	<p>物質が基準値を上回る濃度が確認されており、造成等の工事の状況によっては、周辺地域に影響を及ぼす可能性が考えられる。 造成等の工事の実施にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、掘削土壌等が周辺に影響を及ぼさないよう十分配慮することにより、周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測される。</p>

予測結果（土壌（2））

<存在・供用時>

○施設の稼働

対象事業実施区域内には、既存施設（西棟）が約 30 年間にわたり稼働しているものの、土壌調査では、ダイオキシン類の濃度は環境基準を下回っていた。

また、ばい煙の排出による大気中のダイオキシン類の予測結果より、最大着地濃度地点における新焼却処理施設からの寄与率は 0.1%～0.2%である。

以上により、施設から排出されるばい煙の拡散によるダイオキシン類の影響については、既存施設（西棟）及び新焼却処理施設ともに、稼働に伴う影響はほとんどなく、周辺地域における土壌中の濃度を著しく悪化させることはない予測される。

8.7.3 評価結果の概要

評価結果（土壌）

<工事中>

○造成等の工事

環境の保全に関する配慮方針

- ・ 造成等の工事の作業着手前に土壌の調査を実施し、掘削土壌（廃棄物混在）は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。
- ・ 掘削土壌（廃棄物混在）の再利用は実施せず、埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌を場外から購入することを基本とする。
- ・ 掘削工事の際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の土壌への汚染の拡散をできるかぎり防止するために SMW、シートパイル等の遮水工法を採用する。等

1 影響の回避・低減の観点

掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が生じ、周辺地域に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測されることから、土壌への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が生じ、周辺地域に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することで、周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測されるとともに、現況において対象事業実施区域内の土壌は汚染が確認されなかったことから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「環境基準を満足すること」
「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」

<存在・供用時>

○施設の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・ 施設からのばい煙の排出濃度は、関係法令の排出基準と同等又はより厳しい自主規制値を設けて、モニタリングを実施しながら、適正な運転管理を行う。
- ・ 排ガス処理設備を適切に維持管理し、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。
- ・ 施設からのばい煙中のダイオキシン類抑制のため、バグフィルタ及び活性炭処理を採用する。

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域の土壌への蓄積の影響はほとんどないものと予測されることから、土壌への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

対象事業実施区域内には、既存施設（西棟）が約 30 年間にわたり稼働しているものの、土壌調査では、ダイオキシン類の濃度は環境基準を下回っていた。また、ばい煙の排出による大気中のダイオキシン類の予測結果より、最大着地濃度地点における新焼却処理施設からの寄与率は 0.1～0.2%と小さいことから、周辺地域の土壌中のダイオキシン類の濃度を著しく悪化させることはない予測される。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「ダイオキシン類の環境基準を満足すること」
「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」

8.8 動物

8.8.1 調査結果の概要

調査結果（動物）																																	
<p><動物相> 調査地域内で確認された種数は、以下に示すとおりであった。</p> <p>動物相の確認状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>3目 5科 5種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>12目 27科 51種</td> </tr> <tr> <td>猛禽類</td> <td>1目 2科 5種</td> </tr> <tr> <td>両生類・爬虫類</td> <td>3目 7科 11種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>5目 12科 24種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>18目 29科 71種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>12目 160科 550種</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	哺乳類	3目 5科 5種	鳥類	12目 27科 51種	猛禽類	1目 2科 5種	両生類・爬虫類	3目 7科 11種	魚類	5目 12科 24種	底生動物	18目 29科 71種	昆虫類	12目 160科 550種	<p><保全すべき種> 現地調査で確認された種の中から、保全すべき種を抽出した結果は、以下に示すとおりである。</p> <p>保全すべき種の確認状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数(種名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>0種 (該当無し)</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>17種 (チュウサギ、オオタカ等)</td> </tr> <tr> <td>猛禽類</td> <td>5種 (ツミ、ハイタカ等)</td> </tr> <tr> <td>両生類・爬虫類</td> <td>5種 (カナヘビ、シマヘビ等)</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>3種 (ウナギ、ドジョウ、メダカ)</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>4種 (モノアラガイ、ヌマガイ等)</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>6種 (クマコオロギ、ヒナバッタ等)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数(種名)	哺乳類	0種 (該当無し)	鳥類	17種 (チュウサギ、オオタカ等)	猛禽類	5種 (ツミ、ハイタカ等)	両生類・爬虫類	5種 (カナヘビ、シマヘビ等)	魚類	3種 (ウナギ、ドジョウ、メダカ)	底生動物	4種 (モノアラガイ、ヌマガイ等)	昆虫類	6種 (クマコオロギ、ヒナバッタ等)
項目	確認種数																																
哺乳類	3目 5科 5種																																
鳥類	12目 27科 51種																																
猛禽類	1目 2科 5種																																
両生類・爬虫類	3目 7科 11種																																
魚類	5目 12科 24種																																
底生動物	18目 29科 71種																																
昆虫類	12目 160科 550種																																
項目	確認種数(種名)																																
哺乳類	0種 (該当無し)																																
鳥類	17種 (チュウサギ、オオタカ等)																																
猛禽類	5種 (ツミ、ハイタカ等)																																
両生類・爬虫類	5種 (カナヘビ、シマヘビ等)																																
魚類	3種 (ウナギ、ドジョウ、メダカ)																																
底生動物	4種 (モノアラガイ、ヌマガイ等)																																
昆虫類	6種 (クマコオロギ、ヒナバッタ等)																																

8.8.2 予測結果の概要

予測結果（動物）	
<p><工事中、存在・供用時> ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在 保全すべき種のうち、トビ、オオタカ等鳥類10種、カナヘビ、アズマヒキガエル等両生・爬虫類3種、モンスズメバチ、ヒナバッタ等昆虫類3種について、生息環境の一部が改変されると予測される。</p>	<p>工事中の光環境の変化、建設機械等の影響、濁水による影響などの間接的影響は、保全すべき種によって、小さい、極めて小さい、もしくは、ないと予測される。 供用時の照明による間接的影響は、保全すべき種によって、極めて小さい、もしくは小さいと予測される。</p>

8.8.3 評価結果の概要

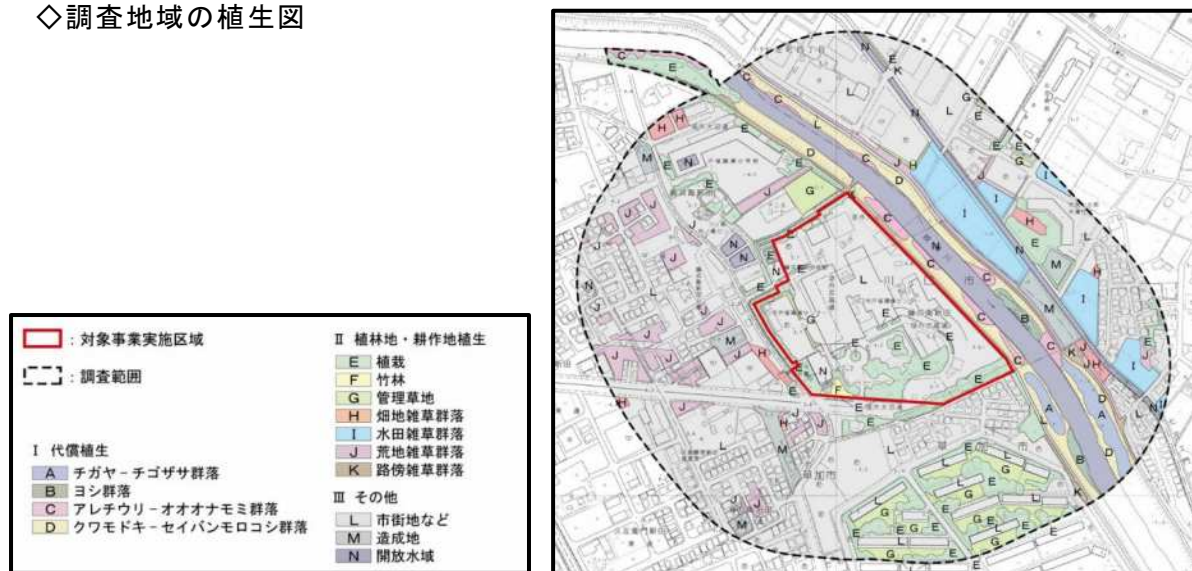
評価結果（動物）	
<p><工事中・存在・供用時> ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 ・ 資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 ・ 工事中に、公共用水域に排水する雨水排水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、濁りの影響を低減する。 等 </div> <p>1 影響の回避・低減の観点 保全すべき動物種のうち、生息環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種への影響について、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減され、新たな動物の生息環境の創出により代償されるものと評価した。</p>	<p>2 基準・目標等との整合の観点 保全すべき動物種の生息環境の一部が消失する可能性がある。そのため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地（植栽）は在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹する計画であり、動物の生息環境が創出されると考えられる。 保全すべき動物種の生息環境の質的变化に対しては「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響の低減（代償）が期待できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「保全すべき動物種の生息環境を保全すること」</p> </div>

8.9 植物




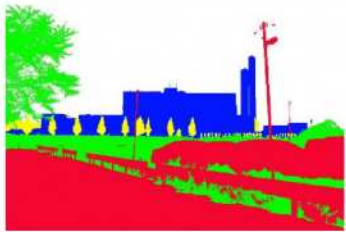
8.9.1 調査結果の概要

調査結果（植物）	
<p><植物相> 調査地域内において、116科538種の植物が確認された。</p> <p><植生> 調査地域の植生図は、下図に示すとおりであった。</p> <p><緑の量> 対象事業実施区域周辺からの緑視率の調査は、下図に示すとおりであった。</p>	<p><保全すべき種> 現地調査で確認された種の中から、保全すべき種を抽出した結果、下記の16種が該当した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>コハナヤスリ、ミズワラビ、シロバナサクラタデ、コギンギシ、マツモ、コイヌガラシ、タコノアシ、ナガボノシロワレモコウ、ウスゲチョウジタデ、ナガボノアカワレモコウ、ゴキヅル、イトモ、ホザキノフサモ、カワヂシャ、ヌマトラノオ、ウマスグ</p> </div>

◇調査地域の植生図



◇緑視率


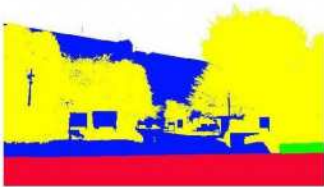

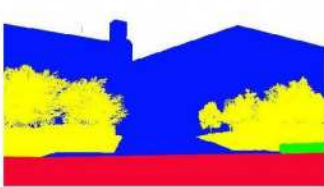

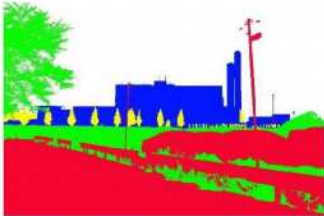

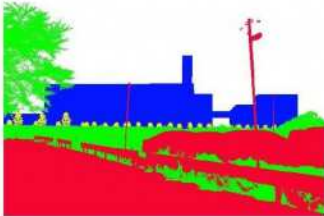
地点	緑の視認状況	緑視率
No.1	戸塚環境センター南 	 【緑視率： 約 41.0%】
No.2	北辰病院駐車場付近 	 【緑視率： 約 17.3%】

注) 緑視率の色分けの凡例
 黄色：対象事業実施区域内の緑
 緑色：対象事業実施区域外の緑
 青色：対象事業実施区域内の構造物
 赤色：対象事業実施区域外の構造物
 白色：その他

8.9.2 予測結果の概要

予測結果（植物）	
<p><工事中、存在・供用時></p> <p>○生育環境の変化 造成等の工事により、対象事業実施区域内の生育環境が減少することが想定される。 その後、在来種を中心に、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹し、緑地を整備することから、存在・供用時には、現況と同様の緑地が維持されることから、影響は小さいと予測される。</p> <p>○保全すべき種 保全すべき種 16 種については、対象事業実施区域内において確認されなかったことから、生育地及び生育環境の面積は減少せず、事業の実施による影響は極めて小さいと予測される。</p>	<p>○緑の量</p> <p>(1) 緑被率 事業の実施により、対象事業実施区域内の植栽 0.9ha、竹林 0.1ha が改変されるものの、緑地等の整備により緑被率は現況の 31.1% に対して、施設の存在時には 31.3% となる。 したがって、施設の存在時における緑被率は、現況から大きな変化はなく、現況と同様の状況が維持されると予測される。</p> <p>(2) 緑視率 眺望景観の緑視率の予測結果は、下図に示すとおりであり、No.1 地点では、現況の 41.0% が施設の存在時には 22.0% になり、No.2 地点では、現況の 17.3% が施設の存在時には 16.5% になると予測される。</p>

◇緑視率の予測結果

地点	緑の視認状況・緑視率	
	(現況)	(施設の存在時)
No.1	  【緑視率：41.0%】	  【緑視率：22.0%】
No.2	  【緑視率：17.3%】	  【緑視率：16.5%】

注) 緑視率の色分けの凡例
 黄色：対象事業実施区域内の緑
 緑色：対象事業実施区域外の緑
 青色：対象事業実施区域内の構造物
 赤色：対象事業実施区域外の構造物
 白色：その他

8.9.3 評価結果の概要

評価結果（植物）	
<p><工事中、存在・供用時> ○造成等の工事、施設の存在</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中に発生する濁水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減する。 ・ 対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 ・ 対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 等 </div> <p>1 影響の回避・低減の観点 保全すべき植物種の生育地及び生育環境の面積は減少せず、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、影響の低減及び新たな生育環境の創出が期待できる。 緑の量については、緑視率が低下する地点があるものの、対象事業実施区域内の周囲に緑地環境を設けることで、植栽木の生長に伴い施設等が隠蔽され、人工的雰囲気が緩和されることから、緑視率への影響は低減できると考えられる。 以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	<p>2 基準・目標等との整合の観点 工事の実施及び施設の存在に伴い、保全すべき植物種の生育地及び生育環境の面積は減少せず、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「保全すべき植物種の生育環境を保全すること」</p> </div>

8.10 生態系

8.10.1 調査結果の概要

調査結果（生態系）									
<p><着目種の抽出状況> 上位性・典型性・特殊性の観点から着目種を以下に示すとおり抽出した。</p> <p>着目種の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>着目種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位性</td> <td>ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ</td> </tr> <tr> <td>典型性</td> <td>カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ</td> </tr> <tr> <td>特殊性</td> <td>(※該当無し)</td> </tr> </tbody> </table> <p><着目種の確認状況></p> <p>・ホンドタヌキ 樹林やその林縁部・川や沼沢等が散在する広い地域等を生息場所とする。 現地調査では、通年を通して確認されていることから、乾性草地及び湿性草地環境の上位性を示す種として選定する。</p> <p>・チョウゲンボウ 河川敷や農耕地、草地等の開けた場所でみられる猛禽類である。 現地調査では、飛翔行動、探餌行動、繁殖に係る行動が確認されたことから、上位性を示す種として選定する。</p> <p>・カワセミ 河川、湖沼、小川、用水などの水辺で見られる鳥類である。 現地調査では、綾瀬川及び戸塚環境センター北側の水路で確認され、戸塚環境センター北側水路の水抜き穴で営巣が確認されていることから、開放水域環境の上位性を示す種として選定する。</p>	区分	着目種	上位性	ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ	典型性	カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ	特殊性	(※該当無し)	<p>・カナヘビ 低地から山地にかけて広範囲に生息し、草むらなど日当たりのよい場所を好み、公園の緑地、水田の畦、人家の生け垣、畑地など人為的な環境にも適応している。 現地調査では、樹林地や乾性草地等で広く確認されていることから、樹林地及び乾性草地の典型性を示す種として選定する。</p> <p>・アマガエル ため池や水田・畑付近の草叢・市街地の植込み、公園などを生息場所とする。 現地調査では、通年を通して広く確認されていることから、湿性草地の典型性を示す種として選定する。</p> <p>・ヌマチチブ 川の中流域から汽水域等に生息し、流れの緩やかなところに多く生息する。 現地調査では、各調査地点で通年を通して確認されていることから、開放水域（綾瀬川）の典型性を示す種として選定する。</p>
区分	着目種								
上位性	ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ								
典型性	カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ								
特殊性	(※該当無し)								

8.10.2 予測結果の概要

予測結果（生態系(1)）	
<p>＜工事中、存在・供用時＞</p> <p>○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在</p> <p>対象事業実施区域内の約79%が改変され、樹林地の改変率は、予測地域全体の約24%を占める。樹林地は、対象事業実施区域周辺にも広く存在するとともに、緑地整備により、現況と同様の樹林地等を整備することから、供用後においても、着目種が生息・生育する生態系は、維持されると予測される。</p> <p>選定した着目種毎の予測結果は、以下に示すとおりである。</p> <p>・ ホンドタヌキ</p> <p>工事の実施により生息環境である樹林地の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在する。また、緑地整備の実施により、供用時には現在と同様の状況が維持され、生息環境を代償できることから、影響は小さいと考えられる。</p> <p>工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、影響は小さいと考えられる。</p> <p>存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>・ チョウゲンボウ</p> <p>工事の実施により営巣環境の一部が一時消失するが、対象事業実施区域内で営巣が確認されなかったこと、対象事業実施区域周辺には営巣環境となりうる人工構造物が存在することから、営巣環境への影響は小さいと考えられる。また、採餌環境である草地等の改変はない。</p> <p>工事中の間接的な影響は、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は低減されると考えられる。また、本種は移動能力が大きいとため、一時的に対象事業実施区域周辺へ逃避するとも考えられる。</p> <p>存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、現在と同様の生息環境が確保されることで生息環境を代償できると考えられることから、影響は小さいと考えられる。</p>	<p>・ カワセミ</p> <p>対象事業実施区域内には、本種の営巣環境を含む生息環境はないことから、生息環境の改変等の影響はないと考えられる。</p> <p>工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により、低減されると考えられることから、影響は小さいと考えられる。なお、濁水による生息環境の質的変化は生じないと考えられる。</p> <p>存在・供用時の間接的影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、極めて小さいと考えられる。</p> <p>・ カナヘビ</p> <p>工事の実施により生息環境である樹林地（植栽）の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在する。また、緑地整備の実施により、供用時には現在と同様の状況が維持され、生息環境を代償できることから、影響は小さいと考えられる。</p> <p>工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、影響は小さいと考えられる。</p> <p>存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。</p> <p>・ アマガエル</p> <p>工事の実施により生息環境である樹林地の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在することから、影響は小さいと考えられる。なお、産卵場所である水田は改変区域に含まれていないことから、産卵場所への改変はない。</p> <p>工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、影響は小さいと考えられる。なお、濁水による生息環境の質的変化は生じないと考えられる。</p> <p>存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できるとともに、現在と同様の状況が維持されることで生息環境を代償できると考えられることから、影響は小さいと考えられる。</p>






予測結果（生態系(2)）	
<p>・ヌマチチブ</p> <p>対象事業実施区域内に本種の生息環境はないことから、事業の実施に伴う生息環境の改変等の影響はない。</p> <p>工事中的間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、極めて小さいと考えられる。また、濁</p>	<p>水による生息環境の質的变化はないことから、影響はないと考えられる。</p> <p>存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。</p>

8.10.3 評価結果の概要

評価結果（生態系）				
<p><工事中、存在・供用時></p> <p>○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 工事中に、公共用水域に排水する雨水排水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、濁りの影響を低減する。等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>着目種及び着目種が生息・生育する生態系への影響については、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減され、新たな植物の生育基盤が整備され、動物の生息環境が創出されることにより代償されるものと評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 工事中に、公共用水域に排水する雨水排水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、濁りの影響を低減する。等 	<p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>樹林地の環境が消失するため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地は、在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせる多層構造となるように植樹する計画であり、植物の新たな生育基盤が整備されるとともに、動物の採餌環境や移動経路として利用されることが期待でき、動物の生息環境が創出されると考えられる。</p> <p>着目種の生息・生育環境の質的变化に対しては、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、着目種への影響の低減（代償）が期待でき、着目種を上位種または典型種とした生態系を維持できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>「着目種の生息・生育環境を保全すること」</td> </tr> </tbody> </table>	「着目種の生息・生育環境を保全すること」
環境の保全に関する配慮方針				
<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。 工事中に、公共用水域に排水する雨水排水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、濁りの影響を低減する。等 				
「着目種の生息・生育環境を保全すること」				

8.11 景観

8.11.1 調査結果の概要

調査結果（景観）	
<p><眺望景観> 調査地点から対象事業実施区域への眺望景観の状況は、以下に示すとおりであった。</p> <p>・ 戸塚環境センター南</p>  <p>対象事業実施区域からの距離：約0.05km。 近景は、対象事業実施区域入口、植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域内が確認される。</p> <p>・ 北辰病院駐車場</p>  <p>対象事業実施区域からの距離：約0.25km。 近景は、北辰病院駐車場で構成されており、中景には綾瀬川の堤防を挟んで対象事業実施区域が確認される。</p>	<p>・ 出羽公園</p>  <p>対象事業実施区域からの距離：約0.7km。 近景は、公園の広場となっており、遠景に対象事業実施区域が確認される。</p> <p>・ 戸塚南公園</p>  <p>対象事業実施区域からの距離：約0.7km。 近景は、戸塚南公園の運動場が広がり、遠景に対象事業実施区域が確認される。</p> <p>・ 長蔵新田第3公園</p>  <p>対象事業実施区域からの距離：約0.9km。 近景は、長蔵新田第3公園の運動場となっており、遠景に対象事業実施区域が確認される。</p>

8.11.2 予測結果の概要

予測結果（景観）

<存在・供用時>

○施設の存在（眺望景観）

・戸塚環境センター南



既存施設（東棟）と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。既存の植栽木が消失するが、対象事業実施区域内の新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、新施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、緑豊かな住宅地景観の形成を妨げるようなものではない。

・北辰病院駐車場



既存施設と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。対象事業実施区域内の新たに植樹される植栽木の生長により新施設の下層部の隠蔽が期待できるとともに、新施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、緑豊かな住宅地景観の形成を妨げるようなものではない。

・出羽公園



施設の存在時において、既存施設（東棟）と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。対象事業実施区域から約0.7km離れていることから、眺望の変化は小さい。

・戸塚南公園



既存施設の煙突の右側に新施設の煙突が視認できるようになるが、手前の住宅等に遮られ、眺望の変化は小さい。

・長蔵新田第3公園



既存施設の煙突よりも右側に新施設の煙突が視認できるようになるが、手前の樹木や住宅等に遮られることから、眺望の変化は小さい。

8.11.3 評価結果の概要

評価結果（景観）				
<p><存在・供用時> ○施設の存在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離すなどの施設形状及び配置計画に努める。 ・ 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。 ・ 建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。 等 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、施設計画や緑化計画に十分配慮する。これにより、景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離すなどの施設形状及び配置計画に努める。 ・ 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。 ・ 建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。 等 	<p>2 基準・目標等との整合の観点 事業の実施に当たっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、周辺環境との調和を図るため、色彩や対象事業実施区域内の緑化に十分配慮することにより、景観への影響は低減されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">「周辺の景観との調和が図られること。」</td> </tr> </table>	「周辺の景観との調和が図られること。」
環境の保全に関する配慮方針				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離すなどの施設形状及び配置計画に努める。 ・ 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。 ・ 建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。 等 				
「周辺の景観との調和が図られること。」				

8.12 自然とのふれあいの場

8.12.1 調査結果の概要

調査結果（自然とのふれあいの場）	
<p><自然とのふれあいの場の概況></p> <p>①綾瀬の森（通称） 綾瀬川右岸に整備された河畔林。 ナガボノワレモコウ、コムラサキ等の希少な種を始めとして、昆虫類、植物等多くの生き物が確認されている。</p> <p>②桜並木（綾瀬川右岸新栄町団地沿い） 綾瀬川右岸の堤防上の桜並木。ソメイヨシノが300m以上に渡り続く。遊歩道やベンチがあり、花見で賑わう。</p>	<p>③戸塚南公園 住宅地内で、緑地が多く、水路、ベンチ、東屋、遊具、グラウンド等が整備された公園。</p> <p>④戸塚下台公園 住宅地内で、緑地が多く、水路、ベンチ、東屋、遊具、グラウンド等が整備された公園。</p>

8.12.2 予測結果の概要

予測結果（自然とのふれあいの場）	
<p><工事中></p> <p>○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行</p> <p>①自然とのふれあいの場の利用環境の状況 大気質、騒音等の関連要素の予測・評価では、環境保全目標との整合が図られる結果であった。加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約200m以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。</p> <p>②自然とのふれあいの場への交通手段の阻害の状況 資材運搬等の車両の走行ルートは、自然とのふれあいの場の利用者のアクセスルートと交差又は重なることから、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害による影響のおそれが考えられる。しかし、資材運搬等の車両の走行に関して以下に示す状況が考えられることから、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害による影響は小さいと予測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量の増加割合は1.3～10.1%である。 ・大気質、騒音等の関連要素の予測結果では、環境保全目標との整合が図られている。 ・工事の実施にあたり、道路の通行規制、新規道路の整備、既存道路の付け替え（廃止）の計画はない。 ・自然とのふれあいの場は、約200m以上離れており、改変等の直接的な影響はない。 	<p><存在・供用時></p> <p>○施設の存在</p> <p>①自然とのふれあいの場の利用環境の状況 大気質、動物等の関連要素の予測・評価では、環境保全目標との整合が図られる結果であった。加えて、自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約200m以上離れており、改変等の直接的な影響はないことから、施設の存在及び施設の稼働による自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測される。</p>

8.12.3 評価結果の概要

評価結果（自然とのふれあいの場）	
<p><工事中> ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行</p> <p style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した工事計画の策定、実施に努める。 ・資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、運行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう教育する。 <p>1 影響の回避・低減の観点 工事の実施にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 工事の実施に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響及び交通手段の阻害への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <p>「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」</p>	<p><存在・供用時> ○施設の存在・施設の稼働</p> <p style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連要素における「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営に努める。 ・廃棄物運搬車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう、収集ルートを設定し、運転手に収集ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう指導する。 <p>1 影響の回避・低減の観点 施設の存在及び施設の稼働にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底することにより、自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 施設の存在及び施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場の利用環境への影響は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <p>「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」</p>

8.13 日照阻害

8.13.1 調査結果の概要

調査結果（日照阻害）

<日影の状況>

対象事業実施区域内の既存施設による日影は、7時～16時にわたって周辺地域に生じていた。西側では住宅地に、北側では川口市立戸塚綾瀬小学校に、東側では河川敷及び水田等に日影がかかっていた。

西側の住宅地では、7時頃に西北西側に長く伸びた煙突の日影（長さ約750m）がかかっていたが、8時以降日影は外れていた。

川口市立戸塚綾瀬小学校では、7時～10時にわたって既存施設の日影がかかっていたが、11時以降日影は外れていた。

東側では、15時に、綾瀬川を越えて既存施設から約200m離れた場所に位置する工場の建物に既存施設の日影がかかっていた。

[8時]



[12時]

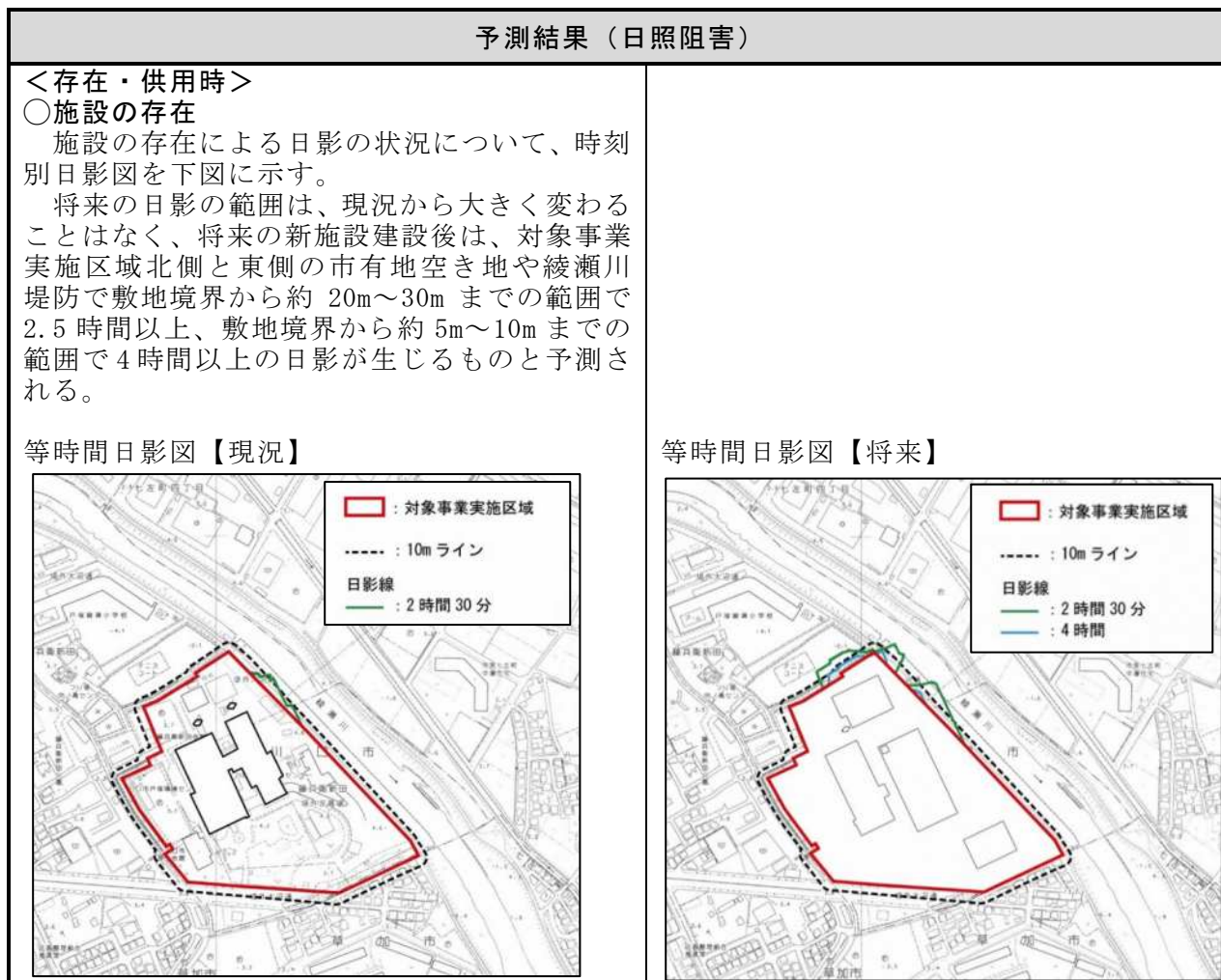


[15時]

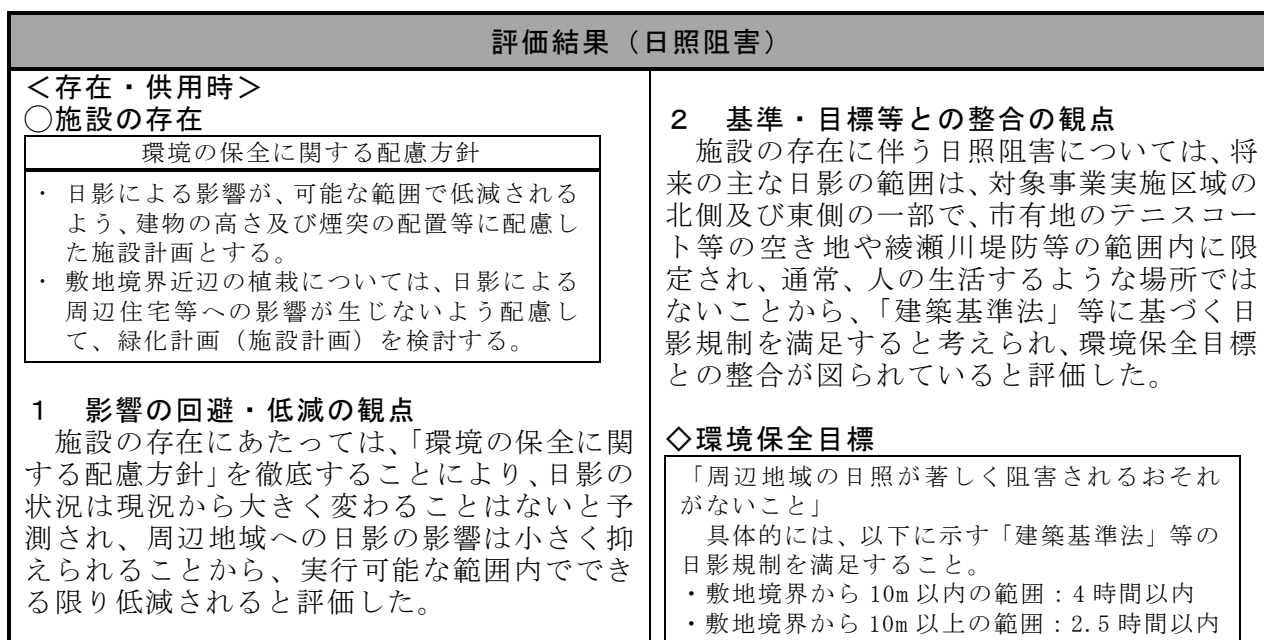


（東側の状況：綾瀬川の対岸の工場建屋と日影）

8.13.2 予測結果の概要



8.13.3 評価結果の概要



8.14 電波障害

8.14.1 調査結果の概要

調査結果（電波障害）																				
<電波の発信状況> ◇地上デジタル <table border="1"> <thead> <tr> <th>送信局</th> <th>チャンネル</th> <th>放送局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京スカイツリー</td> <td>16ch 21ch～27ch</td> <td>TOKYO MX、テレビ東京、 テレビ朝日等計8局</td> </tr> <tr> <td>浦和局</td> <td>32ch</td> <td>テレビ埼玉</td> </tr> </tbody> </table>		送信局	チャンネル	放送局名	東京スカイツリー	16ch 21ch～27ch	TOKYO MX、テレビ東京、 テレビ朝日等計8局	浦和局	32ch	テレビ埼玉	<電波の受信状況> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>東京スカイツリー</th> <th>浦和局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～21</td> <td>8局全て正常に受信可能</td> <td>（電波障害想定範囲外）</td> </tr> <tr> <td>22～43</td> <td>（電波障害想定範囲外）</td> <td>1地点のみブロックノイズ等あり 他は正常に受信可能</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	東京スカイツリー	浦和局	1～21	8局全て正常に受信可能	（電波障害想定範囲外）	22～43	（電波障害想定範囲外）	1地点のみブロックノイズ等あり 他は正常に受信可能
送信局	チャンネル	放送局名																		
東京スカイツリー	16ch 21ch～27ch	TOKYO MX、テレビ東京、 テレビ朝日等計8局																		
浦和局	32ch	テレビ埼玉																		
調査地点	東京スカイツリー	浦和局																		
1～21	8局全て正常に受信可能	（電波障害想定範囲外）																		
22～43	（電波障害想定範囲外）	1地点のみブロックノイズ等あり 他は正常に受信可能																		
◇衛星放送 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>衛星放送の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BS放送</td> <td>BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、 BSAT-4a、JCSAT-110R</td> </tr> <tr> <td>CS放送</td> <td>N-SAT-110、JCSAT-3A、JCSAT-4B</td> </tr> </tbody> </table>		区分	衛星放送の名称	BS放送	BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、 BSAT-4a、JCSAT-110R	CS放送	N-SAT-110、JCSAT-3A、JCSAT-4B													
区分	衛星放送の名称																			
BS放送	BSAT-3a、BSAT-3b、BSAT-3c、 BSAT-4a、JCSAT-110R																			
CS放送	N-SAT-110、JCSAT-3A、JCSAT-4B																			

8.14.2 予測結果の概要

予測結果（電波障害）	
<存在・供用時> ○施設の存在 施設の存在に伴う電波障害の予測範囲を下図に示す。	
地上デジタル放送電波障害の予測範囲 	衛星放送電波障害の予測範囲

8.14.3 評価結果の概要

評価結果（電波障害）				
<p><存在・供用時> ○施設の存在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波障害の影響ができる限り低減されるよう、建物及び煙突の高さ、配置等に配慮する。 ・ 受信障害が発生し、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATVへの加入など適切な対策を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波障害の影響ができる限り低減されるよう、建物及び煙突の高さ、配置等に配慮する。 ・ 受信障害が発生し、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATVへの加入など適切な対策を実施する。 	<p>2 基準・目標等との整合の観点 施設の存在に伴う電波障害の予測範囲は、綾瀬川の堤防等に限定され、通常、人が生活することのないような場所であり、周辺地域の住宅等が分布する地域では“正常に受信”できると予測されたことから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">「周辺地域の住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないようにする」</td> </tr> </table>	「周辺地域の住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないようにする」
環境の保全に関する配慮方針				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波障害の影響ができる限り低減されるよう、建物及び煙突の高さ、配置等に配慮する。 ・ 受信障害が発生し、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATVへの加入など適切な対策を実施する。 				
「周辺地域の住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないようにする」				

8.15 廃棄物等

8.15.1 予測結果の概要

予測結果（廃棄物等）																																								
<p><工事中></p> <p>○造成等の工事（廃棄物）</p> <p>工事期間中に想定される廃棄物の排出量は、下表に示すとおりである。</p> <p>廃棄物の排出量 (t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>2,610</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>15,835</td> </tr> <tr> <td>ガラスくず・陶器くず</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>4,468</td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>木くず（建設発生木材）</td> <td>667</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>543</td> </tr> <tr> <td>廃油</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物の種類	排出量	アスファルト・コンクリート塊	2,610	コンクリート塊	15,835	ガラスくず・陶器くず	200	廃プラスチック	200	金属くず	4,468	繊維くず	10	木くず（建設発生木材）	667	紙くず	11	建設混合廃棄物	543	廃油	15	石膏ボード	6	建設汚泥	4,000	<p><存在・供用時></p> <p>○施設の稼働</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物等のうち、生活排水及び処理後のプラント排水については、公共下水道に放流することから、予測結果に含めていない。</p> <p>廃棄物等の年間排出量 (t/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時</th> <th>新施設の単独稼働時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却灰</td> <td>11,920</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td>飛灰</td> <td>4,470</td> <td>1,970</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,390</td> <td>7,570</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時	新施設の単独稼働時	焼却灰	11,920	5,600	飛灰	4,470	1,970	合計	16,390	7,570
廃棄物の種類	排出量																																							
アスファルト・コンクリート塊	2,610																																							
コンクリート塊	15,835																																							
ガラスくず・陶器くず	200																																							
廃プラスチック	200																																							
金属くず	4,468																																							
繊維くず	10																																							
木くず（建設発生木材）	667																																							
紙くず	11																																							
建設混合廃棄物	543																																							
廃油	15																																							
石膏ボード	6																																							
建設汚泥	4,000																																							
廃棄物の種類	新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時	新施設の単独稼働時																																						
焼却灰	11,920	5,600																																						
飛灰	4,470	1,970																																						
合計	16,390	7,570																																						
<p>○造成等の工事（残土）</p> <p>掘削発生土は、場内利用を基本とするが、対象事業実施区域の地下に埋設廃棄物があるため、埋設廃棄物を含む掘削発生土は、関係法令に基づき管理型最終処分場に搬出、処分し、それ以外の掘削発生土を場内利用とする。</p> <p>残土量 (m³)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掘削発生土量</th> <th>場内利用土量</th> <th>場外搬出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40,531</td> <td>8,244</td> <td>32,287</td> </tr> </tbody> </table>		掘削発生土量	場内利用土量	場外搬出量	40,531	8,244	32,287																																	
掘削発生土量	場内利用土量	場外搬出量																																						
40,531	8,244	32,287																																						

8.15.2 評価結果の概要

評価結果（廃棄物等）	
<p><工事中> ○造成等の工事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・ 再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。 </div> <p>1 影響の回避・低減の観点 廃棄物等の排出量は、廃棄物等の発生抑制及び再資源化により、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 廃棄物等の影響は、環境保全目標を満足すると予測されており、環境保全目標との整合が図られているものと評価した。 なお、残土については、既存施設建設以前の埋設廃棄物が含まれる発生土以外は、場内利用とする計画である。</p> <p>◇環境保全目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「建設リサイクル推進計画 2015（関東地域版）」に示されている再資源率等の目標を満足すること。</p> </div>	<p><存在・供用時> ○施設の稼働</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ・ 施設では処理できない処理不適物（資源化不適物）は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。 ・ 焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。 </div> <p>1 影響の回避・低減の観点 新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時の廃棄物は、朝日環境センターが稼働しないことから焼却残さの熔融スラグ化ができないが、できる限りの再資源化を図った上で、再資源化困難なものについて、市外の県営及び民間の最終処分場で処分する計画である。 新施設の単独稼働時の廃棄物については、本市が最終処分場を有しておらず、また、新たに最終処分場を確保することが困難な状況であることを踏まえ、資源化技術の動向等を考慮しながら、焼却残さの処分方法を検討していく計画である。 以上により、廃棄物の排出量は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 廃棄物等の影響は、廃棄物等の発生量を実行可能な範囲内でできる限り低減されていることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「廃棄物等の排出量をできる限り抑制すること」</p> </div>

8.16 温室効果ガス等

8.16.1 予測結果の概要

予測結果（温室効果ガス等）	
<p><工事中></p> <p>○建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行 工事期間中に想定される建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、8,547t-CO₂と予測される。 工事期間中に想定される資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量は、1,732t-CO₂と予測される。</p>	<p><存在・供用時></p> <p>○施設の稼働 施設の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時で39,967t-CO₂/年（削減量26,148t-CO₂/年）、新施設の単独稼働時で21,237t-CO₂/年（削減量18,301t-CO₂/年）と予測される。</p> <p>○廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス排出量は、3,246t-CO₂/年と予測される。</p>

8.16.2 評価結果の概要

評価結果（温室効果ガス等(1)）							
<p><工事中></p> <p>○建設機械の稼働</p> <table border="1"> <tr> <td>環境の保全に関する配慮方針</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。 建設機械に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 </td> </tr> </table> <p>○資材運搬等の車両の走行</p> <table border="1"> <tr> <td>環境の保全に関する配慮方針</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 資材運搬等の車両の点検・整備を十分にを行い、空ぶかしを避けるとともにアイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手への指導を徹底し、良好な沿道環境の維持に努める。 資材運搬等の車両に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点</p> <p>○建設機械の稼働 建設機械の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、建設機械の稼働に関する「環境の保全に関する配慮方針」を実施し、排出量の削減に努めることにより、温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>○資材運搬等の車両の走行 資材運搬等の車両の走行に伴い排出される温室効果ガスに対しては、資材運搬等の車両の走行に関する「環境の保全に関する配慮方針」を実施し、排出量の削減に努めることにより、温室効果ガスの影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。 建設機械に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 資材運搬等の車両の点検・整備を十分にを行い、空ぶかしを避けるとともにアイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手への指導を徹底し、良好な沿道環境の維持に努める。 資材運搬等の車両に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 	<p>2 基準・目標等との整合の観点</p> <p>○建設機械の稼働 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。 また、低燃費の建設機械の利用に努める等により、「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。 以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第6版（改訂版）」のCO₂排出量の削減目標 </td> </tr> </table> <p>○資材運搬等の車両の走行 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。 また、アイドリングストップ等により「建設業の環境自主行動計画」の目標を満足する。 以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第6版（改訂版）」のCO₂排出量の削減目標 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第6版（改訂版）」のCO₂排出量の削減目標 	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第6版（改訂版）」のCO₂排出量の削減目標
環境の保全に関する配慮方針							
<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。 建設機械に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 							
環境の保全に関する配慮方針							
<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 資材運搬等の車両の点検・整備を十分にを行い、空ぶかしを避けるとともにアイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手への指導を徹底し、良好な沿道環境の維持に努める。 資材運搬等の車両に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。等 							
<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第6版（改訂版）」のCO₂排出量の削減目標 							
<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務 「建設業の環境自主行動計画第6版（改訂版）」のCO₂排出量の削減目標 							

評価結果（温室効果ガス等(2)）

<存在・供用時>

○施設の稼働

環境の保全に関する配慮方針

- ・ できる限り高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。
- ・ 再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備の導入を図る。詳細は今後の検討により決定する。また、省エネルギー設備の導入についても合わせて検討する。
- ・ 断熱性の高い外壁材等の使用に努める。等

○廃棄物運搬車両等の走行

環境の保全に関する配慮方針

- ・ 廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。
- ・ 廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。
- ・ 廃棄物運搬車両等については、「埼玉県生活環境保全条例」に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。

1 影響の回避・低減の観点

○施設の稼働

施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスに対しては、廃棄物発電及び環境啓発棟への熱供給を実施することにより、温室効果ガスの削減が見込まれることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

○廃棄物運搬車両等の走行

廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される温室効果ガスに対しては、廃棄物運搬車両等の運転時の配慮等により、排出量の削減に努めることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

○施設の稼働

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、ごみの焼却に伴う余熱利用により発電を行う等により、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等の目標を達成する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

- ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務
- ・ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の事業者の目標及び指針
- ・ 「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）」の温室効果ガス削減目標、事業者活動における省エネルギーの主な取り組み、廃棄物部門の主な削減対策 等

○廃棄物運搬車両等の走行

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における事業者の責務を遵守する。

また、アイドリングストップ等を行うなど、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等の目標を満足する。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

- ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務
- ・ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の事業者の目標及び指針
- ・ 「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（改訂版）」の温室効果ガス削減目標、事業者活動における省エネルギーの主な取り組み、廃棄物部門の主な削減対策 等

第9章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、環境の保全に関する配慮方針を確実に実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、環境保全に関する基準又は目標を踏まえて設定した環境保全目標との整合も図られていると評価する。

第 10 章 事後調査の計画

10.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 10-1 に示すとおりである。

表 10-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	環境影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	○
騒音・低周波音	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	○
振動	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	○
悪臭	存在・供用時	施設の稼働	○
水質	工事中	造成等の工事	○
地下水	工事中	造成等の工事	○
土壌	工事中	造成等の工事	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
動物	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
		造成等の工事	○
	存在・供用時	施設の存在	○
植物	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の存在	○
生態系	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
		造成等の工事	○
	存在・供用時	施設の存在	○
景観	存在・供用時	施設の存在	○
自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用時	施設の存在	×
		施設の稼働	×
日照障害	存在・供用時	施設の存在	×
電波障害	存在・供用時	施設の存在	×
廃棄物等	工事中	造成等の工事	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	○

注) 「○」は事後調査項目に選定することを、「×」は事後調査項目から除外することを表す。

10.2 事後調査の調査地点

事後調査を実施する大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、地下水、土壌、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等及び温室効果ガス等の調査地点は図 10-1 (1)～(8)に示すとおりである。

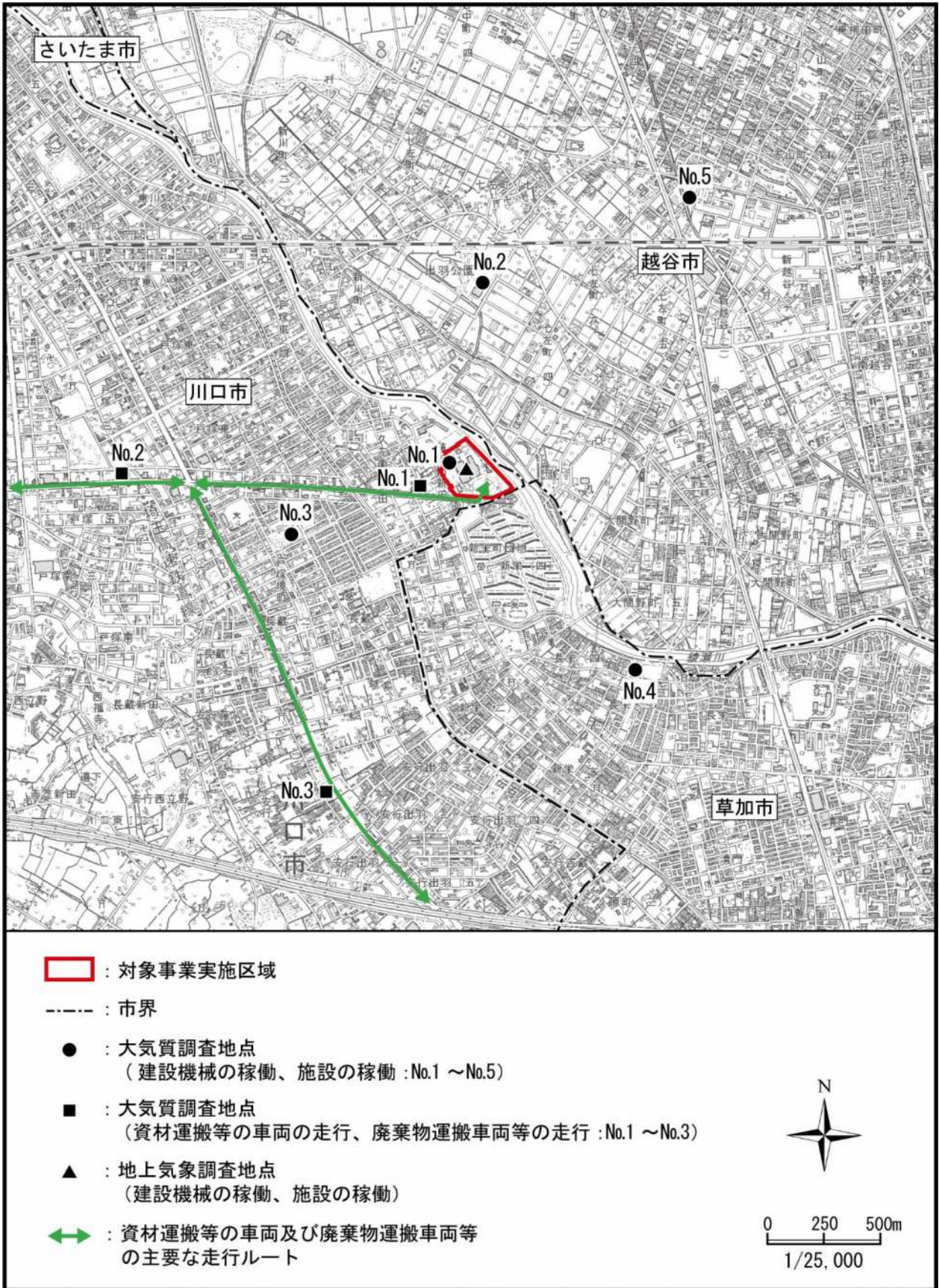


図 10-1 (1) 事後調査地点図 (大気質、気象)

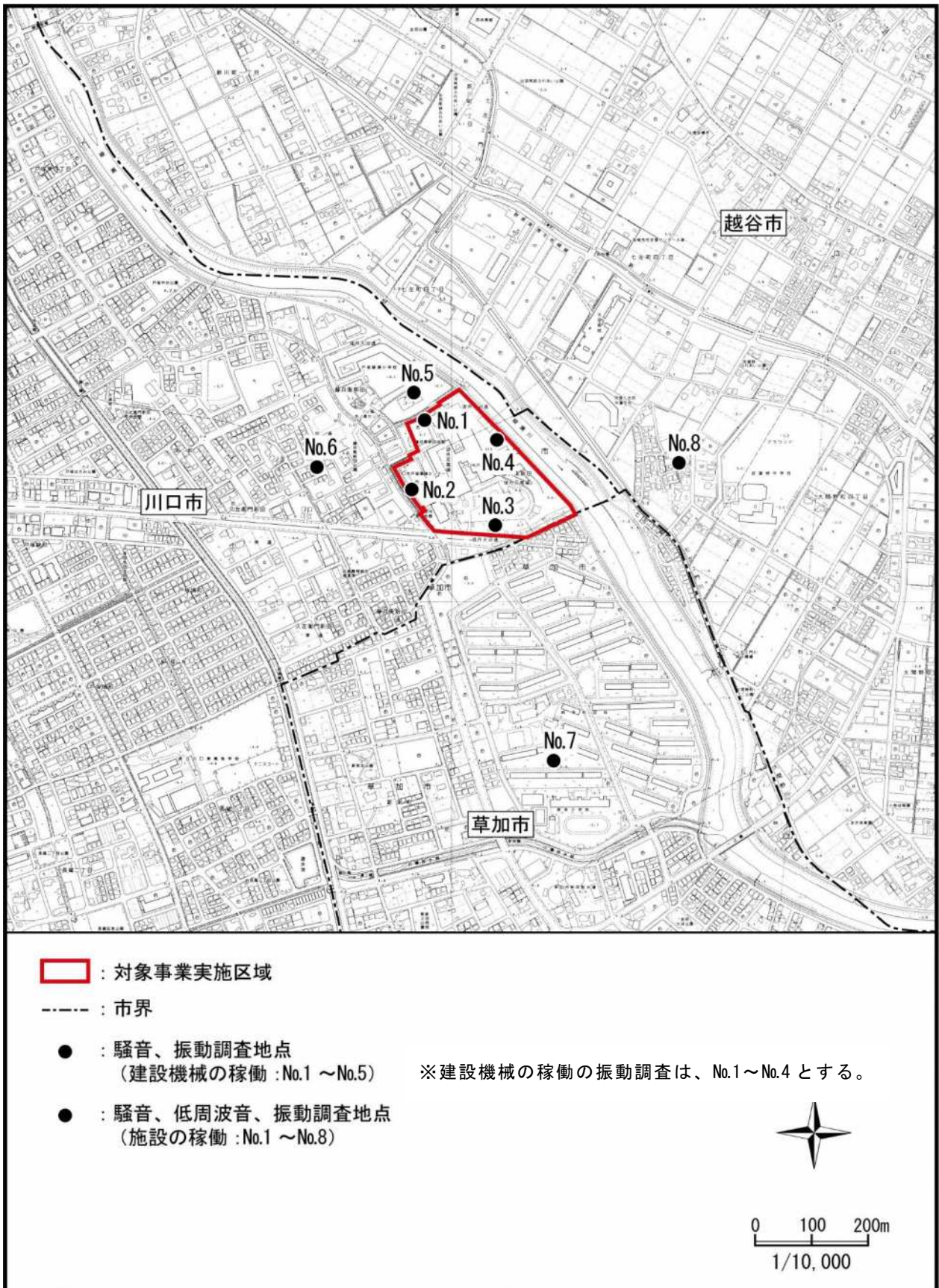


図 10-1(2) 事後調査地点図 (騒音・低周波音、振動)



図 10-1(3) 事後調査地点図 (騒音、振動)

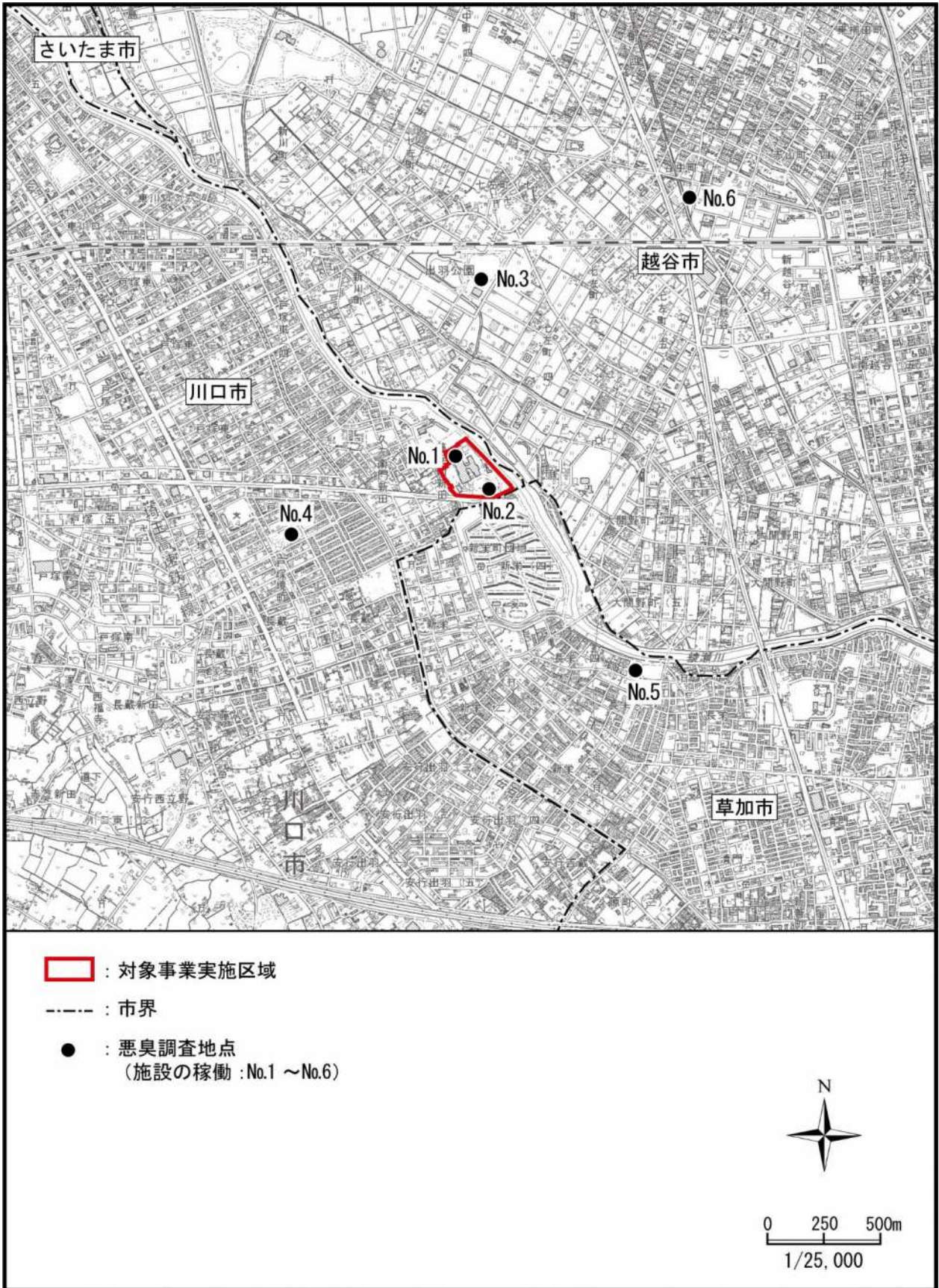


図 10-1(4) 事後調査地点図 (悪臭)

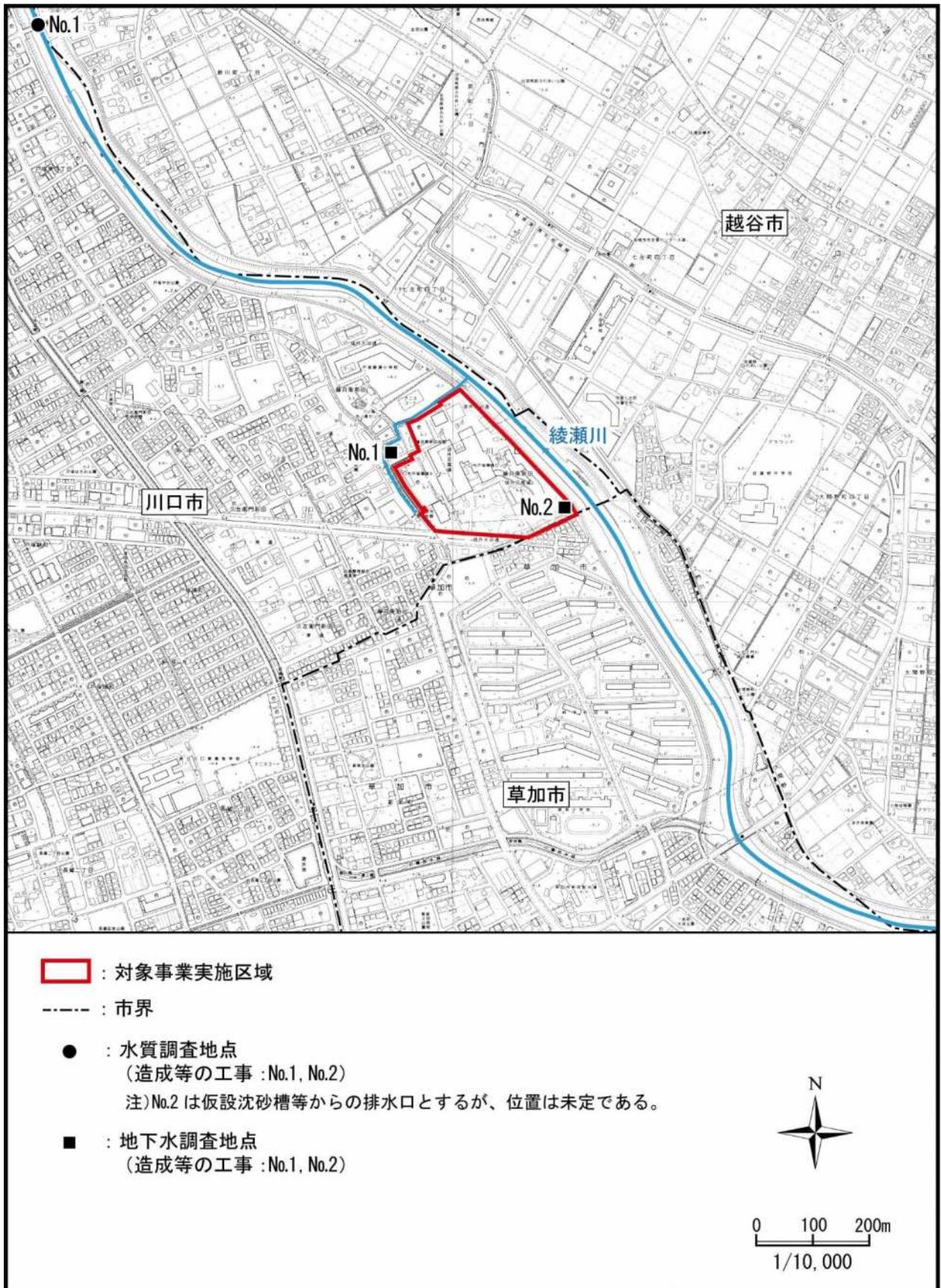


図 10-1(5) 事後調査地点図 (水質、地下水)

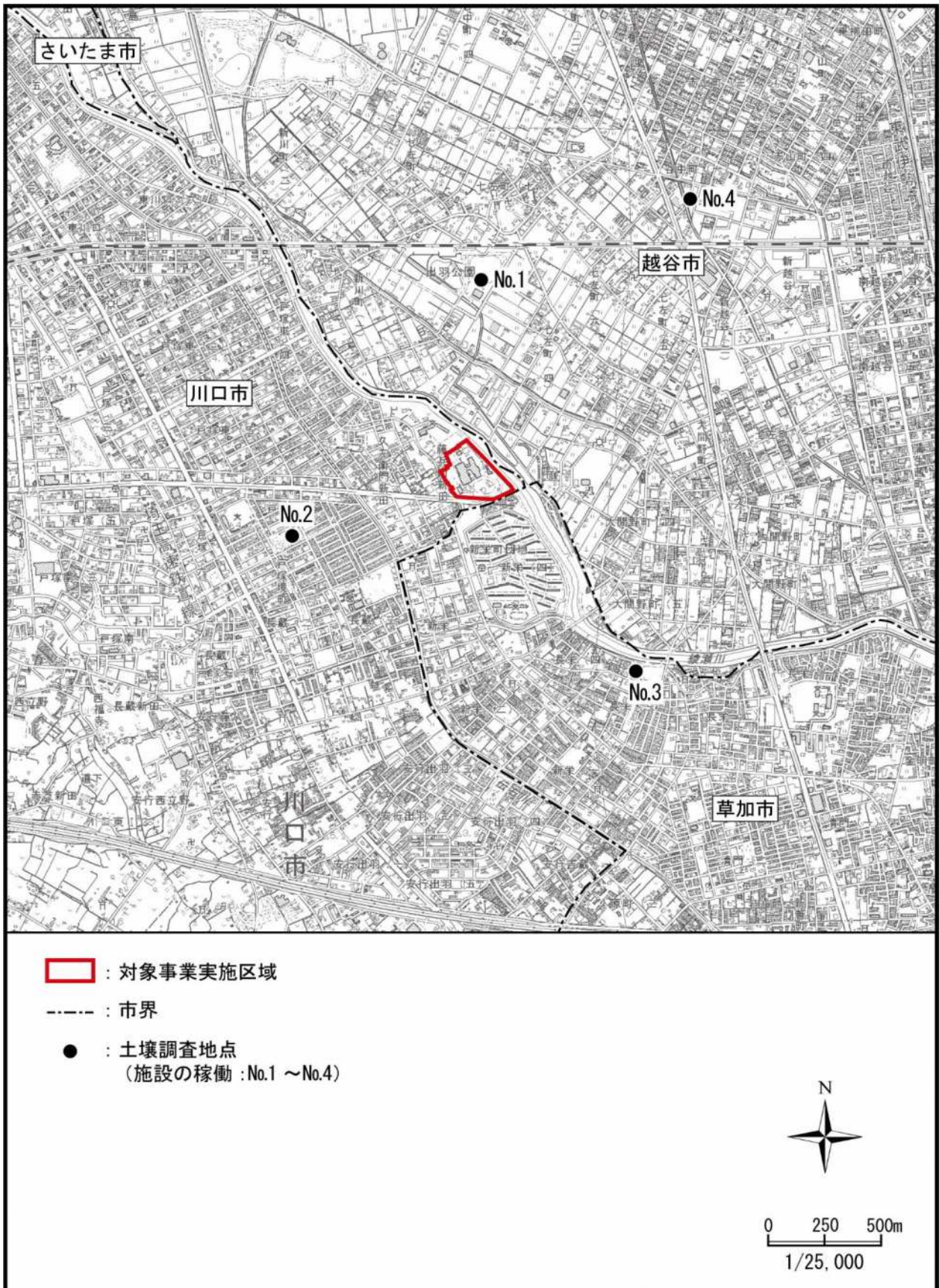


図 10-1(6) 事後調査地点図 (土壌)



図 10-1(7) 事後調査地点図 (動物、植物、生態系)



図 10-1(8) 事後調査地点図 (景観)

10.3 事後調査の工程

本事業の実施にあたり、調査を予定する事後調査の工程を表 10-2 に示す。

表 10-2 事後調査の工程

項目	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
解体工事													
解体工事（東棟その他）													
解体工事（厚生会館）													
新設工事													
新設工事（管理棟・収集業務事務所）													
新設工事（新粗大ごみ処理施設）													
新設工事（新焼却処理施設）													
新設工事（その他施設）													
新設工事（外構工事）													
新設工事（環境啓発棟）													
新設工事（プラント設備工事（焼却処理施設））													
新設工事（プラント設備工事（粗大ごみ処理施設））													
新粗大ごみ処理施設の稼働													
新焼却処理施設の稼働													
(1) 大気質													
【工事中】													
【存在・供用時】													
(2) 騒音・低周波音													
【工事中】													
【存在・供用時】													
(3) 振動													
【工事中】													
【存在・供用時】													
(4) 悪臭													
【存在・供用時】													
(5) 水質													
【工事中】													
(6) 地下水													
【工事中】													
(7) 土壌													
【工事中】													
【存在・供用時】													
(8) 動物													
【工事中】													
【存在・供用時】													
(9) 植物													
【存在・供用時】													
(10) 生態系													
【工事中】													
【存在・供用時】													
(11) 景観													
【存在・供用時】													
(12) 廃棄物等													
【工事中】													
【存在・供用時】													
(13) 温室効果ガス等													
【工事中】													
【存在・供用時】													

注) 事後調査の実施期間は、現時点での想定であり、工事の進捗状況により変更する可能性がある。

10.4 事後調査項の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を実施する。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合には、事業者である川口市が主体となり、改善のための措置等を検討、実施する。

10.5 事後調査の実施体制

10.5.1 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中については、工事期間終了後、新焼却処理施設の稼働時の段階で、存在・供用時については、新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時と新施設の単独稼働時に分けて、それぞれの調査終了後に提出するものとし、提出時期は表 10-3 に示す予定とする。

表 10-3 事後調査書の提出時期（予定）

工事中	工事期間（～令和 11 年度前半）の終了後、速やかに提出するものとし、令和 11 年度末を目安とする。
存在・供用時	[新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時] 同時稼働時期間（令和 11 年度～令和 13 年度）の終了後、令和 14 年度の早い段階とする。 [新施設の単独稼働時] 新施設の単独稼働時の調査終了後（令和 15 年度）令和 16 年度の早い段階とする。

10.5.2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である川口市が実施する。

第 11 章 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価準備書」(令和2年3月、川口市) に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第6条及び第8条の規定に基づき、縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見が1通提出された。その意見の概要は、表11-1に示すとおりである。

表 11-1 意見の概要

項目	頁	意見の概要
対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-2-39	<p>今回の事業地に隣接する草加のあやせ新栄ビオトープは、埼玉県の水辺100選で選ばれ、隣接するトンボ池・バードサンクチュアリとともに、地域住民により定期的に管理・作業が行われている場所であり、希少動植物が生息・生育している。</p> <p>しかし、「(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況」に、その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設として、市民団体や子供たちが自然保護をしている「あやせ新栄ビオトープ」や「綾瀬の森」が含まれていない。</p> <p>この2つの場所に対して自然に対する環境影響調査をすべきであり、配慮する施設に上記2か所を加えるよう要望する。</p>

第12章 準備書についての知事の意見

「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価準備書」(令和2年3月、川口市) に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

12.1 全般的事項

(1) 新施設建設について

新施設建設に当たっては、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。

(2) 排ガス処理方式について

排ガス処理方式については、最終処分量など、環境負荷を総合的に検討した上で選定すること。

12.2 騒音・低周波音

新施設における騒音の発生源や調査結果における局所的な低周波音の発生の原因を把握し、周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めること。

12.3 振動

予測結果が規制値等を下回っている場合であっても、予測の不確実性を考慮し、車両の走行及び施設の稼働により周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めること。

12.4 植物

緑化の計画においては、多層構造により緑視率の確保に努め、かつ、高木、中低木について具体的な種類を定めた上で、配置計画の策定を検討すること。

12.5 自然とのふれあいの場

工事車両等の増加により、自然とのふれあいの場の利用者に影響を及ぼすことがないよう努めること。

12.6 事後調査

排ガス処理設備が検討段階にあることを鑑み、微小粒子状物質 (PM2.5) の追加について検討すること。

第 13 章 第 11 章及び第 12 章の意見についての事業者の見解

13.1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

第11章で示した、環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解は表13-1に示すとおりである。

表 13-1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

番号	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
対象事業実施区域及びその周囲の概況		
1.	<p>今回の事業地に隣接する草加のあやせ新栄ビオトープは、埼玉県の水辺100選で選ばれ、隣接するトンボ池・バードサンクチュアリとともに、地域住民により定期的に管理・作業が行われている場所であり、希少動植物が生息・生育している。</p> <p>しかし、「(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況」に、その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設として、市民団体や子供たちが自然保護をしている「あやせ新栄ビオトープ」や「綾瀬の森」が含まれていない。</p> <p>この2つの場所に対して自然に対する環境影響調査をすべきであり、配慮する施設に上記2か所を加えるよう要望する。</p>	<p>「(5) 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況」は、学校や病院の分布状況等、地域の社会的状況を把握するための項目であり、ご意見いただきました「あやせ新栄ビオトープ」及び「綾瀬の森」は、自然的な要素を含んだものであることから、“自然とのふれあいの場”として「(6) 景観、自然とのふれあいの場の状況 イ 自然とのふれあいの場の状況」に記載しました。なお、「綾瀬の森」については、環境影響評価準備書の同項目の本文中及び表 3.2-34 にすでに掲載しています。</p> <p>また、「あやせ新栄ビオトープ」及び「綾瀬の森」は、動物、植物及び生態系の調査地域及び予測地域に含めており、環境影響評価書第9章において適切に調査、予測及び評価を実施しています。</p>

13.2 知事意見に対する事業者の見解

第12章で示した、準備書についての知事の意見に対する事業者の見解は、表13-2(1)～(2)に示すとおりである。

表13-2(1) 知事意見に対する事業者の見解

番号	埼玉県知事の意見	事業者の見解
1 全般的事項		
1-1	(1) 新施設建設について 新施設建設に当たっては、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。	新施設建設に当たっては、塩化水素及び硫黄酸化物の処理設備として湿式洗浄（又は湿式＋乾式洗浄）など、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めてまいります。
1-2	(2) 排ガス処理方式について 排ガス処理方式については、最終処分量など、環境負荷を総合的に検討した上で選定すること。	排ガス処理方式については、排出ガスの諸元に関する事項（排出量、有害物質除去など）の他、焼却灰及び飛灰の発生量などの環境負荷を総合的に検討した上で選定してまいります。
2 騒音・低周波音		
2-1	新施設における騒音の発生源や調査結果における局所的な低周波音の発生の原因を把握し、周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めること。	新施設における騒音及び低周波音の発生源については、焼却処理施設の送風機・ポンプ、粗大ごみ処理施設の破碎機などが考えられます。特に、粗大ごみ処理施設の稼働時には一部で高い低周波音が測定されています。騒音及び低周波音の発生源については、これらの状況も参考にして、低騒音型の機種選定、遮音性の高い部屋構造の採用、適正な点検・整備、植栽による緩衝帯の配置などにより、周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めてまいります。
3 振動		
3-1	予測結果が規制値等を下回っている場合であっても、予測の不確実性を考慮し、車両の走行及び施設の稼働により周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めること。	振動の影響については、地盤条件等による予測の不確実性が考えられることから、廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理の実施、設備機器からの振動の伝播を防止する装置等の設置などにより、関係車両の走行及び施設の稼働による周辺住宅等に及ぼす影響を低減するよう努めてまいります。
4 植物		
4-1	緑化の計画においては、多層構造により緑視率の確保に努め、かつ、高木、中低木について具体的な種類を定めた上で、配置計画の策定を検討すること。	緑化計画について、今後の詳細設計において、高木、中低木の具体的な樹種及び配置を検討するとともに、高木、中低木を混在させた多層構造とすることにより、緑視率の確保に努めてまいります。

表 13-2 (2) 知事意見に対する事業者の見解

番号	埼玉県知事の意見	事業者の見解
5 自然とのふれあいの場		
5-1	<p>工事車両等の増加により、自然とのふれあいの場の利用者に影響を及ぼすことがないように努めること。</p>	<p>工事車両等の増加に対しては、特定の道路や時間帯に車両が集中しないよう計画的な運行計画・管理に努め、運転手に対する安全運転等の指導・監督等により、自然とのふれあいの場の利用者に影響を及ぼすことがないように努めてまいります。</p>
6 事後調査		
6-1	<p>排ガス処理設備が検討段階にあることを鑑み、微小粒子状物質（PM2.5）の追加について検討すること。</p>	<p>準備書作成段階においては排ガス処理設備の具体は検討段階であり、予測も未実施であることに鑑み、供用時（同時稼働時・単独稼働時）における大気質（環境大気）の事後調査項目に、微小粒子状物質を追加し、施設の稼働による影響を確認してまいります。</p>

本書に掲載した 1/25,000、1/30,000、1/40,000 の地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を加工して作成したものである。

本書は、再生紙を使用しています。